

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	
第1章 総則 (用語の定義)	
第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
用語	意味
1～30 (略)	(略)
30-2 アナログ電話サービス	協定事業者の契約約款等（電話サービス契約約款に相当するものに限る。）に基づいて主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行うアナログ信号方式の電気通信サービス
31～40 (略)	(略)
41 契約者回線番号等	当社又は協定事業者の音声伝送役務を提供する際に契約者回線又は他社契約者回線ごとに付与する番号又は追加番号（ただし、オフトーク通信を除く。）
42～74-2 (略)	(略)
74-3 音声帯域回線	アナログ電話サービスを提供するための協定事業者の音声帯域回線収容装置に接続される当社の端末回線（直収電話重畳となるものを含む。）
第3章 協定の締結手続き等	
第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)	
第34条の4 接続申込者は、当社の光信号端末回線又は光信号局内伝送路と接続しようとするときは、当社に対し、別表3（様式）様式第7-4の光回線設備接続申込書により、光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続する旨の申込み（接続を予定する光信号端末回線又は光信号局内伝送路の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期（その申込みの日から6ヶ月以内の日であることを要します。）の指定を含みます。光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みには、光信号分岐端末回線接続工事の申込みを含み、協定事業者が要望する場合にあっては、光屋内配線工事の申込み、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事の申込み及び光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むものとします。以下同じとします。）昼間に実施する旨の申込みを含みます。）を行うことを要します。また、接続申込者は、光信号端末回線を接続する旨の申込み（以下「光信号端末回線の工事日仮予約」といいます。）をすることが可能であり、接続申込者が当該回線を接続する旨の申込みを行った場合には、当社は、接続申込者が仮予約した工事日（以下「光信号端末回線の仮予約工事日」といいます。）を接続申込者が指定した工事日として取り扱うものとします。当社は、光回線設備接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み（以下「光信号端末回線の仮予約工事日」といいます。）に規定する事前調査の申込みを行っていない必要はなく、第10条の2（事前照会）第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。	

新	
第1章 総則 (用語の定義)	
第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
用語	意味
1～30 (略)	(略)
30-2 アナログ電話サービス	協定事業者の契約約款等（電話サービス契約約款に相当するものに限ります。）に基づいて主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行うアナログ信号方式の電気通信サービス
31～40 (略)	(略)
41 契約者回線番号等	当社又は協定事業者の音声伝送役務を提供する際に契約者回線又は他社契約者回線ごとに付与する番号又は追加番号（ただし、オフトーク通信を除きます。）
42～74-2 (略)	(略)
74-3 音声帯域回線	アナログ電話サービスを提供するための協定事業者の音声帯域回線収容装置に接続される当社の端末回線（直収電話重畳となるものを含まず。）
第3章 協定の締結手続き等	
第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)	
第34条の4 接続申込者は、当社の光信号端末回線又は光信号局内伝送路と接続しようとするときは、当社に対し、別表3（様式）様式第7-4の光回線設備接続申込書により、光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続する旨の申込み（接続を予定する光信号端末回線又は光信号局内伝送路の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期（その申込みの日から6ヶ月以内の日であることを要します。）の指定を含みます。光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みには、光信号分岐端末回線接続工事の申込みを含み、協定事業者が要望する場合にあっては、光屋内配線工事の申込み、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事の申込み及び光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する旨の申込みを含みます。）を行うことを要します。また、接続申込者は、光信号端末回線を接続する旨の申込み（以下「光信号端末回線の工事日仮予約」といいます。）をすることが可能であり、接続申込者が当該回線を接続する旨の申込みを行った場合には、当社は、接続申込者が仮予約した工事日（以下「光信号端末回線の仮予約工事日」といいます。）を接続申込者が指定した工事日として取り扱うものとします。当社は、光回線設備接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み（以下「光信号端末回線の仮予約工事日」といいます。）に規定する事前調査の申込みを行っていない必要はなく、第10条の2（事前照会）第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。	

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条

1 (略)

- (1) (略)
- (2) その協定事業者が、第37条（その他の工事の請求）第2項に規定する基地局回線の申込みの承諾を受けたとき。
- (3) ～ (28) (略)
- (29) 当社が、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第2項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄ウ欄若しくはエ欄又は第8欄に限り、以下本号において同じとします。）に係る回線の提供可否を甲が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能を提供する回線の接続に係る工事（以下「接続工事等」といいます。）を行う場合に、協定事業者が指定した時刻（当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。）に接続工事等を行う場所に到着したとき。

第4節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定)

第71条

1～2 (略)

3

- (1)～(4) (略)
- (5) 大規模災害発生時に、当社及び協定事業者が別に合意した基準に基づき、当社が利用者料金の支払いを要しない措置を行った公衆電話（当社が設置したものうち、当社が指定したものに限り、以下「指定時刻」といいます。）から、当該措置の開始から終了までの期間に発信された通信（この場合において、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、利用者が利用者料金の支払いを要せずに利用できるよう特別に設置した電話から発信された通信は含みません。）

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条

1 (略)

- (1) (略)
- (2) 削除

(3)～(28) (略)

- (29) 当社が、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第2項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄ウ欄若しくはエ欄又は第8欄に限り、以下この号において同じとします。）に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能を提供する回線の接続に係る工事（以下「接続工事等」といいます。）を行う場合に、協定事業者が指定した時刻（当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。）に接続工事等を行う場所に到着したとき。

第4節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定)

第71条

1～2 (略)

3

- (1)～(4) (略)
- (5) 大規模災害発生時に、当社及び協定事業者が別に合意した基準に基づき、当社又は特定端末系事業者が利用者料金の支払いを要しない措置を行った場合における、当該措置の開始から終了までの期間に発信された以下の通信
ア 公衆電話（当社又は特定端末系事業者が指定したものに限り、以下「指定時刻」といいます。）から発信された通信
イ 避難施設等での通信手段確保又は帰宅困難者の連絡手段確保のため特別に設置した電話（当社又は特定端末系事業者が指定したものに限り、以下「指定時刻」といいます。）から発信された通信

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容	
(1)～(24) (略)	(略)	
(25) 光信号局内伝送機能に係る料金の適用	当社の電気通信設備（光回線設備を除きます。）と他事業者の電気通信設備を接続する光信号局内伝送路又は当該光信号局内伝送路を利用する区間若しくは2（料金額）2-1-1-2第3欄若しくは2-5-3-2に規定する機能に係る光信号局内伝送路を利用する区間において当社の光信号局内伝送路に係る故障発生時に切替することを目的として設置される予備の光信号局内伝送路（以下「光信号局内予備伝送路」といいます。）を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2-11第19欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額（ア欄と同時に適用する場合に限ります。）を加えた額を適用します。	
(26)～(29) (略)	(略)	
(30) 保守の区別	(略)	
	区別	内 容
	タイプ1	以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの。 イ (略)
	タイプ2	(略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容	
(1)～(24) (略)	(略)	
(25) 光信号局内伝送機能に係る料金の適用	当社の電気通信設備（光回線設備を除きます。）と他事業者の電気通信設備を接続する光信号局内伝送路又は当該光信号局内伝送路を利用する区間若しくは2（料金額）2-1-1-2第3欄若しくは2-5-3-3に規定する機能に係る光信号局内伝送路を利用する区間において当社の光信号局内伝送路に係る故障発生時に切替することを目的として設置される予備の光信号局内伝送路（以下「光信号局内予備伝送路」といいます。）を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2-11第19欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額（ア欄と同時に適用する場合に限ります。）を加えた額を適用します。	
(26)～(29) (略)	(略)	
(30) 保守の区別	(略)	
	区別	内 容
	タイプ1	以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むものとします。以下同じとします。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの。 イ (略)
	タイプ2	(略)

- 2 料金額
 2-1 端末回線伝送機能
 2-1-1 基本額
 2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	月額 備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	(略)	
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,698円	2-1の4に係る料金は含みません。	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,698円		
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,749円		
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに		1,201円
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,201円	
				(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 回線ごとに	1,237円	
		イ 4線式のもの		1 回線ごとに	2,474円		
ウ～エ (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

- 2 料金額
 2-1 端末回線伝送機能
 2-1-1 基本額
 2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	月額 備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	(略)	
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,604円	2-1の4に係る料金は含みません。	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,604円		
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,652円		
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに		1,202円
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,202円	
				(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 回線ごとに	1,238円	
		イ 4線式のもの		1 回線ごとに	2,476円		
ウ～エ (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>124円</u>	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>124円</u>	
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>1,267円</u>
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>1,267円</u>
					C AB以外のもの	1回線ごとに	<u>1,305円</u>
				② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>40円</u>
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>40円</u>	
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの(收容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独收容されているものに限りません。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>406円</u>	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>406円</u>	
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>1,549円</u>
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>1,549円</u>
					C AB以外のもの	1回線ごとに	<u>1,587円</u>
② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	<u>322円</u>		
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>322円</u>			

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>169円</u>	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>169円</u>	
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>1,220円</u>
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>1,220円</u>
					C AB以外のもの	1回線ごとに	<u>1,257円</u>
				② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>45円</u>
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>45円</u>	
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの(收容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独收容されているものに限りません。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>421円</u>	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>421円</u>	
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>1,472円</u>
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>1,472円</u>
					C AB以外のもの	1回線ごとに	<u>1,509円</u>
② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	<u>297円</u>		
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>297円</u>			

(4)-2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	708円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	708円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	729円	
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	192円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	192円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-1の2 (略)

(4)-2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	700円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	700円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	721円	
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	214円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	214円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	259円	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	386円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.760円	

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

				1回線ごとに月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	—
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	174円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	185円	

2-1-1-2 加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	50円	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	414円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.776円	

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

				1回線ごとに月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	—
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	177円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	187円	

		(ウ) (ア) (イ) 以外のもの	185 円	
--	--	-------------------	-------	--

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 938 円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに 61,833 円	—

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考	
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/s」)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの 264 円	—

		(ウ) (ア) (イ) 以外のもの	189 円	
--	--	-------------------	-------	--

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 1,010 円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに 66,579 円	—

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考	
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/s」)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの 277 円	—

送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	t/sタイプ」といいます。)	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>264円</u>	—
		ウ アイ以外のもの	<u>272円</u>	
	(2) 1 Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>605円</u>	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>605円</u>	
		ウ アイ以外のもの	<u>623円</u>	

送が可能なものに限ります。)の相互変換を行う機能	t/sタイプ」といいます。)	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>277円</u>	—
		ウ アイ以外のもの	<u>285円</u>	
	(2) 1 Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>797円</u>	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>797円</u>	
		ウ アイ以外のもの	<u>821円</u>	

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区 分		料金額	備 考
光信号多重分離機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>167円</u>
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>167円</u>
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	<u>172円</u>
	イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>308円</u>
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>308円</u>
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	<u>317円</u>

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区 分		料金額	備 考
光信号多重分離機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>226円</u>
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>226円</u>
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	<u>233円</u>
	イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>639円</u>
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>639円</u>
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	<u>658円</u>

2-2 端末系交換機能

区 分			単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機機能メニューを利用し通信の交換を行う機能		1 加入者交換機機能メニュー利用ごとに	0.0586 円	_____
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能		1 通信ごとに	0.0375 円	_____
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能		月額	9,500,000 円	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00001801 円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）を利用する場合	1 案内ごとに	0.00002026 円	
		ウ (略)	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002449 円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002828 円	

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分			単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機と	ア (略)	(略)	(略)	(略)

2-2 端末系交換機能

区 分			単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機機能メニューを利用し通信の交換を行う機能		1 加入者交換機機能メニュー利用ごとに	0.0596 円	_____
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能		1 通信ごとに	0.0441 円	_____
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能		月額	10,000,000 円	_____
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002110 円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）を利用する場合	1 案内ごとに	0.00002375 円	
		ウ (略)	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002806 円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00003249 円	

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分			単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機と	ア (略)	(略)	(略)	(略)

の接続に限って協 定事業者が設置す る1の接続用伝送 路設備(50Mbit/s 又は150Mbit/sの符 号伝送が可能なも のに限ります。以下 2-2の2及び2 -5-2の2にお いて同じとしま す。)とその加入者 交換機との間に設 置する伝送装置に より信号の調整を 実現する機能	イ 加入者交換機 (特定加入者交 換機以外のもの に限ります。)と 協定事業者の設 置する接続用伝 送路設備との間 に設置する伝送 装置により伝送 速度の変換及び 信号の多重を行 うもの	672回線 (50Mbit/s 相当)ごと に月額	<u>22,425円</u>	—
--	--	------------------------------------	----------------	---

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合 <u>0.760円</u>	—
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合 <u>0.760円</u>	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分	単位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に <u>386円</u>	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあ たり <u>0.760円</u>	

の接続に限って協 定事業者が設置す る1の接続用伝送 路設備(50Mbit/s 又は150Mbit/sの符 号伝送が可能なも のに限ります。以下 2-2の2及び2 -5-2の2にお いて同じとしま す。)とその加入者 交換機との間に設 置する伝送装置に より信号の調整を 実現する機能	イ 加入者交換機 (特定加入者交 換機以外のもの に限ります。)と 協定事業者の設 置する接続用伝 送路設備との間 に設置する伝送 装置により伝送 速度の変換及び 信号の多重を行 うもの	672回線 (50Mbit/s 相当)ごと に月額	<u>23,411円</u>	—
--	--	------------------------------------	----------------	---

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合 <u>0.776円</u>	—
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合 <u>0.776円</u>	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分	単位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に <u>414円</u>	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあ たり <u>0.776円</u>	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区 分		1回線ごとに月額		備考			
		料金額	右欄以外の場 合				
通信 路 設 定 伝 送 機 能	専用 回 線 ノ ー ド 装 置 、 中 継 伝 送 路 設 備 及 び 端 末 回 線 を 収 容 す る 伝 送 装 置 に よ り 通 信 路 の 設 定 並 び に 伝 送 を 行 う 機 能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	7,457円	6,583円	-		
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの					
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	5,416円	4,438円			
		64kbit/s又は 48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	80,114円		79,240円	
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,045円		6,222円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	7,181円		6,343円	
			保守の区別が上記以外のもの	7,457円		6,583円	
		128kbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	86,275円		84,531円	
			エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの		9,769円	8,123円
				保守の区別がタイプ1-2のもの		9,957円	8,280円
		保守の区別が上記以外のもの	10,343円	8,599円			
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの		92,344円		89,726円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの		98,473円		94,985円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの		110,738円		105,502円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの		123,000円		116,020円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの		147,522円		137,054円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		184,311円		168,607円	
		1.536Mbit/sの符 号伝送が可能な もの	クラスが下記以外のもの	221,094円		200,159円	
	エコノミークラス のもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	70,297円	50,545円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	71,699円	51,551円		
	保守の区別が上記以外のもの	74,501円	53,566円				
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		337,586円	300,073円			
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		460,207円	405,246円			
	6.144Mbit/sの符 号伝送が可能な もの	クラスが下記以外のもの	576,693円	505,159円			
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	243,087円	175,601円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	247,946円	179,109円		
	保守の区別が上記以外のもの	257,662円	186,124円				
	ウ A T M専 用に係 るもの	0.5Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	175,303円	168,323円		
			セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	156,207円	152,915円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	159,325円	155,970円	
		保守の区別が上記以外のもの	165,565円	162,078円			
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	156,207円	152,915円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	159,325円	155,970円		
	保守の区別が上記以外のもの		165,565円	162,078円			
	1.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスの もの	170,277円	163,693円		
			保守の区別がタイプ1-1のもの	173,679円	166,963円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	180,482円	173,502円		
		保守の区別が上記以外のもの	170,277円	163,693円			
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	173,679円	166,963円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	180,482円	173,502円		
	保守の区別が上記以外のもの		180,482円	173,502円			
	2.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスの もの	238,775円	214,349円		
保守の区別がタイプ1-1のもの			195,423円	183,078円			
保守の区別がタイプ1-2のもの			199,329円	186,736円			
保守の区別が上記以外のもの		207,135円	194,051円				
エコノミークラス のもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	193,127円	181,605円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	196,987円	185,233円			
	保守の区別が上記以外のもの	204,702円	192,489円				

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区 分		1回線ごとに月額		備考			
		料金額	右欄以外の場 合				
通信 路 設 定 伝 送 機 能	専用 回 線 ノ ー ド 装 置 、 中 継 伝 送 路 設 備 及 び 端 末 回 線 を 収 容 す る 伝 送 装 置 に よ り 通 信 路 の 設 定 並 び に 伝 送 を 行 う 機 能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	10,345円	9,349円	-		
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの					
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	7,165円	6,461円			
		64kbit/s又は 48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	97,787円		96,791円	
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	9,769円		8,831円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	9,959円		9,003円	
			保守の区別が上記以外のもの	10,345円		9,349円	
		128kbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	108,095円		106,109円	
			エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの		13,581円	11,705円
				保守の区別がタイプ1-2のもの		13,846円	11,935円
		保守の区別が上記以外のもの	14,381円	12,395円			
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの		118,297円		115,315円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの		128,573円		124,595円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの		149,118円		143,154円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの		169,671円		161,716円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの		210,769円		198,836円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		272,416円		254,519円	
		1.536Mbit/sの符 号伝送が可能な もの	クラスが下記以外のもの	334,062円		310,201円	
	エコノミークラス のもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	91,853円	69,341円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	93,687円	70,724円		
	保守の区別が上記以外のもの	97,352円	73,491円				
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		529,281円	486,527円			
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		734,771円	672,133円			
	6.144Mbit/sの符 号伝送が可能な もの	クラスが下記以外のもの	929,988円	848,457円			
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	299,318円	224,042円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	305,300円	228,519円		
	保守の区別が上記以外のもの	317,267円	237,472円				
	ウ A T M専 用に係 るもの	0.5Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	192,492円	184,709円		
			セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	171,048円	167,376円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	174,463円	170,720円	
		保守の区別が上記以外のもの	181,298円	177,407円			
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	171,048円	167,376円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	174,463円	170,720円		
	保守の区別が上記以外のもの		181,298円	177,407円			
	1.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスの もの	217,954円	203,355円		
			保守の区別がタイプ1-1のもの	187,145円	179,801円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	190,885円	183,393円		
		保守の区別が上記以外のもの	198,361円	190,578円			
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	187,145円	179,801円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	190,885円	183,393円		
	保守の区別が上記以外のもの		198,361円	190,578円			
	2.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスの もの	265,228円	237,984円		
保守の区別がタイプ1-1のもの			215,908円	202,138円			
保守の区別がタイプ1-2のもの			220,225円	206,177円			
保守の区別が上記以外のもの		228,854円	214,255円				
エコノミークラス のもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	213,268円	200,416円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	217,527円	204,420円			
	保守の区別が上記以外のもの	226,051円	212,429円				

3. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	280,034円	244,265円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	220,569円	202,463円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	224,978円	206,508円
	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	233,791円	214,598円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	218,273円	200,990円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	222,637円	205,006円
4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	318,116円	271,880円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	242,721円	219,677円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	247,570円	224,067円
	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	257,272円	232,846円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	238,129円	216,731円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	242,887円	221,062円
5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	349,854円	294,892円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	263,477円	235,495円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	268,742円	240,201円
	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	279,272円	249,612円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	256,589円	231,076円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	261,718円	235,693円
6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	384,764円	320,206円
		セカンドクラスのもの	287,227円	253,484円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	292,968円	258,550円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	304,450円	268,681円
		保守の区別が上記以外のもの	278,043円	247,592円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	283,598円	252,540円
	(イ) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	保守の区別が上記以外のもの	294,711円	262,435円
		クラスが下記以外のもの	12,621円	9,153円
		セカンドクラスのもの	10,395円	7,664円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	10,601円	7,817円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	11,018円	8,124円
		保守の区別が上記以外のもの	7,368円	5,722円
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	940,151円	722,927円
		セカンドクラスのもの	744,593円	590,692円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	759,479円	602,502円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	789,254円	626,121円
		保守の区別が上記以外のもの	602,241円	499,366円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	614,283円	509,350円
	(イ) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	保守の区別が上記以外のもの	638,364円	529,316円
		クラスが下記以外のもの	2,464円	1,786円
		セカンドクラスのもの	2,864円	2,032円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	2,921円	2,073円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	3,034円	2,154円
		保守の区別が上記以外のもの	1,406円	1,097円
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,434円	1,119円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,488円	1,162円
		保守の区別が上記以外のもの	1,149,608円	874,810円
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	988,117円	763,438円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,007,877円	778,703円
		保守の区別が上記以外のもの	1,047,390円	809,232円

3. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	312,508円	272,613円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	244,671円	224,475円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	249,560円	228,961円
	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	259,342円	237,932円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	239,391円	221,031円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	244,175円	225,448円
4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	352,517円	301,915円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	269,212円	243,508円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	274,593円	248,374円
	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	285,351円	258,107円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	263,932円	240,064円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	269,208円	244,061円
5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	388,886円	328,553円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	292,962円	261,750円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	298,815円	266,981円
	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	310,528円	277,444円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	285,042円	256,584円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	290,739円	261,712円
6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	428,889円	357,854円
		セカンドクラスのもの	317,503円	280,783円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	323,849円	286,395円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	336,542円	297,619円
		保守の区別が上記以外のもの	306,943円	273,895円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	313,080円	279,369円
	(イ) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	保守の区別が上記以外のもの	325,350円	290,318円
		クラスが下記以外のもの	13,803円	10,110円
		セカンドクラスのもの	11,521円	8,559円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	11,751円	8,731円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	12,213円	9,073円
		保守の区別が上記以外のもの	8,044円	6,289円
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	1,036,244円	802,705円
		セカンドクラスのもの	824,480円	657,404円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	840,965円	670,548円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	873,939円	696,836円
		保守の区別が上記以外のもの	660,800円	550,640円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	674,012円	561,649円
	(イ) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	保守の区別が上記以外のもの	700,436円	583,666円
		クラスが下記以外のもの	2,611円	1,912円
		セカンドクラスのもの	3,054円	2,189円
		保守の区別がタイプ1-1のもの	3,114円	2,232円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	3,236円	2,320円
		保守の区別が上記以外のもの	1,532円	1,196円
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,562円	1,220円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,623円	1,268円
		保守の区別が上記以外のもの	1,258,091円	965,195円
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,083,931円	843,415円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,105,604円	860,279円
		保守の区別が上記以外のもの	1,148,957円	894,008円

		1回線ごとに月額		備考		
区分		料金額				
		通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		-		
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	110円	1,042円		
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	80円	784円		
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	110円	1,042円		
		Eコノミークラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	100円	983円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	100円	1,003円	
			保守の区別が上記以外のもの	110円	1,042円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	210円	2,084円	
			Eコノミークラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	200円	1,966円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	200円	2,005円
		保守の区別が上記以外のもの	210円	2,084円		
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの		320円	3,126円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの		420円	4,168円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの		640円	6,252円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの		850円	8,336円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの		1,270円	12,504円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1,910円	18,756円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,540円	25,008円	
			Eコノミークラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,400円	23,592円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	2,450円	24,064円
				保守の区別が上記以外のもの	2,540円	25,008円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		4,560円	44,805円	
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		6,680円	65,645円	
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	8,690円	85,442円	
			Eコノミークラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,920円	120,786円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	5,020円	123,202円
				保守の区別が上記以外のもの	5,220円	128,033円
ウ A T M 専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	510円	12,491円		
		セカンドクラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	240円	5,892円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	240円	6,010円	
			保守の区別が上記以外のもの	250円	6,246円	
			Eコノミークラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	240円	5,892円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	240円	6,010円			
	保守の区別が上記以外のもの	250円	6,246円			
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	950円	23,421円		
		セカンドクラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	480円	11,784円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	490円	12,020円	
保守の区別が上記以外のもの			510円	12,491円		
Eコノミークラスのものの			保守の区別がタイプ1-1のもの	480円	11,784円	
保守の区別がタイプ1-2のもの	490円	12,020円				
保守の区別が上記以外のもの	510円	12,491円				
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,780円	43,719円			
	セカンドクラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	900円	22,095円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	920円	22,537円		
		保守の区別が上記以外のもの	950円	23,421円		
		Eコノミークラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	840円	20,622円	
保守の区別がタイプ1-2のもの	860円	21,034円				
保守の区別が上記以外のもの	890円	21,859円				
3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,610円	64,017円			
	セカンドクラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,320円	32,406円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,350円	33,054円		
		保守の区別が上記以外のもの	1,400円	34,350円		
	Eコノミークラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,260円	30,933円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,290円	31,552円		
保守の区別が上記以外のもの		1,340円	32,789円			

		1回線ごとに月額		備考		
区分		料金額				
		通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		-		
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	130円	1,346円		
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	180円	1,039円		
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	130円	1,346円		
		Eコノミークラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	120円	1,270円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	120円	1,295円	
			保守の区別が上記以外のもの	130円	1,346円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	250円	2,692円	
			Eコノミークラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	240円	2,540円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	240円	2,591円
		保守の区別が上記以外のもの	250円	2,692円		
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの		380円	4,039円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの		510円	5,385円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの		760円	8,077円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの		1,020円	10,770円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの		1,530円	16,154円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		2,290円	24,232円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3,050円	32,309円	
			Eコノミークラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,880円	30,480円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	2,940円	31,090円
				保守の区別が上記以外のもの	3,050円	32,309円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		5,470円	57,887円	
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		8,010円	84,811円	
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	10,430円	110,388円	
			Eコノミークラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,100円	141,204円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	4,180円	144,028円
				保守の区別が上記以外のもの	4,350円	149,676円
ウ A T M 専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	420円	14,603円		
		セカンドクラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	200円	6,888円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	200円	7,026円	
			保守の区別が上記以外のもの	210円	7,301円	
			Eコノミークラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	200円	6,888円
	保守の区別がタイプ1-2のもの	200円	7,026円			
	保守の区別が上記以外のもの	210円	7,301円			
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	800円	27,380円		
		セカンドクラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	400円	13,776円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	410円	14,052円	
保守の区別が上記以外のもの			420円	14,603円		
Eコノミークラスのものの			保守の区別がタイプ1-1のもの	400円	13,776円	
保守の区別がタイプ1-2のもの	410円	14,052円				
保守の区別が上記以外のもの	420円	14,603円				
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,480円	51,109円			
	セカンドクラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	750円	25,830円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	770円	26,347円		
		保守の区別が上記以外のもの	800円	27,380円		
		Eコノミークラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	700円	24,108円	
保守の区別がタイプ1-2のもの	710円	24,590円				
保守の区別が上記以外のもの	740円	25,554円				
3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,170円	74,838円			
	セカンドクラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,100円	37,884円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,120円	38,642円		
		保守の区別が上記以外のもの	1,170円	40,157円		
	Eコノミークラスのものの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,000円	34,440円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,020円	35,129円		
保守の区別が上記以外のもの		1,060円	36,506円			

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	3,598円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	6,856円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	10,114円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	13,372円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	19,888円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	26,404円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	45,952円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	91,564円	
			クラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	17,281円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		10,831円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		29,695円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		21,158円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		51,719円	
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		31,258円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		77,391円	
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		41,032円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		103,097円	
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		50,285円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		126,946円	
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		58,072円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		150,794円	
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		65,077円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		172,818円	
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	70,191円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		194,842円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	75,600円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	213,185円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	81,367円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	231,528円			

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	4,394円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	8,359円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	12,324円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	16,289円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	24,219円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	32,149円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	55,939円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	111,449円	
			クラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	21,324円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		14,187円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		36,788円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		27,709円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		64,028円	
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		40,950円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		95,867円	
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		53,362円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		127,666円	
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		65,138円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		157,205円	
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		75,328円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		186,745円	
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		84,448円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		211,724円	
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	90,870円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		236,704円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	97,730円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	259,423円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	104,549円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	282,142円			

2-6の2-2 加算料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの		594円
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの		1,188円
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの		1,782円
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの		2,376円
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの		3,564円
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの		4,752円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの		8,316円
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの		16,632円
	クラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	1,432円	
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの	3,089円	
		上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	1,913円	
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	5,352円	
		上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	3,796円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	9,367円	
		上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	5,637円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	14,048円	
		上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	7,419円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	18,735円	
		上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	9,106円	
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	23,083円	
上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	10,526円			
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	27,431円			
上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	11,803円			
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	31,446円			
上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	12,735円			
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	35,462円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	13,721円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	38,806円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	14,773円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	42,150円			

2-6の2-2 加算料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの		824円
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの		1,648円
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの		2,472円
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの		3,296円
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの		4,944円
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの		6,592円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの		11,536円
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの		23,072円
	クラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	2,085円	
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの	4,342円	
		上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	2,859円	
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	7,556円	
		上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	5,669円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	13,217円	
		上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	8,421円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	19,834円	
		上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	11,000円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	26,442円	
		上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	13,448円	
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	32,581円	
上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	15,565円			
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	38,720円			
上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	17,461円			
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	43,911円			
上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	18,795円			
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	49,102円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	20,221円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	53,824円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	21,638円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	58,545円			

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	121円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合	1案内ごとに	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
		イ 音声利用IP通信網サービスの契約者と同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	
(3) 番号データベース接続機	ア (略)	(略)	(略)	(略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	152円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合	1案内ごとに	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
		イ 音声利用IP通信網サービスの契約者と同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	
(3) 番号データベース接続機	ア (略)	(略)	(略)	(略)

能	イ 第五条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	10.20円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ（略）	（略）	（略）	（略）
(4) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能	1通信ごとに	46円	_____

能	イ 第五条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	12.54円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ（略）	（略）	（略）	（略）
(4) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能	1通信ごとに	37円	_____

2-9 手動交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 手動交換サービス接続機能	1通信ごとに	858円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コネクタサービス取扱機能	1通信ごとに	139円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。

2-9 手動交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 手動交換サービス接続機能	1通信ごとに	1,185円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コネクタサービス取扱機能	1通信ごとに	194円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	1秒ごとに	1.5531円	_____

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	1秒ごとに	1.6844円	_____

(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.9161円	_____
------------------	------------------------------------	-------	---------	-------

2-10-2 (略)

2-1-1 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コレクトサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	263円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの 1回線ごとに月額	54円	_____
	イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの	1回線ごとに月額	61円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	34円	_____
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	61円	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	61円	_____
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	61円	_____

(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.0006円	_____
------------------	------------------------------------	-------	---------	-------

2-10-2 (略)

2-1-1 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1)～(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コレクトサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	254円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの 1回線ごとに月額	49円	_____
	イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの	1回線ごとに月額	60円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	37円	_____
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60円	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	60円	_____
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60円	_____

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	61円	_____	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	61円	_____	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	61円	_____	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	386円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.760円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	61円	_____	

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送	第5条(標準 的な接続箇 所)第1項の 表中第8欄 のうち特別	ア~ウ (略)	(略)	(略)	(略)

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60円	_____	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60円	_____	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	60円	_____	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	414円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.776円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60円	_____	

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送	第5条(標準 的な接続箇 所)第1項の 表中第8欄 のうち特別	ア~ウ (略)	(略)	(略)	(略)

機能	収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	135,881円	_____
		オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	4,080円	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	15,161円	_____

機能	収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	301,746円	_____
		オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	5,410円	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	14,320円	_____

第2 網改造料

1 適用

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(43) (略)	(略)	(略)
(44) 自動番号案内網制御機能	特定端末系事業者の契約約款等に規定する自動番号案内を行うために自動番号案内用サービス制御局及び自動番号案内用サービス制御統括局を利用して、番号翻訳及び通話終了通知を行う機能	特定端末系事業者に適用します。

第2 網改造料

1 適用

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(43) (略)	(略)	(略)
(44) 削除		

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.258
	電力設備	0.871
	伝送機械設備	0.156
	無線機械設備	0.064
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.073
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.068

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.039
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	0.055
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	0.101
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.036
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	(略)
		中継伝送機能	0.033
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	0.098
		繰延資産比率	0.0185
		投資等比率	0.0015
貯蔵品比率	0.0092		
他人資本比率	0.301		
自己資本比率	0.699		
他人資本利率	0.0115		
自己資本利益率	0.0102		
有利子負債以外の負債の比率	0.048		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0118		
利益対応税率	0.5298		
貸倒率	(略)		

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.257
	電力設備	0.883
	伝送機械設備	0.166
	無線機械設備	0.056
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.079
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.066

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.036
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	0.058
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	0.104
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.034
		端末系交換機能	(略)
		中継系交換機能	(略)
		中継伝送機能	0.034
		通信料対応設備合計	(略)
		データ系設備合計	0.101
		繰延資産比率	0.0112
		投資等比率	0.0013
貯蔵品比率	0.0081		
他人資本比率	0.280		
自己資本比率	0.720		
他人資本利率	0.0101		
自己資本利益率	0.0086		
有利子負債以外の負債の比率	0.043		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0102		
利益対応税率	0.4728		
貸倒率	(略)		

2 工事費の額
2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備 考		
(1)～(9) (略)					
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに <u>2,591円</u>	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。		
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに <u>3,226円</u>			
(11)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)		
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに <u>1,764円</u>	特定中継業者に適用します。		
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに <u>2,159円</u>	特定中継業者に適用します。		
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合 1回線ごとに <u>1,499円</u>	特定中継業者に適用します。		
		廃止の場合 1回線ごとに <u>1,363円</u>			
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を登録する工事に要する費用	新設の場合 1回線ごとに	平日昼間	<u>4,194円</u>	特定中継業者に適用します。
			平日夜間	<u>4,835円</u>	
			平日深夜	<u>5,569円</u>	
			土日祝日 昼夜間	<u>5,019円</u>	
			土日祝日 深夜	<u>5,751円</u>	
		廃止の場合 1回線ごとに	平日昼間	<u>3,312円</u>	
			平日夜間	<u>3,818円</u>	
			平日深夜	<u>4,397円</u>	
			土日祝日 昼夜間	<u>3,964円</u>	

2 工事費の額
2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備 考		
(1)～(9) (略)					
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに <u>2,593円</u>	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。		
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに <u>3,229円</u>			
(11)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)		
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに <u>1,766円</u>	特定中継業者に適用します。		
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに <u>2,161円</u>	特定中継業者に適用します。		
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合 1回線ごとに <u>1,500円</u>	特定中継業者に適用します。		
		廃止の場合 1回線ごとに <u>1,364円</u>			
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を登録する工事に要する費用	新設の場合 1回線ごとに	平日昼間	<u>4,198円</u>	特定中継業者に適用します。
			平日夜間	<u>4,842円</u>	
			平日深夜	<u>5,578円</u>	
			土日祝日 昼夜間	<u>5,026円</u>	
			土日祝日 深夜	<u>5,761円</u>	
		廃止の場合 1回線ごと	平日昼間	<u>3,315円</u>	
			平日夜間	<u>3,824円</u>	
			平日深夜	<u>4,405円</u>	
			土日祝日 昼夜間	<u>3,969円</u>	

					土日祝日 深夜	4,542円	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		759円	特定中継事業者に適用します。		
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		(略)	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに		6,939円	特定端末系事業者に適用します。		
(22)～(24) (略)	(略)	(略)		(略)	(略)		
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,129円	移転先事業者に適用します。
					平日夜間	1,301円	
					平日深夜	1,499円	
					土日祝日 昼夜間	1,351円	
					土日祝日 深夜	1,548円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	703円	
					平日夜間	811円	
					平日深夜	934円	
					土日祝日 昼夜間	841円	
					土日祝日 深夜	964円	
イ (略)	(略)	(略)	(略)				
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,129円	———
					平日夜間	1,301円	
					平日深夜	1,499円	
					土日祝日 昼夜間	1,351円	
					土日祝日 深夜	1,548円	
			(イ) 当社が指定した電気通	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	617円	
					平日夜間	711円	
					平日深夜	819円	

					に 土日祝日 深夜	4,549円	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		759円	特定中継事業者に適用します。		
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに		(略)	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに		6,946円	特定端末系事業者に適用します。		
(22)～(24) (略)	(略)	(略)		(略)	(略)		
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,130円	移転先事業者に適用します。
					平日夜間	1,303円	
					平日深夜	1,501円	
					土日祝日 昼夜間	1,353円	
					土日祝日 深夜	1,550円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	704円	
					平日夜間	812円	
					平日深夜	935円	
					土日祝日 昼夜間	843円	
					土日祝日 深夜	966円	
イ (略)	(略)	(略)	(略)				
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,130円	———
					平日夜間	1,303円	
					平日深夜	1,501円	
					土日祝日 昼夜間	1,353円	
					土日祝日 深夜	1,550円	
			(イ) 当社が指定した電気通	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	617円	
					平日夜間	712円	
					平日深夜	820円	

	する工事に要する費用		信回線設備を通じて申込みを行う場合		土日祝日 昼夜間	738 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。						
					土日祝日 深夜	846 円							
					(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに		平日昼間	1,264 円				
								平日夜間	1,458 円				
								平日深夜	1,679 円				
								土日祝日 昼夜間	1,513 円				
								土日祝日 深夜	1,734 円				
								(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間	617 円		
					平日夜間	711 円							
					平日深夜	819 円							
					土日祝日 昼夜間	738 円							
					土日祝日 深夜	846 円							
					(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用				ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間
								平日夜間	2,602 円				
平日深夜	2,997 円												
土日祝日 昼夜間	2,701 円												
土日祝日 深夜	3,096 円												
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,153 円										
		平日夜間	1,330 円										
		平日深夜	1,531 円										
		土日祝日 昼夜間	1,380 円										
		土日祝日 深夜	1,582 円										
		イ (略)	(略)	(略)			(略)						
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)					

	する工事に要する費用		信回線設備を通じて申込みを行う場合		土日祝日 昼夜間	739 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。						
					土日祝日 深夜	847 円							
					(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに		平日昼間	1,266 円				
								平日夜間	1,460 円				
								平日深夜	1,682 円				
								土日祝日 昼夜間	1,515 円				
								土日祝日 深夜	1,737 円				
								(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間	617 円		
					平日夜間	712 円							
					平日深夜	820 円							
					土日祝日 昼夜間	739 円							
					土日祝日 深夜	847 円							
					(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用				ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間
								平日夜間	2,606 円				
平日深夜	3,002 円												
土日祝日 昼夜間	2,705 円												
土日祝日 深夜	3,101 円												
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,155 円										
		平日夜間	1,332 円										
		平日深夜	1,534 円										
		土日祝日 昼夜間	1,382 円										
		土日祝日 深夜	1,584 円										
		イ (略)	(略)	(略)			(略)						
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)					

(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐線として当社の光屋内配線(主として戸建建設物に設置する形態による工事費用)	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	17,821 円	_____
				平日夜間	20,145 円	_____
				平日深夜	22,807 円	_____
				土日祝日昼間	20,814 円	_____
				土日祝日夜間	20,814 円	_____
				土日祝日深夜	23,471 円	_____
				イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日昼間
	平日夜間	13,985 円	_____			
	平日深夜	16,108 円	_____			
	土日祝日昼間	14,518 円	_____			
	土日祝日夜間	14,518 円	_____			
	土日祝日深夜	16,637 円	_____			
	ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤(光屋内配線を終端しているもの)に限ります。以下(イ)欄において同じとします。)を利用する場合	① 当社利用者宅内開試を施さない場合	1 工事ごとに	4,765 円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者に実施していただきます。
② 当社				1 工事ごとに	平日昼間	10,625 円

(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐線として当社の光屋内配線(主として戸建建設物に設置する形態による工事費用)	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	14,603 円	_____
				平日夜間	16,450 円	_____
				平日深夜	18,560 円	_____
				土日祝日昼間	16,976 円	_____
				土日祝日夜間	16,976 円	_____
				土日祝日深夜	19,084 円	_____
				イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日昼間
	平日夜間	12,583 円	_____			
	平日深夜	14,495 円	_____			
	土日祝日昼間	13,060 円	_____			
	土日祝日夜間	13,060 円	_____			
	土日祝日深夜	14,970 円	_____			
	ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤(光屋内配線を終端しているもの)に限ります。以下(イ)欄において同じとします。)を利用する場合	① 当社利用者宅内開試を施さない場合	1 工事ごとに	3,699 円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者に実施していただきます。
② 当社				1 工事ごとに	平日昼間	8,434 円

		転用する場合		利用者が住宅内で開試のを実施する場合	平日夜間	11,520円	_____
					平日深夜	12,545円	_____
					土日祝日昼間	11,777円	_____
					土日祝日夜間	11,777円	_____
					土日祝日深夜	12,800円	_____
					(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1工事ごとに	平日昼間
			平日夜間	10,064円	_____		
			平日深夜	10,909円	_____		
			土日祝日昼間	10,276円	_____		
			土日祝日夜間	10,276円	_____		
			土日祝日深夜	11,120円	_____		
			(28) (略)	(略)			(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限りませ。）の場合	(ア) 基本額	1工事ごとに	6,988円	_____	
			(イ) 加算額	1工事ごとに	8,222円	_____	
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1工事ごとに	1,437円	_____	
			(イ) 加算額	1工事ごとに	7,914円	_____	

		転用する場合		利用者が住宅内で通験のみ実施する場合	平日夜間	9,161円	_____
					平日深夜	9,991円	_____
					土日祝日昼間	9,368円	_____
					土日祝日夜間	9,368円	_____
					土日祝日深夜	10,197円	_____
					(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1工事ごとに	平日昼間
			平日夜間	7,706円	_____		
			平日深夜	8,355円	_____		
			土日祝日昼間	7,868円	_____		
			土日祝日夜間	7,868円	_____		
			土日祝日深夜	8,516円	_____		
			(28) (略)	(略)			(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限りませ。）の場合	(ア) 基本額	1工事ごとに	6,995円	_____	
			(イ) 加算額	1工事ごとに	8,230円	_____	
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1工事ごとに	1,439円	_____	
			(イ) 加算額	1工事ごとに	7,921円	_____	

(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	6,988 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	12,330 円	—
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	1,437 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	10,486 円	—
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,845 円	—
(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4,307 円	—	
			平日夜間	4,906 円		
			平日深夜	5,590 円		
			土日祝日 昼間	5,078 円		
			土日祝日 夜間	5,078 円		
			土日祝日 深夜	5,761 円		
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合があります。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末	平日昼間	1,575 円	—	
			平日夜間	1,677 円		
			平日深夜	1,794 円		
			土日祝日 昼間	1,706 円		
			土日祝日 夜間	1,706 円		

(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	6,995 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	12,342 円	—
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	1,439 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	10,496 円	—
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,854 円	—
(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4,198 円	—	
			平日夜間	4,812 円		
			平日深夜	5,515 円		
			土日祝日 昼間	4,989 円		
			土日祝日 夜間	4,989 円		
			土日祝日 深夜	5,691 円		
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合があります。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末	平日昼間	1,502 円	—	
			平日夜間	1,619 円		
			平日深夜	1,752 円		
			土日祝日 昼間	1,652 円		
			土日祝日 夜間	1,652 円		

		回線ごとに	土日祝日 深夜	<u>1,823円</u>	
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	<u>1,115円</u>	—
			平日深夜	<u>2,386円</u>	
			土日祝日 昼間	<u>1,433円</u>	
			土日祝日 夜間	<u>1,433円</u>	
			土日祝日 深夜	<u>2,704円</u>	
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限り。）との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間	<u>3,362円</u>	—
			土日祝日 昼間	<u>4,023円</u>	

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	<u>6,168円</u>
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,110円</u>
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,189円</u>
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,381円</u>
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,458円</u>

		回線ごとに	土日祝日 深夜	<u>1,786円</u>	
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	<u>1,098円</u>	—
			平日深夜	<u>2,355円</u>	
			土日祝日 昼間	<u>1,414円</u>	
			土日祝日 夜間	<u>1,414円</u>	
			土日祝日 深夜	<u>2,668円</u>	
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限り。）との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限り。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間	<u>3,365円</u>	—
			土日祝日 昼間	<u>4,028円</u>	

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	<u>6,174円</u>
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,121円</u>
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,203円</u>
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,391円</u>
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,472円</u>

第2 手続費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(13) (略)	(略)
(14) 端末回線情報提供手続費の適用	<p>端末回線情報提供手続費については、2（手続費の額）第32欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数（第68条（手続費の支払義務）第1項第15号に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。）を当社及びDSLサービス提供協定事業者（当社と協定を締結してDSLサービスを提供している電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数（当社に係るものにあつては、当社の提供するDSLサービス（当社が利用者料金を設定するものに限ります。）に係る契約の申込みを承諾した数をいい、DSLサービス提供協定事業者に係るものにあつては、第68条第1項第15号に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。）の合計で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。</p>

第2 手続費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(13) (略)	(略)
(14) 端末回線情報提供手続費の適用	<p>端末回線情報提供手続費については、2（手続費の額）<u>2-1</u>第32欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数（第68条（手続費の支払義務）第1項第15号に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。）を当社及びDSLサービス提供協定事業者（当社と協定を締結してDSLサービスを提供している電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数（当社に係るものにあつては、当社の提供するDSLサービス（当社が利用者料金を設定するものに限ります。）に係る契約の申込みを承諾した数をいい、DSLサービス提供協定事業者に係るものにあつては、第68条第1項第15号に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。）の合計で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。</p>

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分			単 位	手続費の額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	107円	—
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	196円	—
(4) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約業者に適用します。
(7) 債権譲受手続費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア 以外の場合	(7) (略)	(略)	(略)
		イ (略)	(略)	(略)	(略)
		(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	(略)	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分			単 位	手続費の額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	80円	—
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	218円	—
(4) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約業者に適用します。
(7) 債権譲受手続費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア 以外の場合	(7) (略)	(略)	(略)
		イ (略)	(略)	(略)	(略)
		(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	(略)	無線呼出し事業者に適用します。

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用	1 照会 ごと に	平日 昼間	<u>8,327円</u>	みなし契約 事業者に適 用します。						
			土日 祝日 昼夜間	<u>9,964円</u>							
			1件ごとに	<u>9.91円</u>							
			(略)	(略)		(略)					
(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回 ごと に	平日昼間	<u>10,874円</u>	_____				
					平日夜間	<u>12,535円</u>					
					平日深夜	<u>14,437円</u>					
					土日祝日 昼夜間	<u>13,013円</u>					
					土日祝日 深夜	<u>14,911円</u>					
					ウ 第95条の3第1項第2号に定る接続に必要な装置等の設置に係る作業を	(7) (イ)以外の場合		1回 ごと に	平日昼間	<u>11,886円</u>	_____
									平日夜間	<u>13,701円</u>	
									平日深夜	<u>15,780円</u>	
									土日祝日 昼夜間	<u>14,223円</u>	
									土日祝日 深夜	<u>16,299円</u>	
									(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光	1回 ごと に	
					平日夜間	<u>9,755円</u>					
					平日深夜	<u>11,235円</u>					
					土日祝日 昼夜間	<u>10,127円</u>					

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用	1 照会 ごと に	平日 昼間	<u>8,335円</u>	みなし契約 事業者に適 用します。						
			土日 祝日 昼夜間	<u>9,978円</u>							
			1件ごとに	<u>13.54円</u>							
			(略)	(略)		(略)					
(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回 ごと に	平日昼間	<u>10,885円</u>	_____				
					平日夜間	<u>12,554円</u>					
					平日深夜	<u>14,462円</u>					
					土日祝日 昼夜間	<u>13,030円</u>					
					土日祝日 深夜	<u>14,936円</u>					
					ウ 第95条の3第1項第2号に定る接続に必要な装置等の設置に係る作業を	(7) (イ)以外の場合		1回 ごと に	平日昼間	<u>11,897円</u>	_____
									平日夜間	<u>13,722円</u>	
									平日深夜	<u>15,807円</u>	
									土日祝日 昼夜間	<u>14,242円</u>	
									土日祝日 深夜	<u>16,326円</u>	
									(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光	1回 ごと に	
					平日夜間	<u>9,770円</u>					
					平日深夜	<u>11,255円</u>					
					土日祝日 昼夜間	<u>10,140円</u>					

		場合であつて、その装置を社通用物に当の気信備しは力備接しは断る場合	主配線盤に接続し又は切断する場合		土日祝日 深夜	<u>11,604円</u>	
				エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	<u>9,764円</u>	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				1回線ごとに	<u>1,030円</u>	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				1回線ごとに	(略)	_____
(13) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)

		場合であつて、その装置を社通用物に当の気信備しは力備接しは断る場合	主配線盤に接続し又は切断する場合		土日祝日 深夜	<u>11,624円</u>	
				エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	<u>9,773円</u>	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				1回線ごとに	<u>1,031円</u>	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				1回線ごとに	(略)	_____
(13) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)

(13)-2 D S L 回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確 認等するために収容状況を調査等する費用			1回線 ごとに	703 円	_____
	イ 第 52 条（協定事業者の切分責任等）第 3 項の規定に基づき、その D S L 回線が事後 対策対象回線であるかどうかの事実、及び その D S L 回線を利用する協定事業者名等 の調査に要する費用			1回線 ごとに	956 円	申告事業 者に適用 します。
(13)-3 D S L 回線換 算線路長等 調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長 及び伝送損失に限ります。）に関する情報を 調査する場合に要する費用			1回線 ごとに	709 円	_____
(14) 優先 接続受付手 続費	優先接続の受付に要する費用			1変更 ごとに	297 円	_____
(15) 光回線 設備線路条 件調査費	第 99 条の 6 （光回 線設備 に係る 情報の 提供） の規定 により、 当社が 回線の 設備 線路の 条件情 報提供 を行う 場合の 費用	(7) 基 本額	① 利用者 の建物で 測定を行 う場合	1地点ご との 1 調 査ごとに	6,267 円	_____
			② 当社 の通信用 建物で測 定を行う 場合	1地点ご との 1 調 査ごとに	(略)	
		(イ) 加 算額	伝送損失又 はパルス測 定結果の調 査を行う場 合	1回線ご との 1 調 査ごとに	820 円	_____
	イ 同条第 1 項第 2 号に規定する光 回線設備（光信号分岐端末回線を 除きます。）の経過年数の調査に要 する費用			1 区間ご とに	1,647 円	_____
	ウ 同条 第 2 項 に規定 する光 信号端 末回線 の概算 提供可 能時期 の調査 に要す る費用	(7) 基本額		1 番号ご との 1 成 功検索ご とに	28 円	_____
		(4) 光 信号 端末 回線 （光 局外 スプ	① 1 の光 信号端 末回線 の概算 提供可 能時期 を回答 する とき	1 番号ご との 1 成 功検索ご とに	3 円	_____

(13)-2 D S L 回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確 認等するために収容状況を調査等する費用			1回線 ごとに	704 円	_____
	イ 第 52 条（協定事業者の切分責任等）第 3 項の規定に基づき、その D S L 回線が事後 対策対象回線であるかどうかの事実、及び その D S L 回線を利用する協定事業者名等 の調査に要する費用			1回線 ごとに	957 円	申告事業 者に適用 します。
(13)-3 D S L 回線換 算線路長等 調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長 及び伝送損失に限ります。）に関する情報を 調査する場合に要する費用			1回線 ごとに	710 円	_____
(14) 優先 接続受付手 続費	優先接続の受付に要する費用			1変更 ごとに	213 円	_____
(15) 光回線 設備線路条 件調査費	第 99 条の 6 （光回 線設備 に係る 情報の 提供） の規定 により、 当社が 回線の 設備 線路の 条件情 報提供 を行う 場合の 費用	(7) 基 本額	① 利用者 の建物で 測定を行 う場合	1地点ご との 1 調 査ごとに	6,273 円	_____
			② 当社 の通信用 建物で測 定を行う 場合	1地点ご との 1 調 査ごとに	(略)	
		(イ) 加 算額	伝送損失又 はパルス測 定結果の調 査を行う場 合	1回線ご との 1 調 査ごとに	821 円	_____
	イ 同条第 1 項第 2 号に規定する光 回線設備（光信号分岐端末回線を 除きます。）の経過年数の調査に要 する費用			1 区間ご とに	1,648 円	_____
	ウ 同条 第 2 項 に規定 する光 信号端 末回線 の概算 提供可 能時期 の調査 に要す る費用	(7) 基本額		1 番号ご との 1 成 功検索ご とに	10 円	_____
		(4) 光 信号 端末 回線 （光 局外 スプ	① 1 の光 信号端 末回線 の概算 提供可 能時期 を回答 する とき	1 番号ご との 1 成 功検索ご とに	1 円	_____

		る費用	リッ タを 含む の限 りま す。以 下、こ の欄 にお てじ し ます。) 調 査を 行場 合の 加 算額	② 同時に複数 の光信号 端末回線の 概算提供可 能時期を回 答するとき	1 番号ご との 1 成 功検索ご とに	<u>6 円</u>	
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(21) 相互接 続点に係る 情報調査費	相互接続点 の設置の可 否について 調査する場 合又は第 10 条の 2 (事前 照会) 第 2 項 第 4 号に規 定する事項 に係る情報 を提供する 場合に要す る費用	ア 接続に必要な装置等を設 置するためのキャビネット ラック (それを設置するた めに要するスペースが 1 基 準架を超えないものであ って、当社が別に定める設置 基準を満たすものに限ります。) を協定事業者が設置する 場合	1 通信用 建物ご との 1 件 ごとに		<u>8,746 円</u>		
		イ 光信号局内伝送路のみを 当社の通信用建物内に協定 事業者が設置する場合	1 通信用 建物ご との 1 件 ごとに		<u>833 円</u>		
(22) 一般光 信号中継回 線に係る情 報調査費	第 10 条の 2 (事前照会) 第 2 項第 9 号又は 第 34 条の 2 (一般光信号中継回線の線路設 備調査及び接続申込み) 第 2 項に規定する事 項の調査に要する費用		1 区間ご とに		<u>2,128 円</u>		

		る費用	リッ タを 含む の限 りま す。以 下、こ の欄 にお てじ し ます。) 調 査を 行場 合の 加 算額	② 同時に複数 の光信号 端末回線の 概算提供可 能時期を回 答するとき	1 番号ご との 1 成 功検索ご とに	<u>2 円</u>	
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(21) 相互接 続点に係る 情報調査費	相互接続点 の設置の可 否について 調査する場 合又は第 10 条の 2 (事前 照会) 第 2 項 第 4 号に規 定する事項 に係る情報 を提供する 場合に要す る費用	ア 接続に必要な装置等を設 置するためのキャビネット ラック (それを設置するた めに要するスペースが 1 基 準架を超えないものであ って、当社が別に定める設置 基準を満たすものに限ります。) を協定事業者が設置する 場合	1 通信用 建物ご との 1 件 ごとに		<u>8,755 円</u>		
		イ 光信号局内伝送路のみを 当社の通信用建物内に協定 事業者が設置する場合	1 通信用 建物ご との 1 件 ごとに		<u>833 円</u>		
(22) 一般光 信号中継回 線に係る情 報調査費	第 10 条の 2 (事前照会) 第 2 項第 9 号又は第 34 条の 2 (一般光信号中継回線の線路設 備調査及び接続申込み) 第 2 項に規定する事項の 調査に要する費用		1 区間ご とに		<u>2,130 円</u>		

(23) 光信号 端末回線の 事前照会に 係る情報調 査費	光信号 端末回線 に関する 情報(第 10条の 2(事前 照会)第 2項第8 号に係る ものに限 ります。) を提 供す る場 合に 要す る費 用	ア 提供可能時 期の調査に要 する費用	(7) 光信号端 末回線(既に 設置された 当社の光屋 内配線を除 きます。)に 係る情報を 提供する場 合	1区間ご とに	<u>4,330円</u>	_____
			(イ) 既に設置 された光当 社の屋内配 線に係る情 報を提供す る場合	1区間ご とに	<u>12,540円</u>	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用		1区間ご とに	<u>2,763円</u>	_____
(24) 自前工 事調整等作 業費	接続申込 者が接続 に必要な 装置等を 設置又は 撤去する 場合にお いて、そ の設置に 付随する 設計工事 調整、接 続に必要な 装置等 の設置又 は撤去の 結果の確 認、その 撤去に伴 う設備情 報の変更 管理、そ の他の作 業に要す る費用	ア 接続 に必要 な装置 等の設 置に付 随する 設計に 要する 費用	(7) 接続に必要な装 置等を設置するた めのキャビネット ラックを接続申込 者が設置する場合	1通信用 建物ご との1件 ごとに	<u>48,036円</u>	_____
			(イ) 接続に必要な 装置等を当社の電力 設備、クロック 供給装置又はその 他の電気通信設備 のいずれか2種類 以上に接続する場 合	1通信用 建物ご との1件 ごとに	<u>33,924円</u>	_____
			(ウ) 接続に必要な 装置等を当社の電力 設備、クロック 供給装置又はその 他の電気通信設備 のいずれか1種類 に接続する場合	1通信用 建物ご との1件 ごとに	<u>22,748円</u>	_____
			(エ) 複数のキャビ ネットラックに設置 された 、1の接続申込者に 係る接続に必要な 装置等相互間を接 続する場合	1通信用 建物ご との1件 ごとに	<u>19,102円</u>	_____

(23) 光信号 端末回線の 事前照会に 係る情報調 査費	光信号端 末回線に 関する情 報(第10 条の2(事 前照会)第 2項第8 号に係る ものに限 ります。) を提 供す る場 合に 要す る費 用	ア 提供可能 時期の調査 に要する費 用	(7) 光信号端 末回線(既に 設置された 当社の光屋 内配線を除 きます。)に 係る情報を 提供する場 合	1区間ご とに	<u>4,334円</u>	_____
			(イ) 既に設置 された光当 社の屋内配 線に係る情 報を提供す る場合	1区間ご とに	<u>12,552円</u>	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用		1区間ご とに	<u>2,766円</u>	_____
(24) 自前工 事調整等作 業費	接続申込 者が接続 に必要な 装置等を 設置又は 撤去する 場合にお いて、そ の設置に 付随する 設計工事 調整、接 続に必要な 装置等 の設置又 は撤去の 結果の確 認、その 撤去に伴 う設備情 報の変更 管理、そ の他の作 業に要す る費用	ア 接続 に必要 な装置 等の設 置に付 随する 設計に 要する 費用	(7) 接続に必要な 装置等を設置する ためのキャビネット ラックを接続申込 者が設置する場合	1通信用 建物ご との1件 ごとに	<u>48,083円</u>	_____
			(イ) 接続に必要な 装置等を当社の電力 設備、クロック 供給装置又はその 他の電気通信設備 のいずれか2種類 以上に接続する場 合	1通信用 建物ご との1件 ごとに	<u>33,957円</u>	_____
			(ウ) 接続に必要な 装置等を当社の電力 設備、クロック 供給装置又はその 他の電気通信設備 のいずれか1種類 に接続する場合	1通信用 建物ご との1件 ごとに	<u>22,770円</u>	_____
			(エ) 複数のキャビ ネットラックに設 置された 、1の接続申込者に 係る接続に必要な 装置等相互間を接 続する場合	1通信用 建物ご との1件 ごとに	<u>19,121円</u>	_____

		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,820円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,111円	_____
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,754円	_____
			(エ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,618円	_____
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,680円	_____	
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	5,656円	_____	
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	6,196円	_____	_____

		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,829円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,119円	_____
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,761円	_____
			(エ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,625円	_____
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,686円	_____	
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	5,662円	_____	
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する費用	1通信用建物ごとに	8,202円	_____	_____

	供する場合に要する費用	イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	<u>1,308 円</u>	—
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	<u>2,117 円</u>	—
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	<u>28 円</u>	—
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	<u>78 円</u>	—
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	(略)	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>220 円</u>	—
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	<u>26,719 円</u>	—
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1 電柱ごとに	<u>709 円</u>	—
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	<u>1,153 円</u>	—

	供する場合に要する費用	イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	<u>1,306 円</u>	—
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	<u>2,114 円</u>	—
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	<u>29 円</u>	—
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	<u>79 円</u>	—
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	(略)	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>221 円</u>	—
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	<u>26,686 円</u>	—
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1 電柱ごとに	<u>710 円</u>	—
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る	ア 机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	<u>1,155 円</u>	—

査費	接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,362円	—
(31) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日 7,883円 平日 13,815円 平日 21,840円 平日 深夜 9,433円 土日 祝日 昼間 14,341円 土日 祝日 夜間 22,557円 土日 祝日 深夜	—
(32) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,685,000円	—
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用(協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの (イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,264円	—
			1区間ごとに	2,776円	

査費	接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,372円	—
(31) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日 7,890円 平日 14,335円 平日 22,468円 平日 深夜 9,446円 土日 祝日 昼間 14,878円 土日 祝日 夜間 23,205円 土日 祝日 深夜	—
(32) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,692,000円	—
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用(協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの (イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,266円	—
			1区間ごとに	2,778円	

イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>1,992円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,510円</u>	
ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>1,992円</u>	――
	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,510円</u>	
エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>3,701円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>4,213円</u>	

イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>1,994円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,513円</u>	
ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>1,994円</u>	――
	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>3,068円</u>	
エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>3,704円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>4,217円</u>	

	オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>3,701円</u>	—
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>4,213円</u>	
カ (略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額		<u>1,663,670円</u>	—

2-2~2-3 (略)

	オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>3,704円</u>	—
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>4,217円</u>	
カ (略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額		<u>1,360,892円</u>	—

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.103

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.101

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.300
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区 分		内 容
取付費比率	受電設備	1.308
	発電設備	0.677
	電源設備及び蓄電池設備	0.904
	空気調整設備	1.610
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.047
自己資本利益率		0.0265

(3) (略)

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.303
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区 分		内 容
取付費比率	受電設備	1.306
	発電設備	0.672
	電源設備及び蓄電池設備	0.910
	空気調整設備	1.614
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.044
自己資本利益率		0.0341

(3) (略)

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,379円	34,977円
	札幌南	854円	40,687円
	札幌1外	3,905円	74,532円
	大通り2丁目	3,895円	52,379円
	新琴似	753円	30,502円
	篠路	556円	23,547円
	札幌東	667円	128,759円
	丘珠	758円	25,609円
	東苗穂	58円	37,451円
	札幌白石	1,005円	30,849円
	札幌北郷	480円	30,960円
	札幌豊平	940円	30,233円
	札幌月寒	1,219円	38,013円
	清田	478円	30,644円
	真駒内	1,228円	54,959円
	発寒	969円	20,746円
	厚別	543円	32,910円
	もみじ台	661円	23,170円
	手稲	506円	18,159円
	函館	344円	35,667円
	函館松陰	789円	42,006円
	函館北	525円	26,633円
	桔梗	143円	20,971円
	函館千歳	580円	41,909円
	小樽2	336円	20,032円
	旭川	305円	41,796円
	旭川東光	351円	24,975円
	春光	(略)	15,450円
	東鷹栖	221円	24,189円
	永山	279円	20,834円
	東旭川	227円	17,215円
	旭川市外	244円	28,955円
	旭川神楽	246円	18,430円
	室蘭	231円	22,266円
	新室西	313円	74,997円
	釧路	363円	31,865円
	釧路鳥取	251円	24,244円
	釧路南	125円	19,334円
	釧路武佐	169円	26,773円
	愛国	390円	27,628円
	帯広稲田	327円	32,619円
	西帯広	269円	20,730円
	白樺通り	422円	37,103円
	帯広東	240円	29,052円
	北海道北見	314円	17,640円
	岩見沢	225円	27,075円
	網走	194円	20,546円
	留萌	98円	18,112円
	苫小牧	373円	20,284円
	苫小牧東	191円	81,965円
	苫小牧西	298円	24,280円
	勇払	169円	31,133円
	稚内	222円	22,174円
	稚内南	192円	35,231円
	美唄	229円	18,251円
	芦別	117円	13,247円
	江別	501円	18,985円
	札幌大麻	209円	18,113円
	紋別	97円	25,786円
	士別	103円	24,630円
	名寄	176円	22,445円
	根室	174円	24,982円
	千歳	160円	26,998円

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,551円	33,080円
	札幌南	930円	35,950円
	札幌1外	4,193円	78,754円
	大通り2丁目	4,187円	50,892円
	新琴似	762円	26,301円
	篠路	587円	21,575円
	札幌東	743円	123,562円
	丘珠	763円	23,409円
	東苗穂	59円	34,661円
	札幌白石	1,013円	32,562円
	札幌北郷	446円	28,137円
	札幌豊平	944円	27,314円
	札幌月寒	1,279円	35,000円
	清田	471円	28,366円
	真駒内	1,268円	47,910円
	発寒	1,078円	19,726円
	厚別	568円	30,066円
	もみじ台	672円	20,519円
	手稲	512円	16,668円
	函館	334円	69,341円
	函館松陰	774円	34,480円
	函館北	539円	21,474円
	桔梗	135円	19,342円
	函館千歳	566円	61,514円
	小樽2	331円	19,057円
	旭川	303円	36,402円
	旭川東光	347円	23,244円
	春光	(略)	13,796円
	東鷹栖	214円	22,275円
	永山	260円	19,263円
	東旭川	222円	15,633円
	旭川市外	251円	27,126円
	旭川神楽	284円	17,129円
	室蘭	223円	24,311円
	新室西	266円	73,040円
	釧路	357円	50,136円
	釧路鳥取	253円	22,170円
	釧路南	328円	29,097円
	釧路武佐	221円	24,702円
	愛国	369円	25,458円
	帯広稲田	340円	30,927円
	西帯広	284円	18,641円
	白樺通り	398円	34,291円
	帯広東	277円	27,315円
	北海道北見	288円	15,635円
	岩見沢	208円	25,895円
	網走	180円	18,670円
	留萌	97円	16,261円
	苫小牧	313円	19,190円
	苫小牧東	167円	73,582円
	苫小牧西	282円	23,603円
	勇払	143円	28,970円
	稚内	213円	19,218円
	稚内南	184円	32,714円
	美唄	205円	17,190円
	芦別	132円	12,533円
	江別	453円	18,049円
	札幌大麻	198円	16,391円
	紋別	93円	23,675円
	士別	99円	21,204円
	名寄	166円	21,066円
	根室	162円	24,876円
	千歳	327円	25,087円

泉沢	301円	40,667円
滝川	138円	17,958円
砂川	212円	17,657円
石狩深川	418円	26,712円
富良野	236円	34,057円
恵庭	279円	24,415円
島松	277円	20,414円
北海道伊達	464円	13,167円
石狩広島	327円	13,779円
輪厚	998円	24,976円
石狩	61円	32,986円
当別	136円	17,077円
倶知安	245円	27,660円
岩内	228円	24,906円
余市	183円	20,580円
北海道栗山	174円	15,151円
門別富川	165円	26,191円
静内	156円	25,776円
浦河	254円	18,047円
木野	363円	27,683円
士幌	57円	19,561円
鹿追	60円	26,132円
新得	120円	21,619円
大樹	124円	54,532円
本別	272円	29,200円
足寄	153円	23,704円
釧路白糠	135円	44,154円
中標津	194円	32,620円
根室標津	72円	37,203円
札幌石山	516円	23,446円
川谷	657円	18,918円
東相の内	197円	52,929円
遠軽	224円	21,296円
幕別	153円	25,308円
南幌	90円	36,034円
簾舞	122円	48,827円
虻田	196円	23,372円
錦岡	597円	36,356円
美幌	207円	18,033円
岩見沢幌向	66円	40,101円
湯の川	416円	20,041円
神楽岡	332円	20,720円
本輪西	366円	18,270円
白鳥台	240円	20,032円
七重浜	401円	17,519円
上磯	316円	52,768円
函館大野	228円	57,659円
森	267円	23,624円
北海道八雲	281円	33,399円
苫小牧萩野	136円	22,059円
知内	371円	43,813円
長万部	146円	23,831円
旭川東川	375円	23,198円
音更	215円	73,434円
蘭越	231円	26,503円
鷹栖	166円	32,816円
桜ヶ岡	156円	15,812円
木古内	199円	26,523円
今金	178円	20,502円
白老	117円	29,118円
赤平	102円	16,390円
東神楽	120円	44,401円
美瑛	175円	21,717円
奈井江	129円	25,666円
上富良野	147円	47,357円
十勝池田	117円	17,137円
大楽毛	130円	24,484円
浦幌	96円	54,850円
西の里	1,299円	19,259円

泉沢	304円	37,663円
滝川	128円	16,675円
砂川	195円	16,029円
石狩深川	338円	21,160円
富良野	225円	31,988円
恵庭	274円	22,436円
島松	302円	19,002円
北海道伊達	440円	12,437円
石狩広島	314円	12,624円
輪厚	951円	22,852円
石狩	47円	30,117円
当別	118円	15,062円
倶知安	236円	24,664円
岩内	187円	23,161円
余市	186円	19,067円
北海道栗山	176円	14,952円
門別富川	154円	24,538円
静内	22円	23,816円
浦河	228円	16,472円
木野	374円	25,626円
士幌	53円	17,674円
鹿追	57円	24,052円
新得	111円	19,728円
大樹	111円	33,587円
本別	269円	28,021円
足寄	139円	21,832円
釧路白糠	123円	41,395円
中標津	174円	30,384円
根室標津	74円	35,075円
札幌石山	511円	21,834円
川谷	654円	17,384円
東相の内	197円	33,348円
遠軽	204円	19,376円
幕別	146円	23,246円
南幌	113円	33,284円
簾舞	131円	30,922円
虻田	188円	21,609円
錦岡	519円	33,925円
美幌	190円	15,714円
岩見沢幌向	51円	37,205円
湯の川	405円	18,221円
神楽岡	343円	19,043円
本輪西	351円	16,922円
白鳥台	235円	18,537円
七重浜	405円	16,112円
上磯	310円	49,525円
函館大野	238円	35,740円
森	283円	22,187円
北海道八雲	273円	30,824円
苫小牧萩野	117円	20,822円
知内	371円	41,149円
長万部	131円	21,997円
旭川東川	389円	20,983円
音更	211円	56,991円
蘭越	202円	24,453円
鷹栖	175円	30,139円
桜ヶ岡	179円	14,145円
木古内	234円	22,909円
今金	163円	18,462円
白老	139円	26,688円
赤平	114円	14,798円
東神楽	127円	41,626円
美瑛	207円	22,096円
奈井江	117円	23,783円
上富良野	166円	32,964円
十勝池田	116円	15,871円
大楽毛	141円	22,981円
浦幌	103円	51,465円
西の里	1,221円	17,460円

石狩高岡	42円	54,617円
江差	149円	31,105円
旭岡	210円	50,155円
銭亀	71円	52,639円
羽幌	129円	22,967円
厚岸	133円	30,847円
北海道松前	799円	25,217円
鶴川	131円	20,833円
十勝清水	115円	29,844円
歌志内	39円	48,799円
花畔	193円	22,723円
松前福島	114円	23,236円
上の国	260円	42,830円
北檜山	185円	36,272円
古平	102円	46,732円
上砂川	100円	40,652円
上川	62円	20,085円
中富良野	193円	29,922円
増毛	106円	36,406円
早来	132円	23,847円
新冠	362円	21,957円
庶路	82円	24,723円
稀府	180円	23,114円
茂辺地	238円	29,763円
上士幌	402円	32,316円
定山溪	184円	19,588円
ニセコ	237円	59,648円
音別	134円	25,221円
空知太	172円	25,977円
喜茂別	99円	43,566円
京極	287円	37,172円
比布	240円	31,537円
伊達豊浦	342円	26,477円
絵鞆	264円	25,750円
登別	249円	29,111円
遠矢	178円	29,729円
女満別	256円	31,519円
熊石	182円	16,190円
瀬棚	191円	29,422円
中湧別	141円	16,097円
興部	82円	29,248円
えりも	345円	20,912円
西神楽	188円	41,641円
山部	154円	36,377円
大沼	237円	37,110円
江差乙部	305円	33,996円
久遠	135円	23,233円
仁木	370円	29,356円
妹背牛	242円	41,859円
深川沼田	265円	37,183円
幾寅	134円	35,476円
遠別	222円	29,850円
津別	254円	26,612円
小清水	246円	28,941円
訓子府	218円	41,352円
佐呂間	185円	31,089円
常呂	216円	23,398円
滝上	110円	19,014円
雄武	92円	24,659円
早来追分	281円	41,516円
平取	131円	31,254円
厚賀	194円	23,821円
あいの里	358円	134,358円
弟子屈	181円	33,926円
茶志内	96円	62,998円
日高町	135円	30,032円
稚内豊富	336円	61,935円
留辺蘂	168円	20,102円
朝里	336円	34,278円

石狩高岡	33円	50,925円
江差	278円	29,847円
旭岡	186円	35,979円
銭亀	64円	49,428円
羽幌	142円	21,455円
厚岸	121円	24,517円
北海道松前	873円	21,967円
鶴川	133円	19,029円
十勝清水	102円	28,853円
歌志内	41円	47,026円
花畔	184円	21,204円
松前福島	111円	21,502円
上の国	260円	40,358円
北檜山	173円	31,539円
古平	91円	44,323円
上砂川	95円	37,502円
上川	55円	18,217円
中富良野	187円	27,488円
増毛	103円	37,539円
早来	122円	19,762円
新冠	380円	20,323円
庶路	85円	22,699円
稀府	165円	21,207円
茂辺地	235円	27,231円
上士幌	357円	30,391円
定山溪	120円	17,802円
ニセコ	230円	55,901円
音別	153円	22,413円
空知太	157円	23,686円
喜茂別	140円	40,101円
京極	334円	34,435円
比布	244円	25,759円
伊達豊浦	373円	24,559円
絵鞆	219円	23,878円
登別	232円	26,709円
遠矢	171円	27,249円
女満別	236円	29,002円
熊石	224円	14,409円
瀬棚	185円	27,131円
中湧別	135円	14,762円
興部	69円	27,076円
えりも	337円	19,609円
西神楽	169円	38,531円
山部	131円	30,829円
大沼	245円	35,022円
江差乙部	319円	31,618円
久遠	132円	20,168円
仁木	376円	27,146円
妹背牛	224円	39,738円
深川沼田	270円	32,077円
幾寅	117円	33,247円
遠別	224円	28,219円
津別	275円	24,442円
小清水	246円	26,581円
訓子府	240円	21,669円
佐呂間	202円	28,775円
常呂	219円	21,603円
滝上	99円	17,500円
雄武	83円	22,378円
早来追分	295円	22,259円
平取	121円	28,697円
厚賀	197円	21,877円
あいの里	324円	128,934円
弟子屈	153円	31,518円
茶志内	82円	58,801円
日高町	124円	27,478円
稚内豊富	321円	58,540円
留辺蘂	90円	18,545円
朝里	404円	32,089円

	銭函	229円	37,127円
	オタモイ	167円	26,159円
	岩見沢三笠	67円	20,386円
	江部乙	59円	50,357円
	音江	78円	23,145円
	鷹別	285円	32,973円
	登別東	210円	24,418円
	七飯	317円	43,131円
	南茅部	187円	11,401円
	由仁	171円	43,734円
	栗山長沼	156円	18,862円
	新十津川	158円	36,648円
	当麻	250円	28,481円
	美深	43円	23,826円
	北見枝幸	244円	26,593円
	端野	515円	20,448円
	虎杖浜	138円	56,579円
	芽室	210円	34,161円
	札内	295円	44,349円
	阿寒	264円	23,612円
	岩内前田	203円	78,446円
	卯原内	125円	76,163円
	生田原	79円	60,895円
	登別温泉	165円	29,943円
	夕張	192円	14,194円
	花咲	100円	57,663円
	有珠	123円	59,252円
	栗沢	116円	53,413円
	風連	121円	54,499円
	広尾	77円	18,313円
	霧多布	260円	69,357円
	蘭島	110円	35,253円
	月形	186円	46,193円
	斜里	174円	22,035円
	別海	230円	23,214円
	和寒	222円	36,497円
青森県	松森	546円	23,907円
	沖館	476円	24,720円
	青森荒川	423円	19,547円
	野内	300円	27,055円
	青森新城	173円	24,948円
	四ツ石	424円	26,039円
	東野内	251円	38,165円
	弘前	317円	22,380円
	弘前南	586円	14,123円
	弘前城東	351円	30,977円
	青森八戸	939円	40,861円
	八戸高館	618円	14,190円
	八戸港	380円	23,294円
	是川	296円	17,777円
	新尻内	548円	31,779円
	八戸NW3棟	689円	31,132円
	黒石	394円	16,403円
	五所川原	318円	30,699円
	十和田	274円	24,367円
	八戸三沢	358円	27,093円
	むつ	125円	24,082円
	青森大湊	33円	12,676円
	青森小湊	191円	36,456円
	蟹田	105円	47,836円
	鱒ヶ沢	379円	23,403円
	浪岡	136円	16,939円
	野辺地	227円	19,765円
	七戸	134円	22,087円
	六ヶ所	249円	79,135円
	三戸	223円	13,056円
	八戸階上	(略)	26,099円
	八戸大館	1,379円	29,617円
	百石	254円	31,591円

	銭函	118円	34,362円
	オタモイ	168円	23,925円
	岩見沢三笠	61円	19,420円
	江部乙	51円	31,136円
	音江	75円	21,254円
	鷹別	278円	30,938円
	登別東	190円	21,575円
	七飯	355円	39,605円
	南茅部	193円	9,938円
	由仁	187円	40,409円
	栗山長沼	160円	19,186円
	新十津川	159円	34,222円
	当麻	290円	24,818円
	美深	46円	22,116円
	北見枝幸	244円	25,190円
	端野	498円	18,974円
	虎杖浜	114円	38,389円
	芽室	232円	31,334円
	札内	323円	27,556円
	阿寒	244円	21,533円
	岩内前田	196円	73,411円
	卯原内	107円	70,733円
	生田原	94円	56,319円
	登別温泉	151円	27,952円
	夕張	142円	12,754円
	花咲	77円	53,699円
	有珠	115円	36,104円
	栗沢	110円	31,018円
	風連	106円	51,126円
	広尾	95円	16,484円
	霧多布	278円	53,454円
	蘭島	104円	32,429円
	月形	180円	42,835円
	斜里	160円	20,530円
	別海	246円	20,944円
	和寒	195円	29,703円
青森県	松森	535円	22,871円
	沖館	528円	25,441円
	青森荒川	409円	18,297円
	野内	309円	59,593円
	青森新城	159円	23,376円
	四ツ石	226円	24,346円
	東野内	223円	35,757円
	弘前	324円	25,454円
	弘前南	582円	12,980円
	弘前城東	312円	28,923円
	青森八戸	883円	35,367円
	八戸高館	598円	24,642円
	八戸港	316円	20,593円
	是川	252円	16,844円
	新尻内	488円	26,941円
	八戸NW3棟	626円	30,147円
	黒石	336円	14,639円
	五所川原	298円	28,238円
	十和田	259円	28,884円
	八戸三沢	368円	20,197円
	むつ	135円	21,697円
	青森大湊	35円	11,893円
	青森小湊	163円	33,969円
	蟹田	97円	45,324円
	鱒ヶ沢	313円	22,014円
	浪岡	125円	15,457円
	野辺地	192円	16,924円
	七戸	128円	19,889円
	六ヶ所	204円	74,852円
	三戸	202円	11,320円
	八戸階上	(略)	24,092円
	八戸大館	1,337円	27,275円
	百石	238円	28,416円

	八戸下田	137円	36,820円
	青森大畑	138円	83,604円
	木造	146円	18,449円
	大浦	195円	83,600円
	弘前藤崎	207円	25,494円
	大鰐	168円	32,814円
	板柳	180円	15,575円
	金木	514円	16,117円
	六戸	253円	38,954円
	上北	132円	25,197円
	五戸	142円	18,205円
	今別	1,035円	28,079円
	陸奥常盤	267円	58,639円
	上市川	51円	21,677円
	陸奥横浜	290円	22,920円
	深浦	438円	46,562円
	弘前森田	112円	23,971円
	田舎館	125円	76,195円
	乙供	144円	91,565円
	天間林	83円	38,101円
	田子	520円	32,397円
	福地	359円	22,012円
	北金ヶ沢	460円	42,203円
	弘前新和	109円	32,272円
	高杉	83円	42,735円
	奥内	128円	20,177円
	新平賀	285円	96,270円
	八戸南郷	327円	23,767円
	長橋	45円	35,190円
	四和	101円	58,767円
	陸奥蓬田	266円	39,764円
	弘前柏	298円	36,800円
	車力	183円	37,248円
	小阿弥	90円	43,131円
	弘前中里	189円	36,676円
	市浦	147円	34,029円
	青森白糠	218円	45,559円
	上名久井	304円	26,343円
	諏訪平	480円	31,070円
	倉石	173円	23,305円
	青森新郷	183円	22,611円
	尾上	299円	42,573円
	小泊	284円	80,021円
	青森大間	336円	35,087円
	近川駅前	86円	26,368円
	千歳平	80円	33,198円
	弘前石川	419円	26,197円
	弘前鶴田	239円	30,601円
	弘前梅沢	64円	31,252円
	稲垣	171円	48,393円
	名川	256円	33,040円
	青森	511円	50,370円
	浅虫	267円	74,829円
	温湯	106円	29,712円
	浜三沢	80円	19,057円
	織笠	94円	29,663円
	国吉	265円	39,933円
	弘前相馬	363円	36,257円
	目屋	136円	56,119円
	陸奥川内	516円	43,937円
	佐井	224円	33,426円
岩手県	盛岡2	746円	36,984円
	盛岡仙北	2,053円	31,305円
	盛岡上田	395円	48,222円
	青山第二	456円	43,021円
	盛岡飯岡	552円	38,141円
	宮古2	528円	57,118円
	大船渡	235円	106,616円
	岩手水沢	341円	27,402円

	八戸下田	128円	34,372円
	青森大畑	121円	79,811円
	木造	135円	15,915円
	大浦	188円	49,760円
	弘前藤崎	184円	38,149円
	大鰐	156円	31,576円
	板柳	167円	36,389円
	金木	420円	15,544円
	六戸	211円	27,668円
	上北	126円	60,017円
	五戸	142円	19,904円
	今別	710円	26,026円
	陸奥常盤	246円	40,476円
	上市川	50円	30,176円
	陸奥横浜	239円	23,472円
	深浦	357円	41,914円
	弘前森田	100円	22,750円
	田舎館	104円	73,063円
	乙供	124円	59,728円
	天間林	70円	35,021円
	田子	466円	30,250円
	福地	346円	19,132円
	北金ヶ沢	373円	38,634円
	弘前新和	94円	30,083円
	高杉	78円	87,466円
	奥内	111円	18,914円
	新平賀	271円	92,104円
	八戸南郷	306円	22,668円
	長橋	67円	32,669円
	四和	79円	46,855円
	陸奥蓬田	216円	77,104円
	弘前柏	251円	34,065円
	車力	157円	34,052円
	小阿弥	74円	40,050円
	弘前中里	177円	34,269円
	市浦	123円	31,052円
	青森白糠	239円	42,006円
	上名久井	284円	26,619円
	諏訪平	433円	29,111円
	倉石	157円	30,292円
	青森新郷	175円	21,583円
	尾上	74円	39,995円
	小泊	298円	75,924円
	青森大間	314円	32,660円
	近川駅前	73円	26,724円
	千歳平	72円	30,695円
	弘前石川	380円	24,001円
	弘前鶴田	224円	28,064円
	弘前梅沢	55円	28,897円
	稲垣	149円	44,726円
	名川	268円	30,766円
	青森	461円	45,437円
	浅虫	273円	71,273円
	温湯	96円	27,239円
	浜三沢	76円	18,007円
	織笠	82円	26,303円
	国吉	224円	36,921円
	弘前相馬	315円	33,735円
	目屋	118円	50,333円
	陸奥川内	361円	38,761円
	佐井	172円	29,149円
岩手県	盛岡2	795円	35,215円
	盛岡仙北	1,315円	30,993円
	盛岡上田	488円	39,377円
	青山第二	517円	39,783円
	盛岡飯岡	665円	36,247円
	宮古2	520円	36,388円
	大船渡	198円	103,607円
	岩手水沢	293円	25,986円

花巻	314円	35,380円
新宮野目	528円	34,056円
北上	229円	26,133円
相去	412円	29,297円
久慈	320円	30,032円
遠野	297円	30,184円
一関	348円	23,962円
陸前高田	383円	18,120円
釜石	315円	73,879円
釜石上中島	462円	23,720円
江刺	193円	49,739円
二戸	309円	24,388円
新西根	229円	45,128円
千厩	336円	22,008円
宮古大野	318円	17,126円
盛岡太田	254円	36,456円
滝沢	303円	47,684円
藤根	205円	29,004円
赤荻	674円	35,196円
紫波	456円	68,641円
矢巾	679円	39,362円
広瀬	108円	19,118円
盛岡乙部	205円	40,437円
江釣子	181円	32,209円
雫石	234円	25,592円
岩手	376円	20,454円
石鳥谷	190円	14,242円
水沢西根	309円	32,353円
新平泉	300円	91,612円
岩泉	427円	23,888円
小島谷	399円	70,198円
摺沢	331円	23,188円
岩手川崎	248円	44,221円
水沢東山	202円	70,817円
津軽石	195円	139,523円
萩荘	387円	20,408円
花巻温泉	234円	19,711円
宮古山田	255円	106,310円
鶴住居	62円	168,208円
種市	512円	55,269円
釜石広田	209円	60,389円
金田一	354円	45,000円
渋民	308円	22,054円
好摩	582円	42,018円
水沢小山	277円	39,448円
胆沢	71円	15,728円
軽米	823円	54,310円
豊間根	373円	11,835円
住田	301円	13,689円
細浦	214円	150,276円
田老	15円	156,788円
岩手上郷	279円	22,031円
釜石平田	299円	36,266円
六原	133円	22,460円
三陸	245円	186,356円
綾里	342円	18,799円
宮古小川	194円	50,077円
普代	408円	23,046円
宮古八木	339円	23,017円
湯口	191円	57,667円
和賀	160円	40,530円
滝沢駅前	311円	50,935円
大槌	228円	109,751円
一戸	267円	34,021円
伊手	144円	50,863円
上平沢	166円	31,648円
盛岡東和	196円	29,096円
九戸	348円	23,036円
唐丹	522円	9,891円

花巻	333円	31,651円
新宮野目	477円	27,240円
北上	280円	24,036円
相去	365円	56,174円
久慈	332円	30,233円
遠野	262円	29,911円
一関	313円	23,819円
陸前高田	293円	86,704円
釜石	353円	51,901円
釜石上中島	639円	26,782円
江刺	184円	45,037円
二戸	274円	23,552円
新西根	199円	42,237円
千厩	359円	20,324円
宮古大野	293円	16,242円
盛岡太田	270円	33,401円
滝沢	292円	35,037円
藤根	201円	26,109円
赤荻	704円	26,652円
紫波	470円	62,591円
矢巾	641円	24,898円
広瀬	94円	19,262円
盛岡乙部	253円	28,249円
江釣子	178円	47,943円
雫石	220円	23,432円
岩手	368円	19,054円
石鳥谷	210円	24,457円
水沢西根	291円	29,630円
新平泉	306円	85,470円
岩泉	393円	23,135円
小島谷	362円	49,357円
摺沢	347円	21,828円
岩手川崎	186円	61,729円
水沢東山	186円	102,929円
津軽石	190円	81,006円
萩荘	386円	20,928円
花巻温泉	252円	18,999円
宮古山田	323円	61,328円
鶴住居	157円	97,264円
種市	490円	41,434円
釜石広田	253円	86,608円
金田一	344円	44,488円
渋民	252円	49,618円
好摩	537円	38,975円
水沢小山	241円	55,021円
胆沢	176円	41,018円
軽米	783円	50,349円
豊間根	409円	11,286円
住田	296円	12,609円
細浦	308円	79,601円
田老	237円	77,980円
岩手上郷	318円	13,710円
釜石平田	339円	33,584円
六原	116円	19,354円
三陸	240円	84,931円
綾里	308円	34,907円
宮古小川	169円	39,184円
普代	425円	53,092円
宮古八木	314円	21,022円
湯口	167円	54,136円
和賀	160円	77,012円
滝沢駅前	310円	54,597円
大槌	138円	212,754円
一戸	270円	30,441円
伊手	119円	47,606円
上平沢	187円	27,146円
盛岡東和	179円	27,548円
九戸	310円	20,179円
唐丹	479円	71,158円

	小本	159円	29,971円
	姉体	98円	31,945円
	二子	156円	27,496円
	水沢飯豊	107円	40,956円
	盛岡西山	112円	65,214円
	葛巻	370円	80,633円
	平館	175円	48,714円
	東八幡平	295円	39,944円
	大迫	331円	24,270円
	金ヶ崎	284円	31,893円
	前沢	309円	31,755円
	衣川	238円	15,740円
	花泉	632円	26,100円
	宮守	439円	41,069円
	安代	383円	53,204円
	田山	240円	41,954円
	湯田	132円	33,060円
	室根	187円	19,394円
	宮古新里	316円	24,582円
	浄法寺	545円	50,001円
	岩手大東	264円	14,235円
	水沢藤沢	330円	49,170円
	田野畑	230円	40,623円
	宮古川井	264円	38,764円
宮城県	仙台青葉通	2,887円	45,535円
	仙台長町	1,189円	43,678円
	台原	504円	35,560円
	愛子	594円	39,670円
	岩切	570円	40,823円
	仙台高砂	1,125円	20,661円
	鶴ヶ谷	524円	79,786円
	苦竹料金	749円	41,431円
	榴ヶ岡	901円	44,016円
	南小泉	1,216円	9,797円
	荒井	818円	28,661円
	仙台中田	628円	20,364円
	西多賀	534円	15,122円
	仙台泉	1,151円	47,749円
	野村	673円	31,387円
	泉ヶ岳	124円	74,582円
	門脇	166円	58,667円
	塩釜	286円	19,362円
	古川	357円	21,552円
	気仙沼	187円	24,674円
	仙南白石	201円	34,301円
	名取	500円	21,873円
	岩沼桜	582円	22,505円
	仙南	248円	36,568円
	村田	287円	56,932円
	仙南船岡	711円	98,798円
	利府	678円	77,247円
	富谷	309円	66,723円
	明石交換所	434円	84,512円
	築館源光	287円	29,381円
	迫	213円	41,539円
	宮城河北	181円	19,822円
	矢本	701円	51,882円
	八木山	2,210円	26,004円
	多賀城	873円	38,960円
	仙台松島	194円	33,179円
	七ヶ浜	240円	280,011円
	栗駒	219円	13,709円
	折立	366円	33,614円
	三本木	241円	53,613円
	仙台中山	1,060円	28,366円
	大衡	222円	40,694円
	中新田	266円	49,723円
	亘理	439円	42,597円
	石越	197円	17,857円

	小本	151円	18,605円
	姉体	117円	29,754円
	二子	168円	25,512円
	水沢飯豊	108円	37,758円
	盛岡西山	98円	61,058円
	葛巻	341円	75,727円
	平館	165円	44,443円
	東八幡平	258円	33,826円
	大迫	319円	54,274円
	金ヶ崎	272円	30,267円
	前沢	314円	29,955円
	衣川	232円	39,440円
	花泉	656円	46,708円
	宮守	428円	34,990円
	安代	351円	71,710円
	田山	218円	38,983円
	湯田	131円	32,675円
	室根	185円	46,806円
	宮古新里	281円	37,636円
	浄法寺	497円	39,073円
	岩手大東	263円	12,988円
	水沢藤沢	333円	31,901円
	田野畑	248円	67,646円
	宮古川井	179円	63,477円
宮城県	仙台青葉通	3,315円	101,066円
	仙台長町	1,096円	44,726円
	台原	525円	33,576円
	愛子	604円	40,509円
	岩切	412円	45,370円
	仙台高砂	1,181円	19,709円
	鶴ヶ谷	531円	49,252円
	苦竹料金	623円	37,611円
	榴ヶ岡	433円	42,522円
	南小泉	1,309円	14,013円
	荒井	790円	29,110円
	仙台中田	633円	18,935円
	西多賀	525円	25,727円
	仙台泉	1,045円	44,529円
	野村	629円	30,533円
	泉ヶ岳	107円	63,047円
	門脇	229円	37,306円
	塩釜	285円	21,455円
	古川	371円	31,157円
	気仙沼	183円	31,203円
	仙南白石	184円	36,184円
	名取	509円	20,151円
	岩沼桜	604円	25,074円
	仙南	238円	32,657円
	村田	97円	54,686円
	仙南船岡	632円	83,519円
	利府	728円	53,746円
	富谷	352円	65,674円
	明石交換所	366円	76,874円
	築館源光	243円	31,244円
	迫	55円	39,255円
	宮城河北	176円	48,449円
	矢本	671円	61,455円
	八木山	2,593円	30,578円
	多賀城	841円	39,500円
	仙台松島	188円	24,320円
	七ヶ浜	155円	130,049円
	栗駒	201円	15,453円
	折立	427円	27,901円
	三本木	248円	50,013円
	仙台中山	1,073円	23,919円
	大衡	206円	26,960円
	中新田	263円	47,504円
	亘理	478円	49,228円
	石越	183円	18,362円

	歌津	442円	187,461円
	角田	194円	63,338円
	鹿島台	298円	22,190円
	生出	206円	15,727円
	仙台今泉	512円	45,512円
	仙南槻木	416円	33,389円
	第2高館	275円	90,973円
	古川中田	300円	16,541円
	古川南郷	205円	30,090円
	若柳	196円	48,818円
	渡波	273円	114,268円
	西古川	222円	96,225円
	石巻階上	318円	31,186円
	閑上	102円	11,730円
	丸森	259円	64,472円
	坂元	154円	46,063円
	山下	299円	35,179円
	大郷	147円	20,827円
	古川小野田	298円	19,153円
	古川松山	415円	37,352円
	岩出山	210円	21,271円
	涌谷	192円	46,453円
	箕岳	183円	22,923円
	田尻	487円	15,628円
	小牛田	324円	32,277円
	北浦駅前	119円	27,716円
	寺崎	224円	16,981円
	女川	178円	93,422円
	志津川	343円	93,659円
	本吉	480円	28,406円
	唐桑	287円	395,049円
	荒谷	302円	25,287円
	芋沢	173円	61,923円
	円田	144円	48,974円
	色麻	226円	45,663円
	古川鳴子	213円	46,391円
	一迫	431円	19,572円
	登米	235円	88,202円
	古川南方	362円	31,036円
	広淵	204円	22,805円
	野蒜	45円	44,044円
	遠刈田	180円	19,938円
	高清水	519円	14,407円
	金成	158円	35,658円
	仙南北郷	139円	34,487円
	古川宮崎	307円	16,547円
	瀬峰	454円	17,666円
	鶯沢	89円	18,379円
	米谷	127円	64,451円
	宮城河南	347円	17,050円
	鳴瀬	232円	49,625円
	作並	152円	25,939円
	仙南川崎	250円	32,635円
	仙南大内	213円	19,001円
	牡鹿	212円	361,860円
	石巻津山	124円	33,856円
	古川新田	198円	20,718円
	古川米山	286円	12,410円
	石巻雄勝	54円	363,204円
	石巻大島	230円	27,429円
秋田県	新棟秋田	359円	46,507円
	秋田大町	113円	32,398円
	土崎	281円	20,936円
	秋田仁井田	370円	27,963円
	能代	58円	14,604円
	東能代	234円	25,398円
	横手	190円	28,869円
	秋田大館	260円	22,073円
	十二所	70円	26,905円

	歌津	273円	342,469円
	角田	180円	62,905円
	鹿島台	305円	21,486円
	生出	216円	12,542円
	仙台今泉	520円	30,278円
	仙南槻木	430円	31,584円
	第2高館	273円	87,647円
	古川中田	304円	36,280円
	古川南郷	202円	28,380円
	若柳	183円	72,477円
	渡波	265円	76,186円
	西古川	213円	91,393円
	石巻階上	315円	29,347円
	閑上	102円	17,958円
	丸森	232円	61,362円
	坂元	185円	32,700円
	山下	276円	35,782円
	大郷	154円	20,354円
	古川小野田	265円	18,228円
	古川松山	403円	36,047円
	岩出山	194円	20,013円
	涌谷	211円	43,816円
	箕岳	165円	23,940円
	田尻	483円	14,782円
	小牛田	279円	31,701円
	北浦駅前	121円	27,997円
	寺崎	250円	15,516円
	女川	116円	167,098円
	志津川	199円	280,039円
	本吉	559円	32,331円
	唐桑	215円	175,558円
	荒谷	261円	22,703円
	芋沢	149円	64,183円
	円田	131円	46,260円
	色麻	202円	41,529円
	古川鳴子	210円	44,113円
	一迫	355円	18,869円
	登米	225円	80,972円
	古川南方	331円	29,355円
	広淵	203円	21,627円
	野蒜	73円	59,227円
	遠刈田	165円	16,717円
	高清水	484円	13,490円
	金成	145円	33,728円
	仙南北郷	143円	34,129円
	古川宮崎	267円	16,419円
	瀬峰	447円	16,924円
	鶯沢	79円	18,514円
	米谷	126円	43,760円
	宮城河南	365円	15,732円
	鳴瀬	225円	46,477円
	作並	156円	94,953円
	仙南川崎	219円	48,496円
	仙南大内	181円	18,025円
	牡鹿	73円	173,525円
	石巻津山	123円	32,012円
	古川新田	190円	19,753円
	古川米山	268円	12,008円
	石巻雄勝	74円	167,826円
	石巻大島	276円	25,671円
秋田県	新棟秋田	341円	44,579円
	秋田大町	254円	29,247円
	土崎	257円	20,214円
	秋田仁井田	368円	26,556円
	能代	124円	17,048円
	東能代	220円	24,106円
	横手	184円	26,704円
	秋田大館	220円	17,483円
	十二所	66円	25,042円

秋田本荘	200円	28,189円
男鹿	119円	20,902円
秋田湯沢	43円	28,816円
大曲	173円	42,412円
鹿角	187円	18,164円
大館鷹巣	104円	20,951円
五城目	225円	30,849円
秋田追分	210円	25,452円
天王	304円	26,861円
秋田大湯	372円	43,082円
仁賀保	194円	30,536円
象潟	283円	20,520円
横手神岡	131円	32,852円
角館	213円	30,699円
西馬音内	390円	21,290円
東成瀬	136円	57,904円
外旭川	305円	28,587円
釈迦内	112円	32,147円
太平	141円	49,754円
下浜	90円	27,339円
角間川	167円	70,696円
内小友	119円	66,295円
比内	289円	16,697円
合川	42円	56,140円
八郎潟	237円	28,663円
横手六郷	162円	24,261円
森岳	240円	40,219円
由利	148円	27,351円
稲川	395円	36,402円
横手雄勝	416円	37,126円
八竜	185円	18,681円
琴丘	152円	19,590円
刈和野	193円	42,300円
中仙	227円	31,234円
小坂	205円	28,049円
東由利	193円	27,061円
秋田太田	229円	40,012円
千畑	155円	34,743円
秋田井川	402円	34,750円
飯田川	147円	16,632円
若美	203円	28,386円
二ツ井	193円	31,315円
花岡	96円	27,513円
雄和	215円	44,674円
上小阿仁	201円	35,383円
八森	187円	25,906円
沢目	115円	48,791円
田沢湖	203円	38,771円
米内沢	188円	29,223円
秋田船越	194円	30,241円
秋田河辺	279円	17,244円
矢島	188円	10,359円
秋田北浦	95円	41,067円
金浦	379円	26,292円
八幡平	149円	38,234円
阿仁	186円	32,639円
横手神代	276円	52,994円
秋田脇本	62円	39,552円
由利院内	440円	44,657円
平鹿	117円	18,691円
雄物川	271円	26,601円
西目	427円	23,969円
増田	176円	42,752円
横手大森	330円	46,825円
秋田大内	297円	38,463円
秋田鳥海	173円	35,719円
西明寺	297円	43,428円
横手山内	382円	40,190円
須川	98円	37,430円

秋田本荘	186円	25,385円
男鹿	110円	18,306円
秋田湯沢	120円	27,652円
大曲	179円	39,360円
鹿角	175円	16,803円
大館鷹巣	146円	27,319円
五城目	197円	30,709円
秋田追分	195円	23,403円
天王	273円	24,776円
秋田大湯	361円	47,484円
仁賀保	164円	27,491円
象潟	271円	18,849円
横手神岡	118円	30,704円
角館	197円	28,152円
西馬音内	347円	19,746円
東成瀬	126円	48,050円
外旭川	278円	24,686円
釈迦内	104円	29,753円
太平	123円	37,732円
下浜	88円	27,358円
角間川	168円	51,745円
内小友	112円	53,351円
比内	256円	16,220円
合川	39円	55,722円
八郎潟	217円	26,219円
横手六郷	152円	21,410円
森岳	225円	37,318円
由利	140円	30,215円
稲川	356円	32,808円
横手雄勝	385円	32,923円
八竜	163円	17,025円
琴丘	147円	18,033円
刈和野	170円	39,471円
中仙	210円	29,281円
小坂	185円	26,200円
東由利	190円	24,682円
秋田太田	215円	38,391円
千畑	151円	34,523円
秋田井川	357円	31,142円
飯田川	127円	14,784円
若美	177円	26,302円
二ツ井	212円	29,169円
花岡	87円	25,624円
雄和	201円	36,735円
上小阿仁	211円	32,963円
八森	173円	30,333円
沢目	117円	34,153円
田沢湖	189円	35,386円
米内沢	172円	18,846円
秋田船越	171円	27,995円
秋田河辺	256円	18,129円
矢島	162円	9,797円
秋田北浦	81円	38,365円
金浦	318円	26,455円
八幡平	132円	35,771円
阿仁	166円	30,181円
横手神代	265円	51,444円
秋田脇本	57円	36,669円
由利院内	376円	48,383円
平鹿	113円	15,958円
雄物川	247円	23,443円
西目	384円	22,701円
増田	152円	33,569円
横手大森	298円	43,082円
秋田大内	286円	36,194円
秋田鳥海	147円	32,833円
西明寺	263円	39,738円
横手山内	319円	39,376円
須川	79円	34,869円

	横手十文字	253円	15,807円
	横手金沢	212円	43,346円
	大館大湯	124円	22,100円
	十和田南	166円	31,583円
	早口	221円	27,286円
	秋田道川	205円	28,592円
	秋田協和	265円	52,325円
	横手仙北	218円	25,532円
	後三年	231円	48,354円
	五里合	121円	38,479円
	藤里	182円	74,649円
	大雄	284円	42,772円
	外小友	182円	42,488円
山形県	山形	423円	35,939円
	山形金井	459円	21,732円
	山形十文字	254円	24,585円
	今塚	995円	37,079円
	あかねヶ丘	699円	41,302円
	米沢	325円	30,577円
	米沢窪田	217円	25,795円
	八幡原	99円	55,751円
	鶴岡	323円	19,928円
	酒田2	369円	28,467円
	酒田緑ヶ丘	374円	29,618円
	酒田高砂	183円	26,458円
	新庄	431円	25,696円
	寒河江	402円	51,172円
	山形上山	287円	14,335円
	村山	198円	33,741円
	長井	153円	22,488円
	天童	362円	40,577円
	高橋	452円	15,887円
	神町	430円	23,872円
	東根	313円	16,687円
	尾花沢	348円	31,119円
	南陽	186円	15,909円
	河北	180円	26,399円
	山形朝日	244円	20,722円
	白鷹	197円	22,949円
	余目	133円	15,874円
	藤島	211円	62,542円
	酒田三川	196円	42,321円
	温海	505円	40,120円
	山形小国	218円	43,638円
	庄内朝日機械	157円	58,564円
	山形川西	258円	33,911円
	酒田水沢	126円	45,378円
	袖浦	136円	14,318円
	山形大江	373円	45,704円
	山辺	418円	14,364円
	山形中山	351円	24,999円
	南原	109円	32,163円
	宮内	226円	22,563円
	高島	315円	35,921円
	櫛引	154円	39,769円
	白岩	373円	22,940円
	山形西川	134円	42,933円
	糠野目	258円	43,878円
	米沢飯豊	200円	34,481円
	酒田羽黒	247円	58,869円
	本道寺	83円	119,493円
	山形平田	288円	26,592円
	酒田立川	253円	37,111円
	酒田松山	254円	42,358円
	酒田三瀬	102円	31,962円
	山形金山	39円	36,628円
	真室川	236円	37,982円
	中和田	208円	19,804円
	鼠ヶ関	155円	23,040円

	横手十文字	237円	14,446円
	横手金沢	191円	41,173円
	大館大湯	112円	46,721円
	十和田南	161円	29,379円
	早口	201円	25,266円
	秋田道川	204円	26,602円
	秋田協和	239円	39,414円
	横手仙北	196円	25,725円
	後三年	200円	47,018円
	五里合	101円	26,068円
	藤里	206円	50,913円
	大雄	248円	33,521円
	外小友	149円	38,814円
山形県	山形	400円	31,616円
	山形金井	469円	19,913円
	山形十文字	258円	21,988円
	今塚	1,054円	36,726円
	あかねヶ丘	696円	42,844円
	米沢	289円	28,223円
	米沢窪田	206円	26,801円
	八幡原	87円	51,672円
	鶴岡	334円	16,282円
	酒田2	361円	28,761円
	酒田緑ヶ丘	339円	27,615円
	酒田高砂	152円	25,337円
	新庄	396円	30,219円
	寒河江	373円	49,901円
	山形上山	270円	18,688円
	村山	185円	30,895円
	長井	152円	37,175円
	天童	357円	41,114円
	高橋	461円	11,865円
	神町	404円	21,397円
	東根	307円	15,033円
	尾花沢	326円	79,501円
	南陽	184円	31,825円
	河北	168円	23,895円
	山形朝日	215円	18,319円
	白鷹	192円	20,586円
	余目	140円	17,359円
	藤島	202円	42,076円
	酒田三川	190円	44,242円
	温海	363円	45,378円
	山形小国	219円	41,226円
	庄内朝日機械	140円	50,420円
	山形川西	250円	29,907円
	酒田水沢	107円	46,298円
	袖浦	128円	29,251円
	山形大江	339円	36,909円
	山辺	388円	42,965円
	山形中山	332円	20,750円
	南原	105円	32,424円
	宮内	218円	19,075円
	高島	315円	24,100円
	櫛引	147円	33,330円
	白岩	378円	21,843円
	山形西川	147円	38,625円
	糠野目	252円	45,414円
	米沢飯豊	197円	31,894円
	酒田羽黒	247円	59,761円
	本道寺	70円	93,257円
	山形平田	316円	23,443円
	酒田立川	237円	34,370円
	酒田松山	252円	39,649円
	酒田三瀬	96円	34,232円
	山形金山	110円	32,289円
	真室川	247円	34,067円
	中和田	191円	22,588円
	鼠ヶ関	139円	25,953円

	蔵王	191円	53,042円
	酒田大山	282円	19,106円
	湯野浜	308円	83,605円
	本楯	153円	44,044円
	泉田	118円	44,258円
	村山大久保	278円	39,160円
	山形白鳥	288円	43,681円
	山形東郷	165円	79,423円
	福原	140円	45,621円
	大石田	186円	51,340円
	鮭川	174円	39,605円
	古口	172円	41,468円
	遊佐	256円	25,961円
	吹浦	77円	45,332円
	酒田八幡	38円	42,937円
	舟形	237円	35,369円
	須田板	206円	44,281円
	山形玉野	117円	39,573円
	清水	135円	44,461円
福島県	福島	346円	53,449円
	福島清水	567円	28,780円
	福島佐倉	392円	22,858円
	瀬上	418円	21,301円
	福島大森	408円	27,614円
	蓬萊	324円	28,225円
	飯坂	254円	28,775円
	福島花園	625円	34,644円
	会津若松	461円	25,047円
	東栄町分局	743円	25,699円
	福島郡山	1,266円	29,503円
	郡山芳賀	594円	51,566円
	笹川	594円	26,068円
	日和田	144円	43,627円
	喜久田	306円	54,093円
	大槻	581円	24,479円
	郡山守山	68円	52,470円
	磐梯熱海	135円	60,307円
	いわき	418円	38,921円
	小名浜	346円	32,141円
	勿来	227円	36,050円
	内郷	459円	16,757円
	好間	512円	65,732円
	草野	355円	13,366円
	いわき常磐	271円	22,853円
	四倉	390円	63,604円
	いわき若葉台	1,238円	25,839円
	いわき泉	461円	22,569円
	いわき玉川	340円	23,333円
	いわき窪田	429円	29,087円
	白河	274円	48,340円
	福島原町	308円	26,267円
	郡山須賀川	337円	38,785円
	喜多方	341円	14,772円
	福島相馬	578円	24,295円
	二本松	301円	25,030円
	福島藤田	258円	33,457円
	二本松本宮	243円	15,984円
	田島	358円	27,171円
	猪苗代	303円	54,409円
	会津若松坂下	373円	28,159円
	郡山西郷	319円	33,588円
郡山石川	345円	31,456円	
三春	247円	20,814円	
磐城富岡	519円	18,609円	
浪江	561円	27,586円	
会津山口	385円	30,200円	
会津若松広田	181円	39,369円	
福島梁川	361円	38,050円	
保原	375円	21,186円	

	蔵王	191円	49,351円
	酒田大山	285円	17,499円
	湯野浜	264円	77,986円
	本楯	139円	41,102円
	泉田	112円	39,521円
	村山大久保	272円	34,648円
	山形白鳥	267円	39,191円
	山形東郷	140円	60,488円
	福原	156円	40,844円
	大石田	174円	46,419円
	鮭川	155円	35,266円
	古口	172円	37,419円
	遊佐	235円	23,754円
	吹浦	66円	46,950円
	酒田八幡	129円	40,050円
	舟形	214円	30,988円
	須田板	205円	39,358円
	山形玉野	111円	35,367円
	清水	132円	39,825円
福島県	福島	370円	48,153円
	福島清水	653円	26,866円
	福島佐倉	438円	22,034円
	瀬上	497円	17,162円
	福島大森	465円	23,411円
	蓬萊	353円	24,960円
	飯坂	257円	26,917円
	福島花園	598円	34,534円
	会津若松	442円	24,829円
	東栄町分局	746円	24,634円
	福島郡山	1,399円	27,905円
	郡山芳賀	649円	50,235円
	笹川	676円	23,847円
	日和田	148円	41,206円
	喜久田	308円	51,109円
	大槻	650円	22,390円
	郡山守山	72円	49,017円
	磐梯熱海	137円	57,291円
	いわき	475円	38,865円
	小名浜	367円	30,327円
	勿来	373円	33,764円
	内郷	495円	15,772円
	好間	557円	38,763円
	草野	377円	14,335円
	いわき常磐	265円	21,813円
	四倉	407円	61,366円
	いわき若葉台	1,204円	23,841円
	いわき泉	508円	21,289円
	いわき玉川	389円	20,766円
	いわき窪田	445円	29,452円
	白河	287円	35,272円
	福島原町	363円	26,861円
	郡山須賀川	321円	36,019円
	喜多方	335円	16,568円
	福島相馬	550円	21,925円
	二本松	312円	21,338円
	福島藤田	303円	31,733円
	二本松本宮	245円	14,157円
	田島	342円	23,541円
	猪苗代	286円	52,005円
	会津若松坂下	378円	26,913円
	郡山西郷	313円	30,769円
郡山石川	335円	29,490円	
三春	236円	19,428円	
磐城富岡	487円	17,060円	
浪江	959円	26,063円	
会津山口	385円	28,177円	
会津若松広田	191円	66,451円	
福島梁川	370円	36,002円	
保原	422円	19,523円	

江名	282円	37,673円
福島川俣	229円	24,647円
塙	527円	28,433円
新地	432円	46,183円
小高	388円	40,245円
福島伊達	377円	87,857円
桑折	351円	24,864円
福島松川	206円	31,324円
鏡石	204円	16,173円
塩川	417円	46,945円
棚倉	295円	18,139円
郡山浅川	205円	32,687円
福島鹿島	355円	31,734円
柳津	87円	30,014円
飯野	253円	39,924円
磐梯	205円	50,961円
霊山	205円	59,222円
橋本	199円	25,891円
泉崎	193円	27,585円
大玉	225円	30,894円
大林	379円	39,279円
表郷	141円	41,713円
郡山中島	128円	51,063円
湖南	139円	47,940円
白沢	150円	30,401円
多田野	110円	22,587円
古殿	238円	34,891円
西会津	120円	30,096円
北会津	137円	25,194円
新鶴	274円	48,782円
いわき広野	54円	22,666円
久ノ浜	140円	58,099円
船引	338円	16,857円
鮫川	177円	14,767円
福島東和	293円	38,517円
郡山岩瀬	289円	36,793円
川桁	113円	62,236円
柳橋	191円	33,540円
岩代	104円	22,673円
郡山長沼	223円	39,906円
会津若松下郷	318円	26,977円
熱塩	194円	76,004円
山都	186円	26,968円
郡山東	112円	33,918円
大信	190円	52,935円
都路	116円	14,847円
常葉	150円	24,080円
榑葉	368円	29,497円
庭坂	262円	23,488円
沼之内	312円	46,403円
いわき小川	248円	36,472円
上遠野	381円	23,584円
小作田	276円	22,486円
原釜	199円	37,927円
裏磐梯	1,257円	38,999円
会津高田	352円	79,579円
会津本郷	235円	21,874円
郡山玉川	225円	22,378円
小野新町	316円	71,499円
大熊	373円	25,681円
いわき双葉	270円	36,187円
飯舘	316円	26,295円
天栄	293円	33,518円
只見	353円	37,607円
会津若松吾妻	102円	148,482円
矢祭	401円	23,160円
滝根	173円	27,281円
大越	209円	73,269円
郡山七郷	239円	21,497円

江名	264円	35,835円
福島川俣	250円	23,513円
塙	517円	26,526円
新地	450円	38,568円
小高	664円	38,489円
福島伊達	421円	49,156円
桑折	413円	23,836円
福島松川	247円	29,867円
鏡石	320円	15,364円
塩川	386円	43,618円
棚倉	291円	17,274円
郡山浅川	188円	31,496円
福島鹿島	352円	30,369円
柳津	85円	47,580円
飯野	282円	36,211円
磐梯	194円	47,544円
霊山	214円	56,381円
橋本	328円	24,254円
泉崎	186円	54,539円
大玉	216円	31,177円
大林	356円	34,927円
表郷	134円	41,438円
郡山中島	125円	69,882円
湖南	129円	44,772円
白沢	151円	29,458円
多田野	112円	22,117円
古殿	230円	32,459円
西会津	111円	28,327円
北会津	131円	23,621円
新鶴	258円	45,359円
いわき広野	34円	21,726円
久ノ浜	136円	49,858円
船引	384円	20,479円
鮫川	158円	15,197円
福島東和	307円	35,053円
郡山岩瀬	301円	33,951円
川桁	110円	59,130円
柳橋	186円	32,156円
岩代	116円	21,391円
郡山長沼	217円	36,954円
会津若松下郷	294円	24,980円
熱塩	160円	72,285円
山都	179円	24,874円
郡山東	111円	32,503円
大信	185円	39,151円
都路	110円	14,387円
常葉	169円	25,096円
榑葉	563円	30,866円
庭坂	266円	22,736円
沼之内	333円	43,954円
いわき小川	262円	27,211円
上遠野	379円	24,045円
小作田	296円	21,219円
原釜	214円	35,448円
裏磐梯	1,163円	79,432円
会津高田	318円	74,252円
会津本郷	226円	20,053円
郡山玉川	222円	21,456円
小野新町	309円	40,932円
大熊	607円	25,456円
いわき双葉	256円	34,258円
飯舘	498円	25,563円
天栄	277円	30,665円
只見	360円	35,203円
会津若松吾妻	87円	126,210円
矢祭	395円	21,963円
滝根	184円	27,581円
大越	185円	41,811円
郡山七郷	243円	21,512円

茨城県	移	200円	32,010円
	水戸大町	645円	47,092円
	茨城赤塚	581円	46,663円
	水戸吉田	432円	17,837円
	千波	637円	21,525円
	多賀	384円	27,183円
	久慈浜	242円	17,878円
	日立別館	149円	27,801円
	茨城日高	463円	43,146円
	土浦	261円	42,828円
	荒川沖	464円	21,761円
	神立	251円	17,341円
	石岡国府	429円	30,708円
	下館別館	443円	26,066円
	下館川島	368円	14,441円
	結城	434円	23,342円
	結城南	255円	23,306円
	竜ヶ崎	166円	38,975円
	土浦佐貫	54円	27,275円
	那珂湊	405円	22,728円
	阿字ヶ浦	544円	23,869円
	下妻	375円	51,337円
	水海道菅生	534円	20,133円
	水海道別	702円	64,281円
	茨城勝田	397円	34,937円
	高萩	228円	26,241円
	北茨城	272円	26,785円
	取手	402円	24,638円
	茨城岩井	196円	29,590円
	土浦牛久	792円	26,921円
	つくば	1,349円	43,788円
	大穂	786円	22,380円
	桜	257円	24,844円
	つくば北	174円	28,452円
	筑波山	445円	30,924円
	吉沼	140円	20,945円
	筑波谷田部	457円	24,444円
	土浦豊里	460円	30,237円
	大洗	520円	18,805円
	友部	391円	48,145円
	茨城東海	547円	24,756円
	那珂	385円	9,084円
	常陸大宮	387円	37,654円
	金砂郷	185円	16,011円
	十王	355円	21,986円
	常陸鹿島	843円	32,954円
	神栖	725円	30,259円
茨城萩原	353円	23,628円	
潮来延方	415円	19,458円	
美浦	244円	25,140円	
谷和原	567円	65,074円	
守谷清水	828円	35,986円	
古河2	636円	5,260円	
古河旭	1,394円	11,771円	
総和2	345円	53,504円	
古河南	388円	52,172円	
茨城境	440円	28,734円	
石岡東	467円	69,505円	
石岡	803円	56,013円	
常陸太田別館	355円	40,431円	
羽島	297円	23,097円	
千葉若松	182円	31,284円	
矢田部	257円	29,711円	
阿見	360円	13,148円	
高場	405円	56,100円	
笠間	425円	19,943円	
稲戸井	599円	22,590円	
茨城	308円	53,451円	
茨城岩瀬	295円	24,137円	

茨城県	移	203円	29,302円
	水戸大町	588円	51,555円
	茨城赤塚	556円	40,811円
	水戸吉田	378円	17,809円
	千波	627円	32,815円
	多賀	383円	22,447円
	久慈浜	397円	16,336円
	日立別館	332円	26,498円
	茨城日高	284円	40,404円
	土浦	260円	45,834円
	荒川沖	472円	19,833円
	神立	247円	16,725円
	石岡国府	414円	25,031円
	下館別館	406円	24,230円
	下館川島	340円	17,144円
	結城	436円	21,571円
	結城南	247円	22,111円
	竜ヶ崎	206円	36,201円
	土浦佐貫	219円	24,768円
	那珂湊	351円	20,478円
	阿字ヶ浦	482円	22,492円
	下妻	353円	36,916円
	水海道菅生	492円	13,947円
	水海道別	588円	52,026円
	茨城勝田	365円	31,784円
	高萩	212円	20,892円
	北茨城	255円	22,724円
	取手	408円	22,825円
	茨城岩井	190円	29,675円
	土浦牛久	783円	27,086円
	つくば	1,452円	46,300円
	大穂	720円	19,910円
	桜	253円	23,103円
	つくば北	172円	25,642円
	筑波山	383円	29,496円
	吉沼	125円	19,438円
	筑波谷田部	419円	22,730円
	土浦豊里	447円	28,263円
	大洗	464円	17,375円
	友部	388円	44,945円
	茨城東海	603円	24,026円
	那珂	371円	8,558円
	常陸大宮	375円	32,599円
	金砂郷	179円	15,486円
	十王	371円	22,921円
	常陸鹿島	665円	26,745円
	神栖	582円	28,200円
茨城萩原	296円	16,739円	
潮来延方	451円	16,666円	
美浦	242円	20,781円	
谷和原	519円	42,400円	
守谷清水	780円	59,121円	
古河2	642円	4,857円	
古河旭	1,283円	10,737円	
総和2	325円	51,409円	
古河南	410円	50,659円	
茨城境	406円	26,567円	
石岡東	411円	64,303円	
石岡	643円	54,555円	
常陸太田別館	343円	32,304円	
羽島	287円	20,911円	
千葉若松	154円	29,489円	
矢田部	275円	27,589円	
阿見	356円	11,076円	
高場	403円	64,908円	
笠間	400円	19,102円	
稲戸井	563円	20,685円	
茨城	294円	49,588円	
茨城岩瀬	289円	25,415円	

	大子	354円	35,264円
	鉾田	150円	23,187円
	江戸崎	181円	16,296円
	伊奈	425円	44,477円
	藤代蔵前	550円	38,252円
	奥野	179円	22,732円
	牛堀	527円	27,167円
	阿見南	144円	17,665円
	茨城東	94円	51,335円
	総和	345円	30,269円
	岡田	271円	20,839円
	関城	140円	26,026円
	茨城協和	353円	9,522円
	利根	157円	7,086円
	いばらき旭	119円	40,155円
	常澄	271円	32,248円
	内原	936円	25,084円
	石岡大野	203円	18,925円
	莖崎	161円	20,657円
	新利根	116円	24,979円
	岩間	343円	22,424円
	八郷	124円	15,896円
	茨城鳥栖	123円	34,921円
	涸沼	205円	36,732円
	瓜連	553円	22,218円
	茨城北浦	70円	22,652円
	茨城玉造	60円	24,319円
	常北	360円	19,104円
	岡郷	198円	12,181円
	五霞	230円	15,710円
	茨城八千代	253円	49,138円
	大洋	107円	12,682円
	茨城土浦	223円	37,243円
	波崎	252円	46,501円
	茨城出島	154円	29,593円
	沖宿	143円	26,343円
	潮来	247円	28,058円
	明野	143円	44,564円
	真壁	226円	22,684円
	茨城千代田	328円	47,098円
	茨城大津	301円	20,053円
	茨城稲田	180円	38,759円
	七郷	245円	23,660円
	桂	27円	40,663円
	土浦河内	115円	33,072円
	美野里	181円	59,235円
	新治	206円	18,223円
	茨城麻生	189円	26,910円
	飯富	228円	22,201円
	国田	124円	11,812円
	菅原	261円	67,626円
	行方	129円	28,741円
	蔵川	130円	37,195円
	出島東	163円	23,037円
	小幡	110円	20,721円
	雨引	248円	38,799円
	八俣	131円	15,472円
	猿島	161円	67,337円
	御前山	204円	23,433円
	茨城三和	819円	54,054円
	沓掛	188円	29,802円
	いばらき小川	258円	38,536円
	山方	321円	27,471円
	水府	158円	9,151円
	茨城桜川	85円	16,025円
	石下	229円	42,361円
	茨城美和	340円	75,414円
栃木県	宇都宮	732円	51,659円
	宇都宮平出	322円	30,108円

	大子	289円	33,090円
	鉾田	125円	22,739円
	江戸崎	179円	16,355円
	伊奈	373円	43,190円
	藤代蔵前	514円	33,114円
	奥野	163円	14,981円
	牛堀	442円	39,754円
	阿見南	136円	17,105円
	茨城東	87円	47,236円
	総和	325円	28,265円
	岡田	247円	14,528円
	関城	138円	24,488円
	茨城協和	493円	11,179円
	利根	142円	8,328円
	いばらき旭	106円	34,698円
	常澄	243円	31,285円
	内原	956円	17,651円
	石岡大野	184円	28,898円
	莖崎	218円	19,390円
	新利根	113円	24,053円
	岩間	324円	21,243円
	八郷	126円	14,964円
	茨城鳥栖	110円	31,159円
	涸沼	183円	36,518円
	瓜連	517円	20,014円
	茨城北浦	71円	17,520円
	茨城玉造	60円	23,731円
	常北	307円	32,729円
	岡郷	184円	11,499円
	五霞	201円	14,842円
	茨城八千代	288円	32,591円
	大洋	110円	11,297円
	茨城土浦	234円	36,978円
	波崎	242円	43,820円
	茨城出島	131円	28,338円
	沖宿	133円	23,395円
	潮来	217円	30,349円
	明野	151円	36,228円
	真壁	226円	21,605円
	茨城千代田	316円	35,466円
	茨城大津	303円	19,224円
	茨城稲田	170円	23,564円
	七郷	214円	16,545円
	桂	26円	19,738円
	土浦河内	123円	24,459円
	美野里	175円	55,650円
	新治	199円	17,040円
	茨城麻生	187円	25,393円
	飯富	209円	21,170円
	国田	212円	9,873円
	菅原	223円	63,785円
	行方	110円	25,509円
	蔵川	116円	22,685円
	出島東	145円	15,321円
	小幡	95円	18,118円
	雨引	236円	23,159円
	八俣	118円	14,693円
	猿島	143円	62,658円
	御前山	180円	17,115円
	茨城三和	795円	52,434円
	沓掛	166円	28,718円
	いばらき小川	241円	32,594円
	山方	268円	24,688円
	水府	134円	8,763円
	茨城桜川	90円	14,980円
	石下	213円	40,055円
	茨城美和	281円	88,968円
栃木県	宇都宮	716円	57,020円
	宇都宮平出	310円	27,035円

道場宿	351円	22,374円
瑞穂野	255円	14,758円
徳次郎	580円	55,444円
砥上	661円	21,400円
江曾島	845円	16,205円
雀宮	876円	27,834円
足利	377円	32,729円
足利相生	537円	14,429円
足利西	367円	27,617円
足利南	565円	13,354円
栃木	472円	48,252円
栃木北	266円	22,507円
佐野	364円	29,710円
鹿沼	382円	27,599円
北犬飼	307円	16,217円
日光	426円	16,779円
今市	254円	31,721円
栃木小山	900円	51,384円
雨ヶ谷	497円	12,041円
延島	157円	26,551円
真岡	289円	36,295円
大田原2	263円	24,162円
矢板	716円	25,322円
黒磯	445円	45,049円
上三川	561円	22,718円
栃木河内	597円	15,653円
栃木芳賀	379円	56,864円
栃木壬生2	1,840円	27,233円
石橋	749円	33,075円
栃木小金井	719円	38,295円
新野木	632円	71,285円
栃木大平	431円	24,833円
岩舟	293円	25,694円
鬼怒川川治	220円	24,820円
宝積寺	562円	20,524円
栃木烏山	275円	11,501円
西那須野2	457円	26,348円
田沼	372円	14,617円
益子	409円	38,380円
間々田	400円	49,867円
栃木城山	439円	16,645円
南犬飼	530円	21,088円
氏家別	459円	34,615円
葛生2	255円	49,835円
赤見	251円	41,435円
薬師寺	206円	16,789円
小山西	177円	20,051円
卒島	317円	12,454円
栃木富田	365円	29,472円
栃木藤岡2	322円	16,988円
栃木田原	235円	13,941円
栃木西方	160円	13,560円
上河内	265円	12,791円
野崎	281円	37,862円
佐久山	152円	26,557円
片岡	301円	21,310円
東那須野	316円	12,943円
栃木梅沢	198円	60,345円
楡木	214円	13,619円
栃木大沢	251円	25,751円
伊王野2	193円	37,214円
喜連川	248円	55,533円
馬頭	252円	11,788円
黒羽	90円	17,556円
黒田原	256円	50,353円
栃木二宮	303円	23,370円
市貝	321円	14,418円
南那須	219円	17,335円
文挟	176円	41,081円

道場宿	334円	60,160円
瑞穂野	241円	13,630円
徳次郎	551円	49,245円
砥上	606円	19,770円
江曾島	834円	15,031円
雀宮	842円	51,680円
足利	362円	30,268円
足利相生	514円	13,481円
足利西	353円	26,049円
足利南	552円	21,823円
栃木	416円	47,755円
栃木北	475円	34,163円
佐野	323円	28,317円
鹿沼	351円	25,456円
北犬飼	293円	15,032円
日光	388円	24,627円
今市	236円	29,615円
栃木小山	856円	48,655円
雨ヶ谷	451円	10,947円
延島	285円	24,682円
真岡	283円	33,617円
大田原2	250円	25,897円
矢板	617円	22,641円
黒磯	414円	30,538円
上三川	539円	21,172円
栃木河内	570円	14,192円
栃木芳賀	353円	51,670円
栃木壬生2	1,799円	25,326円
石橋	661円	30,978円
栃木小金井	667円	40,313円
新野木	675円	67,182円
栃木大平	413円	23,205円
岩舟	281円	23,630円
鬼怒川川治	211円	23,044円
宝積寺	548円	15,163円
栃木烏山	246円	13,683円
西那須野2	425円	24,893円
田沼	364円	13,115円
益子	382円	36,123円
間々田	378円	50,333円
栃木城山	471円	15,772円
南犬飼	445円	21,285円
氏家別	463円	34,759円
葛生2	355円	48,077円
赤見	255円	41,281円
薬師寺	204円	15,914円
小山西	173円	18,753円
卒島	309円	11,615円
栃木富田	337円	27,454円
栃木藤岡2	298円	16,015円
栃木田原	217円	28,017円
栃木西方	179円	14,918円
上河内	243円	31,917円
野崎	258円	35,776円
佐久山	148円	24,787円
片岡	264円	32,368円
東那須野	310円	12,416円
栃木梅沢	187円	58,418円
楡木	195円	12,679円
栃木大沢	238円	19,671円
伊王野2	165円	30,396円
喜連川	239円	53,339円
馬頭	223円	12,122円
黒羽	81円	16,526円
黒田原	235円	47,340円
栃木二宮	288円	21,893円
市貝	298円	22,639円
南那須	218円	16,190円
文挟	159円	38,701円

	栃木粟野	346円	20,129円
	玉生	288円	14,390円
	熟田	149円	11,859円
	栃木小川	508円	17,244円
	塩原2	262円	24,753円
	関谷	219円	14,905円
	栃木茂木	314円	20,766円
	湯津上	302円	14,861円
	足尾交換局2	334円	28,447円
	栃木水橋	172円	19,533円
	船生	154円	15,667円
	栃木大宮	187円	56,841円
	川治	156円	39,838円
	栃木2	472円	21,500円
	那須横沢	143円	17,289円
	那須	107円	11,093円
	那須大沢	86円	14,862円
	南摩	442円	14,328円
群馬県	前橋	646円	45,007円
	野中別	884円	25,240円
	前橋元総社	558円	34,255円
	佐島	439円	30,227円
	前橋芳賀	249円	20,883円
	国領	602円	42,813円
	群馬高崎	435円	55,471円
	高崎支店別1	435円	30,996円
	高崎問屋町	587円	51,378円
	倉賀野	755円	18,507円
	大類	1,105円	21,329円
	群馬長野	946円	25,949円
	桐生錦町	279円	23,668円
	桐生相生	632円	19,979円
	伊勢崎	464円	40,515円
	豊受	379円	39,311円
	群馬太田	868円	49,231円
	太田九合	846円	18,107円
	宝泉	454円	30,768円
	群馬沼田	916円	26,503円
	館林支別1	299円	41,738円
	群馬渋川	415円	21,437円
	群馬藤岡	463円	21,505円
	群馬富岡	297円	24,233円
	群馬安中	534円	21,299円
	新群馬町	487円	31,238円
	群馬新町	579円	12,730円
	群馬長野原	570円	49,723円
	草津温泉	327円	52,217円
	玉村	496円	50,177円
	笠懸	180円	10,986円
	大間々	780円	21,139円
	群馬大泉	231円	22,497円
	中之条	218円	34,895円
	高林	463円	15,708円
	毛里田	245円	18,995円
	群馬川内	395円	14,989円
	赤城	153円	33,639円
	群馬富士見	367円	32,760円
	群馬原町	123円	35,466円
	北軽井沢	38円	45,970円
采女	328円	50,191円	
敷塚本町	118円	19,744円	
群馬板倉	862円	29,941円	
群馬川俣	390円	32,537円	
赤岩	323円	22,827円	
吉井	339円	17,703円	
大胡	375円	22,663円	
粕川	347円	28,466円	
榛名	648円	21,459円	
箕郷	448円	22,325円	

	栃木粟野	314円	18,880円
	玉生	262円	26,005円
	熟田	136円	26,281円
	栃木小川	485円	16,117円
	塩原2	240円	23,680円
	関谷	202円	15,524円
	栃木茂木	284円	33,943円
	湯津上	282円	14,640円
	足尾交換局2	308円	19,298円
	栃木水橋	165円	36,632円
	船生	146円	27,352円
	栃木大宮	163円	41,112円
	川治	163円	29,929円
	栃木2	416円	38,983円
	那須横沢	121円	16,308円
	那須	103円	81,980円
	那須大沢	84円	12,262円
	南摩	439円	13,679円
群馬県	前橋	652円	57,696円
	野中別	860円	28,869円
	前橋元総社	536円	36,959円
	佐島	410円	28,315円
	前橋芳賀	241円	31,208円
	国領	471円	39,356円
	群馬高崎	438円	53,758円
	高崎支店別1	438円	35,085円
	高崎問屋町	546円	48,068円
	倉賀野	750円	15,817円
	大類	1,041円	20,054円
	群馬長野	912円	22,459円
	桐生錦町	240円	17,501円
	桐生相生	572円	70,482円
	伊勢崎	436円	52,065円
	豊受	339円	36,618円
	群馬太田	873円	44,573円
	太田九合	822円	18,635円
	宝泉	426円	27,389円
	群馬沼田	836円	23,445円
	館林支別1	275円	39,944円
	群馬渋川	410円	19,852円
	群馬藤岡	452円	20,161円
	群馬富岡	291円	22,627円
	群馬安中	493円	19,298円
	新群馬町	466円	27,613円
	群馬新町	445円	11,794円
	群馬長野原	495円	40,534円
	草津温泉	307円	48,132円
	玉村	491円	47,159円
	笠懸	168円	10,526円
	大間々	764円	19,613円
	群馬大泉	215円	20,992円
	中之条	206円	32,575円
	高林	453円	14,501円
	毛里田	235円	29,160円
	群馬川内	375円	14,141円
	赤城	139円	27,714円
	群馬富士見	336円	24,125円
	群馬原町	108円	33,806円
	北軽井沢	31円	41,276円
采女	291円	32,682円	
敷塚本町	109円	18,541円	
群馬板倉	765円	29,231円	
群馬川俣	344円	31,226円	
赤岩	284円	21,404円	
吉井	294円	16,860円	
大胡	338円	19,961円	
粕川	322円	26,909円	
榛名	628円	20,167円	
箕郷	420円	20,516円	

	鬼石	206円	27,133円
	下仁田交換七	178円	24,796円
	甘楽	224円	19,785円
	松井田	525円	16,909円
	月夜野	397円	41,324円
	群馬水上	157円	67,047円
	群馬布施	585円	31,818円
	原市	324円	25,329円
	浅間高原	163円	35,519円
	子持	221円	46,108円
	群馬吉岡	411円	15,368円
	邑楽	322円	17,189円
	群馬城南	351円	24,625円
	駒形	710円	15,185円
	梅田	259円	33,176円
	群馬新里	102円	53,400円
	新国定	760円	59,629円
	群馬境交換七	397円	16,336円
	尾島	389円	20,121円
	群馬新田	254円	17,064円
	新田金井	305円	43,598円
	新南蛇井	686円	53,694円
	北橋	224円	36,466円
	渋川伊香保	408円	22,063円
	群馬岩崎	149円	28,209円
	館林東	253円	34,987円
	倉淵	488円	29,732円
	警戸	338円	41,887円
	嬬恋	726円	26,538円
	追分	482円	39,185円
	片品	476円	38,688円
	伊勢崎支別1	464円	34,317円
	猿ヶ京		
埼玉県	川越	1,493円	37,690円
	川越新宿	2,937円	41,556円
	南古谷	1,919円	38,963円
	川越霞ヶ関	2,842円	24,524円
	熊谷末広	623円	41,528円
	三ヶ尻	1,084円	28,667円
	埼玉川口	4,607円	53,065円
	川口青木	3,687円	50,521円
	川口芝	2,038円	32,216円
	安行	3,005円	40,808円
	浦和東	2,510円	29,592円
	浦和白幡	3,435円	25,027円
	浦和常盤	1,987円	37,032円
	中尾	2,064円	34,906円
	浦和美園	1,533円	71,518円
	埼玉大宮	4,238円	36,295円
	大宮東大成	1,724円	30,510円
	大宮大和田	1,388円	31,349円
	大宮指扇	1,449円	35,086円
	行田別館	619円	19,936円
	秩父	743円	32,106円
	所沢	2,859円	45,207円
	所沢元町	2,895円	33,078円
	所沢北野	1,606円	22,624円
	所沢東	2,035円	29,781円
	所沢下富	1,387円	20,920円
	飯能緑町	1,743円	28,294円
	原市場	699円	41,718円
	吾野	794円	52,797円
	加須	678円	29,720円
	加須花崎	527円	29,639円
	埼玉本庄	638円	31,474円
	東松山2	1,289円	22,871円
	岩槻	1,242円	35,777円
	和土	896円	17,905円
	春日部武里	1,395円	27,495円

	鬼石	186円	25,548円
	下仁田交換七	164円	22,501円
	甘楽	210円	18,842円
	松井田	475円	16,713円
	月夜野	375円	29,816円
	群馬水上	148円	41,625円
	群馬布施	505円	38,215円
	原市	308円	24,040円
	浅間高原	116円	32,023円
	子持	200円	37,050円
	群馬吉岡	402円	13,791円
	邑楽	268円	16,412円
	群馬城南	333円	22,171円
	駒形	690円	14,502円
	梅田	243円	30,890円
	群馬新里	84円	49,038円
	新国定	675円	49,504円
	群馬境交換七	292円	14,464円
	尾島	224円	19,004円
	群馬新田	239円	15,843円
	新田金井	271円	29,758円
	新南蛇井	562円	50,517円
	北橋	211円	34,689円
	渋川伊香保	367円	20,364円
	群馬岩崎	129円	24,695円
	館林東	219円	33,212円
	倉淵	404円	28,327円
	警戸	265円	32,782円
	嬬恋	597円	25,033円
	追分	426円	37,194円
	片品	413円	36,481円
	伊勢崎支別1	436円	33,538円
	猿ヶ京	704円	26,516円
埼玉県	川越	1,546円	35,797円
	川越新宿	2,803円	39,577円
	南古谷	2,620円	36,352円
	川越霞ヶ関	2,947円	25,470円
	熊谷末広	624円	38,904円
	三ヶ尻	1,077円	27,131円
	埼玉川口	4,482円	44,344円
	川口青木	3,738円	51,629円
	川口芝	2,062円	36,986円
	安行	3,043円	31,798円
	浦和東	4,977円	27,747円
	浦和白幡	3,621円	23,223円
	浦和常盤	1,998円	39,763円
	中尾	2,054円	28,122円
	浦和美園	1,514円	67,561円
	埼玉大宮	4,633円	33,928円
	大宮東大成	1,793円	28,547円
	大宮大和田	1,409円	22,105円
	大宮指扇	1,472円	23,274円
	行田別館	574円	18,689円
	秩父	708円	30,061円
	所沢	2,805円	34,312円
	所沢元町	3,063円	26,706円
	所沢北野	1,172円	20,203円
	所沢東	2,090円	27,781円
	所沢下富	1,413円	23,494円
	飯能緑町	1,647円	24,309円
	原市場	695円	33,196円
	吾野	753円	36,356円
	加須	485円	27,731円
	加須花崎	490円	25,898円
	埼玉本庄	606円	24,909円
	東松山2	1,223円	21,333円
	岩槻	1,253円	38,077円
	和土	847円	16,435円
	春日部武里	1,369円	24,950円

春日部八木崎	1,289円	26,392円
狭山2	1,729円	15,683円
狭山入曽	4,262円	37,207円
埼玉羽生	482円	15,976円
鴻巣	983円	27,999円
埼玉深谷2	475円	26,942円
上尾	1,544円	25,744円
新平方	1,897円	30,219円
浦和与野	2,836円	31,976円
草加局舎1	1,212円	35,203円
草加弁天	1,173円	20,885円
草加清門	1,786円	36,831円
越谷	1,983円	36,554円
越谷大里	1,387円	30,146円
越谷蒲生	2,310円	46,076円
蕨戸田	2,761円	67,254円
西戸田	2,445円	36,708円
入間	3,670円	24,860円
入間西武	1,103円	37,631円
入間宮寺	513円	19,419円
入間金子	965円	35,599円
鳩ヶ谷	2,166円	22,387円
朝霞	1,717円	27,078円
志木	3,008円	32,080円
新座	2,108円	23,106円
埼玉加納	274円	19,208円
桶川	1,386円	39,891円
久喜2	1,490円	39,689円
鴻巣北本	2,759円	22,472円
草加八潮	1,729円	38,679円
埼玉富士見	1,869円	21,929円
埼玉三郷	1,757円	28,548円
三郷鷹野	1,286円	23,543円
三郷小谷堀	1,249円	36,969円
蓮田	876円	37,455円
坂戸本町	1,212円	22,846円
幸手	467円	32,010円
鶴ヶ島	1,092円	28,719円
武蔵日高電2	2,110円	31,320円
埼玉吉川	1,543円	30,305円
上尾伊奈	616円	44,416円
埼玉吹上2	966円	53,582円
大井	2,886円	22,887円
川越三芳	938円	29,033円
毛呂山2	547円	29,217円
嵐山	603円	32,746円
埼玉小川別	(略)	45,950円
川越川島	345円	23,275円
埼玉吉見	426円	29,668円
皆野	398円	19,254円
熊谷吉田	391円	35,921円
埼玉江南	426円	30,512円
妻沼	414円	22,764円
埼玉岡部	531円	21,637円
寄居	506円	21,357円
川里	266円	42,647円
大利根	390円	22,097円
白岡	1,421円	24,996円
菖蒲	445円	40,868円
埼玉栗橋	633円	32,592円
鷺宮	660円	23,237円
杉戸別館	1,018円	32,913円
第二松伏	1,197円	34,564円
新庄和	2,074円	63,322円
箕田	630円	24,295円
埼玉滑川	579円	30,015円
児玉	328円	16,318円
慈恩寺	370円	41,068円
神川	281円	40,209円

春日部八木崎	1,253円	42,466円
狭山2	1,767円	14,679円
狭山入曽	4,242円	32,645円
埼玉羽生	412円	15,591円
鴻巣	1,019円	26,198円
埼玉深谷2	478円	25,310円
上尾	1,608円	26,121円
新平方	1,943円	25,253円
浦和与野	2,934円	23,791円
草加局舎1	1,201円	41,869円
草加弁天	1,123円	19,772円
草加清門	1,716円	28,635円
越谷	2,008円	34,365円
越谷大里	1,371円	28,095円
越谷蒲生	2,220円	49,075円
蕨戸田	2,504円	63,253円
西戸田	2,463円	36,697円
入間	3,675円	20,461円
入間西武	1,022円	38,547円
入間宮寺	430円	21,789円
入間金子	962円	39,726円
鳩ヶ谷	2,168円	27,685円
朝霞	1,650円	27,226円
志木	3,061円	28,176円
新座	2,160円	20,198円
埼玉加納	277円	19,860円
桶川	1,424円	51,145円
久喜2	1,443円	37,336円
鴻巣北本	2,796円	20,658円
草加八潮	1,758円	35,470円
埼玉富士見	1,922円	22,138円
埼玉三郷	1,772円	24,522円
三郷鷹野	1,270円	20,779円
三郷小谷堀	1,216円	28,406円
蓮田	1,238円	33,781円
坂戸本町	1,253円	20,738円
幸手	460円	24,311円
鶴ヶ島	1,107円	22,839円
武蔵日高電2	2,053円	28,955円
埼玉吉川	1,572円	28,427円
上尾伊奈	681円	30,759円
埼玉吹上2	928円	50,717円
大井	2,947円	20,256円
川越三芳	947円	31,258円
毛呂山2	511円	27,182円
嵐山	600円	49,848円
埼玉小川別	(略)	35,768円
川越川島	377円	22,127円
埼玉吉見	440円	26,633円
皆野	410円	17,976円
熊谷吉田	353円	23,305円
埼玉江南	412円	24,467円
妻沼	399円	24,052円
埼玉岡部	498円	19,963円
寄居	467円	19,841円
川里	247円	39,753円
大利根	371円	20,862円
白岡	1,412円	21,558円
菖蒲	448円	38,086円
埼玉栗橋	613円	30,160円
鷺宮	667円	26,646円
杉戸別館	947円	24,476円
第二松伏	1,041円	32,226円
新庄和	1,855円	67,760円
箕田	597円	16,960円
埼玉滑川	577円	28,501円
児玉	301円	15,251円
慈恩寺	352円	30,200円
神川	268円	37,145円

	上里	525円	25,621円
	熊谷豊里	163円	41,667円
	北川辺	222円	18,020円
	行田北河原	191円	31,720円
	行田埼玉	315円	28,567円
	加須樋遣川	194円	36,729円
	高坂	1,404円	25,866円
	曹山	378円	33,879円
	川通	451円	26,280円
	みろく	148円	28,801円
	埼玉平野	540円	72,396円
	幸手八代	472円	24,876円
	越生	441円	25,426円
	埼玉玉川	398円	38,148円
	長瀬	558円	23,094円
	上吉田	314円	23,510円
	小鹿野	280円	24,992円
	両神	361円	23,212円
	埼玉荒川	425円	26,878円
	埼玉美里	251円	23,137円
	埼玉川本	268円	18,081円
	寄居男衾	281円	26,406円
	騎西	509円	26,981円
	高麗	800円	15,125円
	鳩山	328円	40,236円
	埼玉花園	267円	17,298円
	杉戸椿	621円	40,364円
	内間木	1,102円	47,754円
	名栗	139円	26,413円
	東秩父	408円	21,427円
	宝珠花	564円	39,415円
	さいたま新都	3,967円	166,023円
	久喜	1,490円	51,305円
千葉県	千葉	1,131円	43,654円
	千葉南	1,325円	42,418円
	幕張	1,501円	53,344円
	犢橋	628円	19,758円
	千葉轟	1,849円	38,177円
	桜木	2,049円	54,021円
	誉田	836円	24,753円
	新土気	1,208円	51,169円
	高洲	2,147円	32,422円
	稲毛	1,682円	21,834円
	銚子	533円	38,203円
	市川	3,375円	35,249円
	鬼高	2,326円	35,776円
	浦安行徳	4,093円	34,938円
	市川中山	2,847円	37,532円
	市川曾谷	3,286円	19,899円
	市川原木	1,818円	39,563円
	市川大野	1,502円	27,706円
	船橋	1,881円	45,213円
	薬園台	1,987円	24,757円
	船橋本町	3,852円	43,123円
	千葉上山	1,337円	19,465円
	千葉豊富	957円	78,262円
	二和	1,652円	36,593円
	館山	813円	35,305円
	木更津富士見	292円	22,224円
	下烏田	496円	16,786円
	矢那	392円	27,880円
	松戸	2,775円	100,394円
	五香	1,242円	40,327円
	松戸小金	1,535円	15,646円
	松戸高塚	2,124円	21,337円
	上花輪	828円	28,514円
	川間交換セン	672円	34,938円
	佐原	935円	27,880円
	茂原別館	604円	33,523円

	上里	519円	24,296円
	熊谷豊里	151円	38,780円
	北川辺	213円	17,527円
	行田北河原	176円	29,675円
	行田埼玉	282円	20,961円
	加須樋遣川	174円	25,399円
	高坂	1,384円	22,033円
	曹山	378円	23,834円
	川通	437円	18,533円
	みろく	139円	27,255円
	埼玉平野	462円	85,762円
	幸手八代	446円	37,798円
	越生	439円	23,498円
	埼玉玉川	368円	29,236円
	長瀬	581円	29,982円
	上吉田	273円	33,905円
	小鹿野	259円	23,428円
	両神	326円	22,068円
	埼玉荒川	423円	25,318円
	埼玉美里	240円	21,717円
	埼玉川本	249円	23,873円
	寄居男衾	270円	23,611円
	騎西	487円	24,641円
	高麗	742円	31,009円
	鳩山	320円	38,262円
	埼玉花園	245円	14,887円
	杉戸椿	580円	51,181円
	内間木	1,100円	37,664円
	名栗	132円	25,099円
	東秩父	363円	21,356円
	宝珠花	579円	28,427円
	さいたま新都	4,218円	160,791円
	久喜	1,443円	49,625円
千葉県	千葉	1,155円	47,990円
	千葉南	1,337円	45,256円
	幕張	1,723円	51,537円
	犢橋	603円	26,464円
	千葉轟	1,932円	30,844円
	桜木	1,931円	50,748円
	誉田	808円	21,307円
	新土気	1,128円	47,289円
	高洲	2,112円	30,923円
	稲毛	1,699円	20,228円
	銚子	507円	35,694円
	市川	3,564円	32,965円
	鬼高	2,101円	32,508円
	浦安行徳	3,863円	50,384円
	市川中山	2,846円	50,942円
	市川曾谷	3,113円	17,989円
	市川原木	1,749円	26,249円
	市川大野	1,485円	25,259円
	船橋	1,918円	36,273円
	薬園台	2,056円	22,360円
	船橋本町	3,922円	39,007円
	千葉上山	1,225円	35,732円
	千葉豊富	882円	75,257円
	二和	1,694円	34,764円
	館山	708円	31,091円
	木更津富士見	283円	21,492円
	下烏田	437円	15,797円
	矢那	358円	26,564円
	松戸	2,887円	96,125円
	五香	1,275円	23,572円
	松戸小金	1,584円	19,561円
	松戸高塚	1,928円	19,540円
	上花輪	787円	25,887円
	川間交換セン	686円	32,786円
	佐原	879円	24,531円
	茂原別館	565円	31,412円

成田	901円	56,450円
成田赤坂	561円	30,414円
千葉佐倉	657円	64,689円
志津	656円	11,340円
馬渡	427円	19,785円
東金別館	600円	22,663円
八日市場	461円	39,296円
千葉旭	490円	45,328円
習志野	2,077円	20,512円
津田沼	2,805円	29,089円
千葉柏	3,108円	43,361円
逆井	2,012円	28,003円
田中	1,180円	19,886円
豊四季	2,185円	26,757円
市原	964円	45,039円
千葉八幡	747円	12,664円
辰己	735円	28,526円
瀬又	585円	13,108円
流山	933円	19,489円
南流山	2,270円	12,745円
千葉八千代	1,169円	26,622円
吉橋	921円	21,600円
米本	950円	37,770円
我孫子	1,291円	19,688円
鴨川	935円	34,588円
鎌ヶ谷	1,331円	36,461円
君津	597円	23,960円
千葉富津	366円	17,293円
浦安	3,415円	28,234円
四街道	1,111円	59,587円
袖ヶ浦	655円	17,616円
八街	343円	34,108円
千葉船穂	1,180円	23,170円
関宿	489円	40,018円
沼南	653円	51,512円
白井	929円	24,748円
千葉大網	1,368円	46,265円
九十九里	160円	35,829円
成東	262円	26,284円
睦沢	286円	34,411円
長生	306円	16,516円
長柄	281円	27,657円
千葉御宿	653円	17,118円
坂月	1,986円	23,083円
木更津	562円	45,549円
茂原	900円	61,852円
勝浦	280円	37,730円
姉崎	378円	17,576円
富里	1,829円	32,723円
千葉大原	330円	32,361円
野呂	1,275円	29,031円
千葉清川	450円	18,547円
三ツ堀	379円	34,038円
成毛	153円	14,862円
千葉三和	699円	18,107円
湖北	677円	33,909円
小名木	1,408円	25,731円
東高野	219円	31,082円
酒々井	984円	29,879円
小見川	271円	22,652円
十倉	256円	28,557円
千葉野尻	182円	23,727円
四木	163円	18,819円
下総	173円	12,212円
印旛	272円	35,475円
本埜	202円	32,937円
千葉山田	(略)	57,300円
東庄	198円	16,899円
横芝	323円	27,012円

成田	878円	52,363円
成田赤坂	536円	28,340円
千葉佐倉	652円	55,992円
志津	649円	10,115円
馬渡	421円	18,709円
東金別館	545円	21,249円
八日市場	418円	37,298円
千葉旭	482円	43,613円
習志野	2,180円	20,372円
津田沼	2,753円	26,838円
千葉柏	3,059円	41,943円
逆井	1,969円	26,142円
田中	1,154円	18,892円
豊四季	2,107円	24,585円
市原	909円	31,168円
千葉八幡	739円	11,221円
辰己	711円	24,364円
瀬又	514円	11,929円
流山	1,013円	28,420円
南流山	2,244円	11,197円
千葉八千代	1,167円	24,566円
吉橋	839円	36,594円
米本	935円	37,389円
我孫子	1,267円	18,366円
鴨川	862円	20,903円
鎌ヶ谷	1,245円	31,091円
君津	572円	20,627円
千葉富津	344円	16,020円
浦安	3,437円	25,049円
四街道	1,110円	56,330円
袖ヶ浦	658円	16,758円
八街	328円	29,393円
千葉船穂	1,079円	21,036円
関宿	504円	40,458円
沼南	622円	29,805円
白井	868円	25,476円
千葉大網	1,352円	43,660円
九十九里	149円	33,847円
成東	254円	24,328円
睦沢	260円	33,159円
長生	303円	15,470円
長柄	276円	26,578円
千葉御宿	600円	16,434円
坂月	5,480円	21,304円
木更津	469円	35,686円
茂原	768円	68,620円
勝浦	272円	35,321円
姉崎	368円	53,088円
富里	1,867円	30,614円
千葉大原	278円	30,097円
野呂	1,106円	27,279円
千葉清川	399円	16,817円
三ツ堀	355円	32,794円
成毛	121円	14,126円
千葉三和	345円	45,454円
湖北	574円	32,371円
小名木	1,170円	23,345円
東高野	230円	28,961円
酒々井	899円	29,022円
小見川	249円	20,881円
十倉	255円	27,565円
千葉野尻	178円	22,270円
四木	157円	18,195円
下総	148円	11,548円
印旛	259円	33,535円
本埜	183円	32,086円
千葉山田	(略)	43,223円
東庄	192円	19,920円
横芝	313円	23,817円

野栄	(略)	11,564円
多古	205円	33,799円
芝山	117円	22,095円
船形	313円	19,173円
千葉一宮	391円	19,017円
本納	276円	67,453円
千葉白子	175円	21,232円
長南	242円	37,601円
夷隅	269円	41,304円
大多喜	296円	17,544円
白里	172円	38,095円
山武北	150円	44,646円
第二成東	139円	25,108円
有秋	649円	18,290円
千倉	209円	24,971円
三里塚	305円	27,454円
千葉岩根	257円	28,328円
塚原	523円	38,941円
天羽	649円	28,802円
大佐和	192円	16,643円
安食	239円	24,777円
千葉飯岡	118円	16,415円
岬	144円	13,557円
鋸南	150円	16,816円
扇島	127円	57,777円
香取	360円	14,289円
千葉末吉	353円	14,928円
久留里	564円	25,385円
千葉清和	284円	22,234円
広岡	335円	38,378円
千葉平川	183円	33,660円
千漣	240円	24,388円
蓮沼	158円	25,249円
給田	158円	33,212円
印西	531円	27,995円
丸山	57円	29,574円
岩戸	275円	21,207円
千葉茅野	307円	22,334円
千葉岩井	93円	29,921円
千葉光	159円	22,115円
千葉和田	685円	28,545円
天津小湊	304円	27,896円
八日市場北	272円	22,470円
富浦	516円	24,509円
北多古	133円	11,311円
木更津佐貫	532円	28,684円
木更津三芳	432円	22,731円
千葉白浜	373円	20,793円
千葉七浦	256円	29,594円
犬石	150円	38,185円
西岬	155円	37,655円
千葉亀山	231円	26,145円
千葉興津	502円	15,490円
布佐	372円	37,035円
千葉牛久	320円	20,229円
千葉戸田	467円	9,111円
江見	285円	14,292円
千葉金谷	694円	25,480円
峰上	317円	12,689円
海上	431円	23,171円
北光	108円	21,939円
大原山田	553円	41,560円
千葉小湊	214円	38,861円
鶴舞	363円	39,031円
高滝	290円	10,879円
月崎	218円	42,341円
九美上	151円	11,074円
殿廻	196円	137,963円
平三	306円	36,918円

野栄	(略)	9,829円
多古	194円	24,509円
芝山	122円	20,755円
船形	295円	19,366円
千葉一宮	384円	17,993円
本納	275円	47,509円
千葉白子	170円	20,914円
長南	167円	37,186円
夷隅	251円	28,788円
大多喜	279円	16,652円
白里	164円	36,017円
山武北	140円	44,174円
第二成東	135円	24,005円
有秋	578円	16,608円
千倉	203円	23,247円
三里塚	301円	25,633円
千葉岩根	251円	26,543円
塚原	478円	36,923円
天羽	604円	36,812円
大佐和	187円	15,717円
安食	222円	24,427円
千葉飯岡	147円	15,412円
岬	135円	12,835円
鋸南	157円	15,950円
扇島	120円	48,181円
香取	313円	14,848円
千葉末吉	336円	14,023円
久留里	505円	23,840円
千葉清和	267円	21,120円
広岡	294円	36,963円
千葉平川	172円	25,692円
千漣	247円	23,181円
蓮沼	149円	23,375円
給田	151円	31,879円
印西	524円	26,236円
丸山	56円	27,903円
岩戸	251円	20,155円
千葉茅野	282円	21,246円
千葉岩井	91円	28,384円
千葉光	140円	23,280円
千葉和田	619円	19,404円
天津小湊	280円	26,205円
八日市場北	230円	24,489円
富浦	488円	23,262円
北多古	110円	12,319円
木更津佐貫	503円	27,273円
木更津三芳	471円	21,515円
千葉白浜	340円	18,509円
千葉七浦	222円	26,606円
犬石	138円	38,496円
西岬	143円	35,335円
千葉亀山	190円	25,178円
千葉興津	464円	14,757円
布佐	346円	33,007円
千葉牛久	311円	19,229円
千葉戸田	437円	9,440円
江見	257円	13,000円
千葉金谷	624円	25,762円
峰上	298円	12,367円
海上	417円	24,612円
北光	92円	20,895円
大原山田	484円	37,537円
千葉小湊	232円	36,908円
鶴舞	327円	37,440円
高滝	261円	13,553円
月崎	195円	40,810円
九美上	126円	8,800円
殿廻	165円	132,102円
平三	252円	35,664円

	大栄	115円	14,872円
	栗源	287円	12,383円
	千葉松尾	340円	19,020円
	北芝山	166円	26,788円
	南羽鳥	281円	30,097円
	鴨川仲	247円	28,845円
	古畑	255円	65,463円
	山武南	215円	29,829円
	神崎	359円	8,673円
	庄司	160円	52,455円
	東庄南		
東京都	大手町FS	38,768円	140,795円
	霞ヶ関	36,172円	41,250円
	神田	8,923円	27,525円
	駿河台	7,547円	17,575円
	九段	7,016円	16,357円
	丸の内	21,002円	25,811円
	京橋	6,936円	50,050円
	銀座	25,614円	37,905円
	東銀座	20,857円	18,157円
	東京築地	5,257円	52,970円
	茅場兜	5,297円	23,703円
	晴海	5,015円	20,899円
	東京浜町	3,286円	19,984円
	芝	12,892円	27,377円
	東京赤坂	11,730円	34,689円
	東京青山	20,706円	31,128円
	白金	14,989円	25,321円
	東京三田	8,066円	34,710円
	新宿	13,632円	28,620円
	東京大久保	9,376円	44,548円
	四谷	6,020円	29,969円
	牛込	5,365円	21,337円
	西新宿	18,889円	41,123円
	小石川	6,100円	29,769円
	東京大塚	5,421円	184,445円
	駒込第2	5,634円	28,234円
	東京上野	12,861円	34,219円
	浅草	2,681円	29,360円
	吉原	2,211円	30,512円
	墨田	3,233円	39,170円
	本所	3,080円	27,353円
	向島	3,572円	51,796円
	江東	3,787円	52,418円
	東京深川	3,599円	24,129円
	東京城東	3,506円	43,575円
	江東辰巳	2,612円	14,696円
	東京新有明	5,952円	38,529円
	東京大崎	9,988円	34,284円
	荏原	5,499円	25,158円
	品川	6,070円	38,598円
	大田支店埠頭	3,104円	31,866円
	自由ヶ丘	7,584円	30,266円
	目黒本館	5,711円	36,955円
	蒲田	5,583円	33,283円
	東京大森	5,131円	47,631円
	馬込	5,148円	26,794円
	池上	5,427円	15,549円
	羽田	4,122円	31,173円
	田園調布	15,303円	49,140円
	雪ヶ谷	5,008円	27,329円
	矢口	4,029円	31,092円
	世田谷	5,598円	48,912円
	成城	7,663円	24,931円
	砧	6,605円	37,353円
	弦巻	9,244円	28,365円
	東京烏山	6,279円	19,753円
	東京玉川	13,070円	32,066円
	東京瀬田	4,657円	24,479円

	大栄	110円	51,612円
	栗源	270円	12,727円
	千葉松尾	331円	18,004円
	北芝山	158円	25,273円
	南羽鳥	265円	28,980円
	鴨川仲	215円	27,324円
	古畑	231円	48,217円
	山武南	196円	28,474円
	神崎	321円	9,707円
	庄司	140円	42,183円
	東庄南	212円	27,991円
東京都	大手町FS	43,828円	135,370円
	霞ヶ関	40,589円	35,953円
	神田	11,878円	22,527円
	駿河台	8,041円	22,216円
	九段	7,636円	14,776円
	丸の内	23,816円	28,819円
	京橋	7,849円	42,267円
	銀座	27,911円	35,667円
	東銀座	23,789円	16,750円
	東京築地	5,598円	49,032円
	茅場兜	5,924円	24,166円
	晴海	5,361円	20,472円
	東京浜町	3,890円	18,627円
	芝	14,834円	25,979円
	東京赤坂	12,980円	31,875円
	東京青山	23,349円	48,158円
	白金	16,575円	23,275円
	東京三田	9,007円	28,378円
	新宿	14,495円	31,706円
	東京大久保	9,761円	40,848円
	四谷	6,517円	41,911円
	牛込	5,570円	19,629円
	西新宿	20,449円	38,152円
	小石川	6,489円	30,269円
	東京大塚	5,876円	169,350円
	駒込第2	6,010円	21,805円
	東京上野	14,174円	37,260円
	浅草	2,807円	26,151円
	吉原	2,185円	28,111円
	墨田	3,309円	35,650円
	本所	3,405円	70,445円
	向島	3,863円	49,006円
	江東	4,073円	56,763円
	東京深川	3,622円	22,443円
	東京城東	3,628円	59,344円
	江東辰巳	2,803円	13,605円
	東京新有明	6,336円	37,639円
	東京大崎	10,353円	31,981円
	荏原	5,579円	26,033円
	品川	6,410円	39,560円
	大田支店埠頭	2,249円	45,737円
	自由ヶ丘	8,139円	34,428円
	目黒本館	5,823円	35,088円
	蒲田	5,837円	31,942円
	東京大森	5,487円	44,324円
	馬込	4,993円	24,747円
	池上	5,620円	15,684円
	羽田	4,509円	31,576円
	田園調布	16,663円	47,502円
	雪ヶ谷	5,212円	25,779円
	矢口	3,994円	28,327円
	世田谷	6,062円	46,173円
	成城	7,765円	28,600円
	砧	6,857円	30,789円
	弦巻	9,591円	30,108円
	東京烏山	7,364円	18,162円
	東京玉川	13,550円	26,587円
	東京瀬田	4,654円	22,687円

上北沢	6,001円	20,880円
松沢ビル2	4,160円	24,388円
東渋谷	18,045円	34,693円
代々木	8,402円	23,922円
渋谷	18,876円	35,404円
東京野方	6,301円	54,572円
東京中野	7,978円	35,056円
高円寺	5,797円	29,608円
杉並	4,685円	50,949円
井草	10,633円	27,139円
荻窪	3,279円	23,261円
久我山	6,315円	34,313円
池袋	4,023円	69,080円
巣鴨	2,906円	30,950円
落合別館	5,192円	24,377円
十条	4,940円	30,794円
王子	2,425円	37,079円
田端尾久	3,883円	27,660円
赤羽営業別館	3,973円	33,722円
東京荒川	1,860円	67,952円
板橋	3,316円	57,570円
成増	4,017円	30,993円
志村	3,726円	30,155円
南板橋別館	5,165円	16,912円
北町	3,198円	36,706円
練馬	5,268円	63,346円
東京大泉	4,232円	30,380円
関町	4,870円	25,426円
西練馬	4,594円	38,985円
石神井	3,914円	50,454円
梅島	3,133円	50,376円
千住	3,399円	34,104円
西新井	2,818円	25,932円
竹の塚	3,115円	28,604円
東京綾瀬	2,364円	53,942円
葛飾	3,795円	32,026円
亀有	3,436円	23,492円
金町	3,526円	29,076円
江戸川別館	3,174円	29,826円
小岩	3,384円	33,651円
葛西	2,861円	45,665円
東江戸川	2,789円	41,128円
八王子元横山	2,735円	23,179円
八王子浅川	1,741円	28,368円
八王子明神	2,241円	21,844円
八王子由木	2,231円	33,367円
八王子片倉	4,055円	47,508円
八王子瀧山	1,957円	23,697円
八王子新明神	2,996円	31,266円
立川砂川	2,973円	20,459円
新立川	4,734円	22,297円
武蔵野	13,260円	34,288円
吉祥寺	6,970円	41,869円
武蔵境	4,230円	25,131円
三鷹	4,531円	27,708円
青梅	1,046円	23,980円
青梅東	1,082円	18,959円
武蔵府中	3,990円	22,751円
昭島	5,057円	30,357円
調布	3,733円	34,843円
町田	3,420円	26,818円
鶴川	3,621円	32,838円
町田忠生	1,632円	23,655円
町田北忠生	3,863円	29,706円
町田鶴間	2,164円	23,893円
小金井	9,418円	36,726円
東京小平	2,773円	22,178円
東京日野	5,220円	21,237円
日野高幡	3,685円	19,678円

上北沢	5,880円	19,664円
松沢ビル2	4,229円	22,711円
東渋谷	20,709円	49,875円
代々木	8,789円	22,555円
渋谷	20,285円	32,382円
東京野方	6,447円	53,707円
東京中野	8,286円	33,861円
高円寺	5,950円	26,599円
杉並	4,775円	40,500円
井草	10,931円	25,451円
荻窪	3,453円	22,710円
久我山	5,776円	33,444円
池袋	4,364円	60,816円
巣鴨	3,169円	29,563円
落合別館	5,484円	23,460円
十条	4,710円	29,387円
王子	2,421円	34,394円
田端尾久	3,627円	37,987円
赤羽営業別館	4,115円	30,503円
東京荒川	2,028円	66,022円
板橋	3,619円	47,027円
成増	4,169円	31,201円
志村	3,814円	29,015円
南板橋別館	5,465円	16,714円
北町	3,499円	34,970円
練馬	5,024円	48,751円
東京大泉	4,545円	33,537円
関町	4,916円	23,852円
西練馬	4,741円	32,202円
石神井	4,063円	49,054円
梅島	3,103円	94,097円
千住	3,429円	32,865円
西新井	2,804円	29,532円
竹の塚	3,141円	30,574円
東京綾瀬	2,453円	45,079円
葛飾	3,610円	29,847円
亀有	3,661円	22,759円
金町	4,570円	29,878円
江戸川別館	3,259円	28,252円
小岩	3,378円	29,983円
葛西	2,986円	43,769円
東江戸川	2,822円	39,536円
八王子元横山	2,679円	22,345円
八王子浅川	1,762円	28,767円
八王子明神	2,190円	20,799円
八王子由木	2,254円	25,879円
八王子片倉	4,099円	44,507円
八王子瀧山	1,902円	20,045円
八王子新明神	2,714円	43,579円
立川砂川	2,915円	37,159円
新立川	4,681円	22,721円
武蔵野	13,769円	33,147円
吉祥寺	7,149円	39,497円
武蔵境	4,322円	22,875円
三鷹	4,508円	26,051円
青梅	1,052円	24,941円
青梅東	1,052円	17,325円
武蔵府中	4,489円	21,852円
昭島	5,140円	30,438円
調布	3,629円	32,448円
町田	3,518円	26,483円
鶴川	3,297円	30,481円
町田忠生	1,601円	21,865円
町田北忠生	3,727円	27,430円
町田鶴間	2,144円	21,198円
小金井	9,241円	28,287円
東京小平	3,109円	21,182円
東京日野	5,860円	19,608円
日野高幡	3,480円	17,710円

東村山	2,331円	37,278円
東京国分寺	4,385円	35,917円
国立	3,790円	31,303円
田無	3,426円	28,517円
保谷	3,655円	22,851円
福生	2,149円	24,906円
粕江	3,493円	19,603円
村山大和	2,425円	26,917円
清瀬	2,461円	30,206円
東久留米	2,844円	38,489円
武蔵村山	3,810円	139,616円
多摩	2,387円	29,278円
稲城長沼	3,997円	13,655円
稲城坂浜	6,401円	19,506円
福生秋川	2,937円	25,523円
福生羽村	4,892円	34,169円
福生瑞穂	2,247円	20,060円
福生日の出	1,653円	28,692円
八王子恩方	2,892円	18,416円
伊豆大島	267円	46,224円
三宅島	164円	112,655円
八丈島	385円	33,743円
九段別棟	7,016円	138,151円
五日市	1,799円	29,310円
東京大崎2	9,988円	44,977円
蔵前	3,040円	114,251円
八王子下川口	1,558円	28,343円
青梅吉野	2,280円	41,115円
中ノ郷	197円	194,940円
青梅小曾木	529円	22,262円
青梅沢井	410円	103,795円
福生桧原	598円	27,992円
青梅奥多摩	927円	24,871円
青梅古里	1,009円	32,170円
東江戸川別館	2,789円	33,758円
津久井青野原	888円	20,849円
新島	117円	70,750円
神津島		
小笠原父島		
相模原	1,308円	49,281円
相模大野	2,687円	17,831円
神奈川橋本	3,029円	27,104円
相模原田名	1,239円	25,708円
相模原麻溝	1,575円	24,585円
新相模原	2,890円	35,900円
津久井城山	1,480円	31,613円
津久井	882円	14,005円
鶴見営業所2	3,324円	35,626円
東寺尾	5,914円	10,243円
松見	3,445円	33,474円
横浜北	5,899円	45,165円
神奈川新町	2,078円	29,214円
横浜中	2,330円	64,163円
本牧	4,087円	51,475円
横浜長者町	1,899円	56,459円
横浜港	2,330円	22,923円
横浜南	1,961円	34,602円
保土ヶ谷	1,777円	47,169円
希望が丘西谷	3,106円	18,564円
横浜今井	2,760円	23,836円
磯子	1,953円	25,515円
杉田	9,243円	22,992円
横浜金沢	1,544円	33,939円
港北NT	3,716円	43,673円
綱島	3,277円	44,840円
日吉	11,641円	42,609円
小机	4,855円	28,981円
東山田	4,935円	24,403円
戸塚	2,508円	46,988円

神奈川県

東村山	2,209円	31,732円
東京国分寺	4,548円	33,849円
国立	3,971円	28,821円
田無	3,574円	36,666円
保谷	3,629円	26,067円
福生	2,301円	23,489円
粕江	3,401円	18,347円
村山大和	2,500円	24,992円
清瀬	2,649円	28,876円
東久留米	2,761円	36,903円
武蔵村山	3,610円	123,154円
多摩	2,478円	27,133円
稲城長沼	3,912円	12,597円
稲城坂浜	6,346円	17,311円
福生秋川	2,841円	24,067円
福生羽村	4,971円	32,154円
福生瑞穂	2,441円	20,311円
福生日の出	1,593円	26,806円
八王子恩方	2,856円	16,810円
伊豆大島	383円	42,590円
三宅島	152円	107,884円
八丈島	396円	76,061円
九段別棟	7,636円	120,506円
五日市	1,770円	27,734円
東京大崎2	10,353円	41,277円
蔵前	3,117円	86,883円
八王子下川口	1,512円	26,937円
青梅吉野	2,206円	36,113円
中ノ郷	159円	188,730円
青梅小曾木	596円	20,740円
青梅沢井	767円	87,809円
福生桧原	585円	27,504円
青梅奥多摩	905円	20,497円
青梅古里	904円	33,345円
東江戸川別館	2,822円	31,385円
津久井青野原	839円	19,565円
新島	109円	72,855円
神津島	141円	86,705円
小笠原父島	564円	85,500円
相模原	1,311円	41,239円
相模大野	2,764円	16,478円
神奈川橋本	3,150円	32,259円
相模原田名	1,216円	17,743円
相模原麻溝	1,574円	18,578円
新相模原	2,647円	34,093円
津久井城山	1,473円	28,877円
津久井	859円	13,355円
鶴見営業所2	3,522円	31,116円
東寺尾	5,976円	22,179円
松見	3,758円	31,775円
横浜北	6,948円	43,993円
神奈川新町	2,064円	38,490円
横浜中	2,653円	56,319円
本牧	4,103円	28,228円
横浜長者町	1,844円	48,520円
横浜港	2,653円	70,232円
横浜南	1,756円	31,881円
保土ヶ谷	1,882円	42,726円
希望が丘西谷	3,058円	17,884円
横浜今井	2,764円	22,548円
磯子	1,999円	25,324円
杉田	9,044円	47,333円
横浜金沢	1,593円	31,425円
港北NT	3,853円	40,873円
綱島	3,296円	41,687円
日吉	11,768円	40,091円
小机	5,255円	27,641円
東山田	5,058円	22,557円
戸塚	2,506円	44,974円

神奈川県

神奈川平戸	3,086円	31,016円
小雀	2,595円	57,402円
港南	3,123円	27,732円
港洋	6,326円	21,359円
希望が丘	2,578円	39,805円
神奈川若葉台	3,434円	40,304円
都岡	2,135円	41,626円
神奈川中山	4,134円	42,665円
美しが丘	3,744円	25,370円
長津田	5,763円	26,089円
谷本	6,135円	32,140円
荏田	6,648円	16,670円
すみよし台	7,288円	25,342円
瀬谷	2,272円	52,910円
戸塚本郷	1,989円	22,223円
神奈川泉	5,144円	30,021円
岡津	2,392円	43,153円
渡田	3,044円	51,623円
川崎臨港	3,061円	70,183円
川崎別館	2,636円	44,125円
幸	4,027円	25,923円
幸加瀬	3,223円	20,072円
川崎北	7,448円	27,790円
川崎北木月	4,747円	28,825円
溝ノ口	4,647円	43,133円
神奈川大塚	3,262円	30,955円
川崎北子母口	3,675円	17,163円
登戸	7,692円	25,468円
菅	2,964円	17,245円
川崎北菅生	2,322円	21,904円
登戸百合ヶ丘	3,207円	29,453円
柿生	4,221円	32,087円
横須賀南	2,000円	24,007円
衣笠	1,960円	20,858円
横須賀別館	1,627円	25,969円
追浜	1,820円	15,837円
南久里浜	1,444円	26,533円
武山	1,182円	13,812円
野比	1,870円	25,754円
平塚	2,941円	33,289円
平塚中里	2,228円	32,493円
田村	1,883円	25,173円
新金目	1,428円	24,236円
神奈川鎌倉	5,171円	26,655円
大船	3,579円	44,442円
鎌倉腰越	2,510円	42,711円
神奈川藤沢	2,080円	56,680円
藤沢支別棟C	2,080円	32,442円
長後営別棟	1,700円	27,816円
藤沢新辻堂	6,698円	33,689円
善行	2,343円	21,439円
御所見	788円	41,228円
大庭	2,340円	31,164円
小田原	1,096円	42,095円
国府津	2,201円	35,070円
小田原谷津	2,073円	25,088円
小田原橋	1,079円	101,095円
富水	739円	16,734円
茅ヶ崎	3,244円	33,117円
茅ヶ崎松林	2,685円	27,110円
逗子	3,253円	17,962円
神奈川三浦	916円	47,613円
南下浦3	1,543円	27,324円
秦野	727円	17,572円
西秦野	1,591円	54,112円
鶴巻	3,337円	26,620円
北秦野	1,252円	98,639円
厚木支別棟	1,874円	32,800円
厚木岡田	1,828円	27,058円

神奈川平戸	3,270円	27,520円
小雀	2,569円	34,300円
港南	3,183円	25,415円
港洋	6,164円	20,761円
希望が丘	2,659円	36,951円
神奈川若葉台	3,162円	37,094円
都岡	2,138円	26,973円
神奈川中山	4,291円	41,951円
美しが丘	4,593円	23,187円
長津田	5,772円	24,477円
谷本	6,336円	31,697円
荏田	7,027円	16,931円
すみよし台	7,291円	23,023円
瀬谷	2,202円	50,603円
戸塚本郷	1,824円	20,466円
神奈川泉	5,165円	27,592円
岡津	2,436円	40,959円
渡田	2,645円	49,373円
川崎臨港	3,020円	67,112円
川崎別館	2,658円	83,304円
幸	4,075円	22,690円
幸加瀬	3,205円	18,657円
川崎北	8,438円	28,699円
川崎北木月	4,955円	36,646円
溝ノ口	4,990円	40,668円
神奈川大塚	3,328円	29,372円
川崎北子母口	3,625円	19,308円
登戸	8,220円	23,750円
菅	2,689円	33,979円
川崎北菅生	2,426円	20,541円
登戸百合ヶ丘	3,322円	27,142円
柿生	4,121円	30,401円
横須賀南	1,975円	22,591円
衣笠	1,922円	19,156円
横須賀別館	1,517円	41,708円
追浜	1,714円	14,801円
南久里浜	1,400円	24,060円
武山	1,136円	11,911円
野比	1,860円	23,667円
平塚	2,947円	34,088円
平塚中里	2,212円	28,770円
田村	1,859円	23,620円
新金目	1,213円	21,964円
神奈川鎌倉	5,239円	25,207円
大船	3,748円	41,816円
鎌倉腰越	2,449円	40,461円
神奈川藤沢	2,103円	53,958円
藤沢支別棟C	2,103円	32,485円
長後営別棟	1,714円	37,661円
藤沢新辻堂	6,811円	31,900円
善行	2,377円	19,109円
御所見	788円	30,214円
大庭	2,204円	23,794円
小田原	1,089円	39,716円
国府津	2,221円	32,993円
小田原谷津	2,133円	20,664円
小田原橋	1,213円	94,289円
富水	901円	18,362円
茅ヶ崎	3,291円	32,115円
茅ヶ崎松林	2,615円	25,298円
逗子	3,272円	16,504円
神奈川三浦	1,001円	38,122円
南下浦3	1,442円	24,579円
秦野	895円	25,404円
西秦野	1,547円	51,463円
鶴巻	3,196円	58,458円
北秦野	1,171円	53,019円
厚木支別棟	1,858円	30,795円
厚木岡田	1,726円	25,180円

荻野	1,261円	23,295円
依知	1,183円	25,482円
愛名	874円	20,665円
神奈川大和	1,425円	21,271円
大和下鶴間	1,807円	26,194円
桜ヶ丘	2,030円	23,776円
伊勢原	2,093円	35,641円
海老名	2,385円	23,739円
中河内	1,879円	22,833円
座間	1,819円	51,038円
南足柄別館	1,429円	26,231円
神奈川綾瀬	1,569円	19,969円
神奈川葉山	2,324円	48,503円
東葉山	1,618円	23,271円
寒川	1,487円	17,057円
大磯	2,423円	48,677円
二宮	2,767円	23,824円
神奈川中井	460円	94,874円
松田	1,224円	24,430円
神奈川山北	689円	105,505円
箱根	730円	47,861円
湯河原別館	1,039円	30,233円
神奈川中津	955円	23,789円
神奈川田浦	1,008円	57,263円
愛川	607円	87,200円
下管我	1,278円	92,906円
箱根町	961円	194,476円
湯本	925円	18,187円
真鶴	959円	86,898円
八王子内郷	466円	44,801円
八王子藤野	755円	28,795円
松輪	1,218円	92,817円
日吉営業所B	9,702円	33,315円
仙石原	821円	327,055円
新潟県		
関屋	999円	26,529円
坂井輪	1,082円	21,841円
新潟東	416円	42,083円
小金	(略)	32,484円
山二ツ	1,051円	43,525円
新潟	653円	36,945円
長岡	454円	32,018円
関原	331円	23,453円
南長岡	406円	44,259円
西長岡	704円	42,412円
北長岡	415円	22,931円
三条	642円	30,821円
柏崎別	501円	25,239円
新発田	381円	29,917円
新津	471円	18,018円
小千谷	483円	23,265円
越後加茂	333円	41,152円
十日町	532円	19,562円
見附	333円	19,145円
村上	502円	23,398円
廿六木	294円	24,566円
糸魚川別	601円	16,566円
新井	310円	20,579円
五泉西	511円	24,224円
越後白根	603円	47,149円
上越	527円	30,447円
高田	455円	21,928円
聖籠	84円	28,707円
越後亀田	412円	20,948円
越後吉田	287円	45,698円
巻	531円	24,225円
南三条	268円	51,427円
越後湯沢	327円	56,494円
塩沢	364円	31,638円
六日町	909円	48,939円

荻野	1,224円	21,584円
依知	1,169円	23,913円
愛名	897円	18,607円
神奈川大和	1,425円	24,899円
大和下鶴間	1,850円	24,186円
桜ヶ丘	2,016円	21,814円
伊勢原	2,091円	36,224円
海老名	2,472円	22,820円
中河内	1,777円	21,028円
座間	1,761円	46,290円
南足柄別館	1,183円	42,248円
神奈川綾瀬	1,575円	18,625円
神奈川葉山	2,303円	46,634円
東葉山	1,586円	16,741円
寒川	1,470円	15,516円
大磯	2,362円	59,791円
二宮	2,742円	21,254円
神奈川中井	432円	88,931円
松田	1,227円	22,631円
神奈川山北	638円	99,511円
箱根	699円	47,916円
湯河原別館	1,281円	29,003円
神奈川中津	945円	21,953円
神奈川田浦	990円	44,850円
愛川	593円	59,673円
下管我	1,186円	87,425円
箱根町	920円	186,803円
湯本	834円	157,731円
真鶴	917円	83,019円
八王子内郷	484円	33,590円
八王子藤野	743円	27,543円
松輪	1,101円	58,222円
日吉営業所B	9,807円	30,866円
仙石原	762円	181,881円
新潟県		
関屋	992円	32,171円
坂井輪	1,001円	18,736円
新潟東	420円	41,040円
小金	(略)	26,651円
山二ツ	966円	40,929円
新潟	643円	33,283円
長岡	438円	46,131円
関原	327円	21,717円
南長岡	361円	31,375円
西長岡	674円	37,790円
北長岡	396円	24,114円
三条	606円	24,318円
柏崎別	460円	38,322円
新発田	410円	35,937円
新津	427円	16,727円
小千谷	457円	22,442円
越後加茂	316円	39,226円
十日町	495円	24,958円
見附	307円	17,669円
村上	508円	29,518円
廿六木	469円	22,900円
糸魚川別	603円	15,329円
新井	300円	18,199円
五泉西	453円	22,315円
越後白根	582円	33,987円
上越	463円	26,303円
高田	435円	19,484円
聖籠	146円	24,559円
越後亀田	409円	19,313円
越後吉田	273円	34,609円
巻	481円	26,000円
南三条	250円	46,195円
越後湯沢	297円	34,028円
塩沢	340円	25,351円
六日町	777円	47,479円

越後大崎	234円	66,329円
安塚	64円	38,842円
佐和田南	603円	38,948円
両津	294円	16,653円
小出	436円	27,585円
内野交換所2	951円	55,797円
南新潟	210円	7,283円
与板	254円	10,666円
和島	95円	17,519円
第二三条	401円	28,541円
川東	60円	16,984円
紫雲寺	95円	22,464円
中条	365円	15,012円
大野町	470円	25,522円
松浜東	358円	37,199円
越後豊栄	463円	25,800円
石山東	960円	47,067円
下田第一	592円	29,668円
今町	441円	22,124円
水原	390円	59,635円
横越	341円	30,902円
分水	347円	26,475円
田上	270円	17,750円
寺泊	155円	17,946円
堀之内	326円	39,840円
村松	275円	18,289円
越後安田	314円	38,797円
小須戸	365円	17,050円
弥彦	341円	12,074円
岩室	148円	18,559円
越後荒川	281円	29,671円
津川	255円	25,221円
月岡	190円	26,897円
刈羽	517円	39,087円
千手	176円	56,677円
栃尾	566円	33,366円
越後曾根	197円	22,162円
月潟	90円	13,937円
越後三川	156円	55,117円
出雲崎	228円	21,068円
石打	279円	29,908円
津南	407円	53,114円
越後板倉	70円	20,662円
関川	282円	49,440円
新潟朝日	38円	46,713円
岩船	241円	19,398円
土市	195円	32,476円
京ヶ瀬	189円	12,316円
脇野町	236円	90,104円
越後川口	115円	45,467円
広神	164円	78,797円
土樽	213円	65,783円
越後大和	139円	27,784円
越後大潟	360円	28,447円
頸城	155円	23,447円
神林	92円	20,909円
菅谷	213円	47,272円
鯖石	214円	52,904円
太郎代	165円	14,964円
越路	384円	20,365円
能生	398円	17,973円
青海	263円	15,411円
妙高高原	254円	31,803円
越後三和	142円	42,761円
越後小国	361円	34,094円
楡島	165円	25,288円
越後三国	109円	44,266円
越後松代	201円	41,800円
松之山	149円	62,829円

越後大崎	195円	61,091円
安塚	57円	32,746円
佐和田南	510円	35,549円
両津	252円	15,185円
小出	417円	22,386円
内野交換所2	953円	53,492円
南新潟	206円	8,114円
与板	241円	11,821円
和島	99円	17,718円
第二三条	384円	22,771円
川東	59円	16,320円
紫雲寺	90円	20,612円
中条	320円	14,227円
大野町	470円	23,843円
松浜東	338円	42,511円
越後豊栄	498円	24,774円
石山東	876円	35,026円
下田第一	555円	27,009円
今町	437円	33,616円
水原	371円	66,713円
横越	342円	27,703円
分水	336円	43,245円
田上	237円	15,900円
寺泊	154円	16,233円
堀之内	313円	32,156円
村松	271円	18,161円
越後安田	287円	28,247円
小須戸	342円	17,523円
弥彦	341円	11,412円
岩室	140円	16,754円
越後荒川	275円	27,787円
津川	235円	23,605円
月岡	238円	25,199円
刈羽	425円	30,879円
千手	166円	36,873円
栃尾	472円	35,131円
越後曾根	226円	20,364円
月潟	89円	14,581円
越後三川	139円	36,977円
出雲崎	212円	18,825円
石打	268円	28,571円
津南	397円	49,712円
越後板倉	64円	18,995円
関川	255円	45,395円
新潟朝日	36円	30,891円
岩船	233円	17,750円
土市	188円	30,457円
京ヶ瀬	201円	9,753円
脇野町	230円	83,956円
越後川口	174円	29,018円
広神	151円	76,869円
土樽	187円	61,802円
越後大和	200円	22,784円
越後大潟	345円	26,004円
頸城	136円	21,414円
神林	86円	49,507円
菅谷	175円	29,678円
鯖石	197円	34,943円
太郎代	158円	29,492円
越路	366円	18,557円
能生	382円	41,696円
青海	222円	34,439円
妙高高原	218円	30,200円
越後三和	130円	41,146円
越後小国	343円	31,542円
楡島	141円	23,406円
越後三国	83円	41,088円
越後松代	213円	36,654円
松之山	138円	51,183円

越後山北	702円	31,795円
越後片貝	305円	31,041円
乙	94円	42,332円
越後黒川	405円	16,319円
守門	123円	43,831円
城内	152円	33,329円
五日町	167円	76,062円
高柳	125円	29,608円
越後西山	143円	43,998円
越後中郷	96円	44,026円
妙高	251円	39,593円
梶屋敷	217円	39,591円
佐渡小木	488円	24,086円
佐渡相川	381円	13,301円
赤泊	115円	23,703円
佐渡金井	152円	19,205円
真野	201円	35,649円
名柄	154円	139,250円
栃尾南	76円	74,351円
越後野田	125円	23,365円
富士	177円	34,461円
越後築地	170円	25,074円
潟東	265円	23,452円
牧村	90円	21,554円
柿崎	196円	31,040円
越後吉川	180円	63,280円
赤倉	1,088円	43,706円
岩沢	370円	37,355円
秋山郷	58円	96,070円

山梨県

甲府	310円	38,336円
甲府北	981円	26,580円
甲府南	763円	64,331円
山梨吉田	709円	27,256円
都留	490円	37,359円
東山梨	451円	28,889円
大月局舎2	752円	15,883円
韮崎	723円	19,111円
勝沼	528円	42,566円
石和	4,369円	25,762円
鵜沢青柳	356円	16,935円
身延	415円	25,508円
新竜王	718円	77,991円
山梨昭和	488円	20,951円
田富	505円	74,201円
小笠原	469円	28,768円
忍野	415円	19,353円
山中湖	433円	17,087円
上野原局舎	481円	50,210円
敷島	609円	33,742円
塩山	443円	24,728円
春日居	365円	27,827円
市川大門	435円	26,397円
山梨白根	276円	25,070円
山梨双葉	500円	25,056円
山梨高根	321円	42,521円
長坂	157円	16,112円
山梨大泉	408円	39,837円
山梨曾根	340円	44,129円
小淵沢	151円	20,965円
河口湖	528円	19,011円
山梨八代	362円	10,384円
甲斐明野	422円	10,794円
山梨一宮	267円	32,977円
中富	368円	23,401円
南部	751円	26,853円
須玉	477円	19,833円
白州	362円	12,286円

越後山北	624円	28,915円
越後片貝	306円	28,828円
乙	86円	40,001円
越後黒川	402円	14,825円
守門	116円	40,928円
城内	144円	32,296円
五日町	159円	49,376円
高柳	116円	27,262円
越後西山	127円	39,015円
越後中郷	87円	29,879円
妙高	229円	37,216円
梶屋敷	204円	37,180円
佐渡小木	432円	21,846円
佐渡相川	356円	12,234円
赤泊	120円	20,320円
佐渡金井	144円	15,174円
真野	184円	33,310円
名柄	138円	108,412円
栃尾南	62円	49,159円
越後野田	113円	21,616円
富士	145円	33,240円
越後築地	161円	23,283円
潟東	230円	22,145円
牧村	81円	19,688円
柿崎	185円	32,729円
越後吉川	171円	57,215円
赤倉	971円	41,814円
岩沢	348円	34,828円
秋山郷	33円	81,337円
佐渡畑野	266円	19,342円
羽茂	302円	22,273円

山梨県

甲府	297円	36,525円
甲府北	866円	24,169円
甲府南	738円	62,158円
山梨吉田	667円	25,541円
都留	391円	34,208円
東山梨	421円	26,675円
大月局舎2	731円	26,407円
韮崎	410円	18,526円
勝沼	499円	40,209円
石和	6,235円	23,342円
鵜沢青柳	340円	14,855円
身延	377円	23,660円
新竜王	640円	74,325円
山梨昭和	459円	19,357円
田富	479円	70,809円
小笠原	424円	25,914円
忍野	391円	18,512円
山中湖	413円	15,797円
上野原局舎	439円	47,295円
敷島	590円	95,181円
塩山	416円	23,024円
春日居	324円	25,999円
市川大門	415円	24,515円
山梨白根	260円	21,636円
山梨双葉	457円	23,611円
山梨高根	306円	39,986円
長坂	144円	16,124円
山梨大泉	349円	36,942円
山梨曾根	324円	42,250円
小淵沢	134円	20,529円
河口湖	501円	17,600円
山梨八代	333円	19,063円
甲斐明野	368円	10,379円
山梨一宮	266円	30,105円
中富	343円	16,354円
南部	646円	25,216円
須玉	446円	18,833円
白州	318円	9,842円

	下部	422円	11,264円
	大月東	710円	8,325円
	山梨六郷	413円	49,580円
	山梨清里	423円	37,922円
	鳴沢	115円	30,024円
	大目	557円	9,581円
	小沼	507円	7,921円
	田富局舎2	505円	87,016円
	牧丘	335円	38,280円
	山梨平野	329円	11,885円
	早川	193円	9,523円
長野県	信濃吉田	760円	25,946円
	後町	640円	35,059円
	南長野	549円	12,334円
	信濃古里	393円	25,310円
	大豆島	514円	29,913円
	村井	888円	21,669円
	西松本	262円	14,514円
	南松本	1,081円	25,163円
	信濃上田	438円	32,816円
	信濃大屋	428円	17,392円
	信濃塩田	593円	24,779円
	岡谷	346円	35,930円
	飯田	536円	39,989円
	信濃山本	436円	37,506円
	諏訪	553円	20,374円
	須坂	529円	22,968円
	小諸	293円	29,714円
	伊那	423円	27,419円
	駒ヶ根	566円	21,864円
	信濃中野	429円	27,437円
	信濃大町	272円	26,699円
	信濃茅野	408円	21,816円
	塩尻	682円	22,857円
	更埴	445円	10,517円
	信濃佐久	470円	14,479円
	岩村田	346円	29,090円
	軽井沢	1,684円	12,477円
	中軽井沢	275円	13,269円
	丸子	123円	14,215円
	東部	397円	21,947円
	下諏訪	533円	19,061円
	辰野	389円	23,314円
	箕輪	362円	26,366円
	豊科	499円	30,297円
	穂高	574円	16,100円
	白馬	225円	17,700円
	坂城	300円	20,449円
	戸倉上山田	428円	16,622円
	野沢温泉	146円	33,092円
	松本東館	783円	18,916円
	浅間	1,589円	16,523円
	信濃飯山	281円	11,441円
	御代田	235円	21,413円
	信濃富士見	552円	22,052円
	信濃原	327円	24,315円
	信濃阿南	177円	37,112円
	木曾	358円	30,284円
	明科	394円	22,051円
	生坂	159円	5,228円
	波田	563円	17,347円
	信濃三郷	541円	12,639円
	信濃池田	219円	28,026円
	神城	261円	41,472円
	小布施	407円	23,866円
	湯田中	394円	26,690円
	信濃豊野	516円	40,899円
	飯綱	553円	23,026円
	平岡	230円	18,384円

	下部	382円	8,772円
	大月東	638円	7,984円
	山梨六郷	388円	46,557円
	山梨清里	394円	34,175円
	鳴沢	102円	28,487円
	大目	481円	10,707円
	小沼	492円	7,413円
	田富局舎2	479円	82,466円
	牧丘	295円	35,657円
	山梨平野	282円	18,062円
	早川	161円	7,919円
長野県	信濃吉田	772円	28,705円
	後町	610円	38,450円
	南長野	544円	35,671円
	信濃古里	340円	22,667円
	大豆島	459円	23,220円
	村井	845円	20,321円
	西松本	247円	13,367円
	南松本	973円	23,977円
	信濃上田	457円	38,029円
	信濃大屋	556円	12,221円
	信濃塩田	598円	23,478円
	岡谷	342円	35,912円
	飯田	500円	37,006円
	信濃山本	401円	22,017円
	諏訪	479円	17,786円
	須坂	521円	24,673円
	小諸	273円	23,903円
	伊那	416円	28,572円
	駒ヶ根	497円	20,085円
	信濃中野	447円	25,999円
	信濃大町	262円	25,178円
	信濃茅野	387円	21,649円
	塩尻	675円	16,876円
	更埴	450円	9,382円
	信濃佐久	431円	14,668円
	岩村田	375円	26,692円
	軽井沢	1,680円	11,682円
	中軽井沢	286円	13,922円
	丸子	142円	12,135円
	東部	361円	19,832円
	下諏訪	521円	17,780円
	辰野	358円	21,481円
	箕輪	348円	25,051円
	豊科	502円	28,586円
	穂高	573円	14,804円
	白馬	222円	14,731円
	坂城	308円	19,456円
	戸倉上山田	468円	14,442円
	野沢温泉	141円	17,043円
	松本東館	742円	17,379円
	浅間	1,621円	15,508円
	信濃飯山	258円	11,178円
	御代田	240円	20,392円
	信濃富士見	553円	19,974円
	信濃原	316円	21,939円
	信濃阿南	156円	27,068円
	木曾	338円	28,119円
	明科	375円	20,183円
	生坂	142円	6,367円
	波田	558円	17,265円
	信濃三郷	534円	12,873円
	信濃池田	208円	25,966円
	神城	260円	38,416円
	小布施	426円	22,445円
	湯田中	371円	23,650円
	信濃豊野	488円	37,628円
	飯綱	448円	41,672円
	平岡	189円	48,120円

上松	282円	22,614円
木曾檜川	366円	32,873円
四賀	329円	16,414円
梓川	240円	44,391円
小谷話交換	367円	21,471円
七二会	50円	23,195円
若穂	233円	34,047円
信濃松代	303円	21,266円
浦里	125円	13,896円
信濃常盤	77円	38,275円
臼田	254円	19,905円
高野町	152円	28,863円
野辺山	57円	27,289円
南軽井沢	193円	20,819円
望月	151円	12,081円
信濃芦田	81円	22,241円
信濃長門	111円	14,855円
真田	98円	25,443円
武石	71円	17,900円
青木	118円	15,098円
高遠	314円	19,389円
信濃小野	70円	46,918円
飯島	277円	27,990円
信濃宮田	258円	29,931円
信濃松川	317円	38,714円
市田	322円	19,035円
阿智	125円	17,519円
麻績	136円	22,611円
信濃山形	110円	19,466円
信濃朝日	106円	30,608円
信濃有明	333円	14,103円
木島平	46円	28,326円
信濃町	220円	26,332円
信濃牟礼	140円	31,956円
信濃栄	32円	33,248円
狐島	639円	26,295円
蓼科	544円	16,587円
竜丘	694円	20,207円
樽池高原	275円	27,471円
南蓼科	797円	41,060円
浅科	390円	17,287円
三岳	258円	7,834円
遠山	193円	17,772円
鬼無里	275円	21,571円
喬木	526円	12,693円
戸隠	168円	30,249円
高府	124円	26,169円
信州新町	601円	25,260円
信濃下条	216円	15,090円
信濃西条	442円	25,910円
信濃大桑	209円	18,499円
信濃中川	102円	45,031円
信濃豊田	505円	38,536円
信濃和田	286円	6,988円
菅平	218円	12,357円
南木曾	333円	33,595円
八千穂	328円	27,190円
北御牧	432円	15,466円
野尻湖	681円	34,230円
藪原	334円	28,581円

上松	263円	21,108円
木曾檜川	351円	30,519円
四賀	298円	15,633円
梓川	225円	27,225円
小谷話交換	329円	19,688円
七二会	45円	23,738円
若穂	219円	32,449円
信濃松代	296円	20,135円
浦里	129円	13,202円
信濃常盤	73円	35,108円
臼田	237円	18,803円
高野町	146円	27,255円
野辺山	57円	24,800円
南軽井沢	172円	18,863円
望月	155円	11,560円
信濃芦田	78円	20,856円
信濃長門	112円	14,197円
真田	91円	24,067円
武石	88円	18,550円
青木	114円	14,498円
高遠	293円	17,235円
信濃小野	84円	31,194円
飯島	257円	26,412円
信濃宮田	240円	28,235円
信濃松川	288円	23,727円
市田	324円	17,985円
阿智	106円	16,339円
麻績	129円	21,123円
信濃山形	113円	18,236円
信濃朝日	103円	20,800円
信濃有明	317円	13,784円
木島平	39円	25,848円
信濃町	209円	24,215円
信濃牟礼	134円	29,432円
信濃栄	26円	31,197円
狐島	578円	27,823円
蓼科	477円	15,489円
竜丘	646円	18,979円
樽池高原	234円	25,281円
南蓼科	654円	37,891円
浅科	404円	16,922円
三岳	225円	10,862円
遠山	164円	40,026円
鬼無里	236円	19,731円
喬木	448円	12,101円
戸隠	155円	50,720円
高府	112円	24,946円
信州新町	575円	24,573円
信濃下条	192円	14,455円
信濃西条	398円	14,675円
信濃大桑	187円	16,872円
信濃中川	91円	28,294円
信濃豊田	446円	26,222円
信濃和田	267円	8,054円
菅平	266円	44,023円
南木曾	303円	31,442円
八千穂	304円	25,555円
北御牧	403円	14,713円
野尻湖	564円	60,821円
藪原	302円	27,415円

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
- 2 とう道又は管路に係る料金額
 - 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	34,429 円
青森県	23,102 円
岩手県	87,068 円
宮城県	52,374 円
秋田県	29,327 円
山形県	48,456 円
福島県	39,665 円
茨城県	34,751 円
栃木県	41,326 円
群馬県	31,697 円
埼玉県	37,556 円
千葉県	36,508 円
東京都	59,736 円
神奈川県	65,166 円
新潟県	39,591 円
山梨県	24,563 円
長野県	31,322 円

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
- 2 とう道又は管路に係る料金額
 - 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	32,905 円
青森県	21,597 円
岩手県	86,394 円
宮城県	51,273 円
秋田県	27,766 円
山形県	45,610 円
福島県	38,118 円
茨城県	33,398 円
栃木県	39,084 円
群馬県	31,849 円
埼玉県	35,617 円
千葉県	34,611 円
東京都	56,371 円
神奈川県	63,278 円
新潟県	42,085 円
山梨県	23,657 円
長野県	30,633 円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	150 円
青森県	143 円
岩手県	220 円
宮城県	236 円
秋田県	161 円
山形県	144 円
福島県	207 円
茨城県	183 円
栃木県	208 円
群馬県	213 円
埼玉県	226 円
千葉県	198 円
東京都	403 円
神奈川県	312 円
新潟県	182 円
山梨県	249 円
長野県	169 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額745円とします。

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	145 円
青森県	133 円
岩手県	230 円
宮城県	234 円
秋田県	155 円
山形県	137 円
福島県	203 円
茨城県	172 円
栃木県	197 円
群馬県	202 円
埼玉県	216 円
千葉県	189 円
東京都	381 円
神奈川県	300 円
新潟県	175 円
山梨県	242 円
長野県	161 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額696円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区分		単位	負担額	備考	
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	203 円	—
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	208 円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	202 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	—	

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区分		単位	負担額	備考	
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	194 円	—
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	199 円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	194 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	—	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (18,276 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,239 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	208 円

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (16,814 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,210 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	207 円

別表1 (略)

別表2 接続形態

1 適用 (略)

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A1～C1の 13	(略)
C1の14	(7)(イ)以外の区間：端末系事業者 (イ)発信事業者欄：接続型PHS事業者

別表3～4 (略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	4,765円	

別表1 (略)

別表2 接続形態

1 適用 (略)

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A1～C1の 13	(略)
C1の14	削除

別表3～4 (略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	3,699円	

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	48kbit/sの符号伝送が可能なもの	7,457円	6,583円	—
		200bit/sの符号伝送が可能なもの	7,457円	6,583円	

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kbit/sの符号伝送が可能なもの	110円	1,042円	—
		200bit/sの符号伝送が可能なもの	110円	1,042円	

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	200bit/sの符号伝送が可能なもの	10,345円	9,349円	—

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	200bit/sの符号伝送が可能なもの	130円	1,346円	—

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	48kbit/sの符号伝送 が可能なもの	6,257 円
		200bit/sの符号伝送 が可能なもの	6,257 円

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	200bit/sの符号伝送 が可能なもの	8,909 円

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）-1～（1）-2 （略）

（2）-1 通信路設定伝送機能 （基本料）

1 回線ごとに月額

区分			料金額		備考			
			右欄以外の 場合	通信路設定伝 送機能を利用 する区間が同 一の単位料金 区域に終始す る場合				
通信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回 線ノー ド装 置、中 継伝 送設 備及 び端 末回 線を 收容 する 伝送 装置 により 通信 路の 設定 並び に伝 送を 行う 機能	高速 ディ ジ タル 伝 送に 係 る もの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	780,038円	773,108円	—		
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	727,038円	720,108円			
			149.760Mbit/s の符号伝送が 可能なもの	グレードが下記以外のもの	デュアルクラスのもの		1,079,861円	1,069,846円
					デュアルクラスのもの		1,026,861円	1,016,846円
			599.040Mbit/s の符号伝送が 可能なもの	グレードが下記以外のもの	デュアルクラスのもの		2,787,262円	2,759,677円
					デュアルクラスのもの		2,734,262円	2,706,677円

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）-1～（1）-2 （略）

（2）-1 通信路設定伝送機能 （基本料）

1 回線ごとに月額

区分			料金額		備考			
			右欄以外の 場合	通信路設定伝 送機能を利用 する区間が同 一の単位料金 区域に終始す る場合				
通信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回 線ノー ド装 置、中 継伝 送設 備及 び端 末回 線を 收容 する 伝送 装置 により 通信 路の 設定 並び に伝 送を 行う 機能	高速 ディ ジ タル 伝 送に 係 る もの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,510,174円	1,504,474円	—		
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,466,007円	1,460,307円			
			149.760Mbit/s の符号伝送が 可能なもの	グレードが下記以外のもの	デュアルクラスのもの		2,078,826円	2,070,851円
					デュアルクラスのもの		2,034,659円	2,026,684円
			599.040Mbit/s の符号伝送が 可能なもの	グレードが下記以外のもの	デュアルクラスのもの		5,656,073円	5,633,758円
					デュアルクラスのもの		5,611,906円	5,589,591円

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

区分			1回線ごとに月額		料金額	備考	
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	13,860円	106,000円	—	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	13,860円	53,000円		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	20,030円		106,000円
				デュアルクラスのもの	20,030円		53,000円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	55,170円		106,000円
				デュアルクラスのもの	55,170円		53,000円

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

区分			1回線ごとに月額		料金額	備考	
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	11,400円	88,334円	—	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	11,400円	44,167円		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	15,950円		88,334円
				デュアルクラスのもの	15,950円		44,167円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	44,630円		88,334円
				デュアルクラスのもの	44,630円		44,167円

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

- 1（略）
（経過措置）
2（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	920,065円	917,447円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	7,457円	6,583円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	320円	3,126円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	110円	1,042円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

- 1（略）
（経過措置）
2（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,191,222円	1,188,240円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	10,345円	9,349円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	380円	4,039円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	130円	1,346円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

区分		1回線ごとに月額	
		料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	916,468円
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	6,257円
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの	
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの	

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成26年4月9日から実施し、第71条（通信時間の測定等）に係るものを除き、平成26年4月1日に遡及して適用します。

（接続料金等の実績に基づく精算用単金）

2 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成24年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分	単 位	料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	1件ごとに	9.94円	
優先接続受付手続費	1変更ごとに	298円	
光回線設備線路条件調査費	ア欄	(7) 基本額	1番号ごとの1
		(イ) 加 算額	① 成功検索ごとに
			②
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに	5,905円
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1件ごとに	28円
	イ欄	1件ごとに	81円
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	657円
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	223円

（申込者情報確認結果即時通知手続費の遡及適用）

(2) 分岐回線の部分の基本額

区分		1回線ごとに月額	
		料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,186,920円
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	8,909円
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの	
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの	

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成26年4月9日から実施し、第71条（通信時間の測定等）に係るものを除き、平成26年4月1日に遡及して適用します。

3 料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第34欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区 分	単 位	料金額	備 考
申込者情報確認結果即時通知手続費	月額	4,663,689円	平成25年4月1日から平成25年4月30日までの間に限り適用します。
	月額	4,333,961円	平成25年5月1日から平成25年9月30日までの間に限り適用します。
	月額	4,149,446円	平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に限り適用します。

（経過措置）

4 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により協定事業者が利用している光信号電気信号変換機能（2-1の3第1欄ア欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。

- (1) 適用（略）
(2) 料金額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/s までの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	783円	
	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	783円	
	アイ以外のもの	806円	

（経過措置）

2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により協定事業者が利用している光信号電気信号変換機能（2-1の3第1欄ア欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。

- (1) 適用（略）
(2) 料金額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/s までの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	1,532円	
	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	1,532円	
	アイ以外のもの	1,578円	

附 則（平成27年4月10日東相制第14-00098号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成27年4月10日から実施し、第71条（通信時間の測定等）に係るものを除き、平成27年4月1日に遡及して適用します。

（調整額の算定に係る経過措置）

2 料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第3表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき、料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（平成27年度に適用するものに限ります。）は、利益対応税率を0.5876として算定します。

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

3 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成25年度の精算用料金は以下のと

おりです。

区 分	単 位	料金額	備考
みなし契約者に関する 宛名情報提供手続費	1 件ごとに	13.66 円	
優先接続受付手続費	1 変更ごとに	172 円	
光回線設 備線路条 件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1 番号ごとの 1 成功検索ごとに
		(イ) 加 ① 算額	
		②	
光配線区 域情報調 査費	ア欄	1 通信用建物ごとに	6,192 円
ルーティ ング番号 登録工事 等受付手 続費	ア欄	1 件ごとに	28 円
	イ欄	1 件ごとに	76 円
同一番号 移転可否 情報調査 費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	654 円
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	218 円

(手続費の遡及適用)

4 料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)2(手続費の額)2-1(手続費)第31欄、第33欄ウ(イ)欄及び第34欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区 分	単 位	料金額	備考
接続工事等時刻指定手続費	1 件ご とに	平日夜間	14,312 円
		平日深夜	22,430 円
		土日祝日夜間	14,858 円
		土日祝日深夜	23,166 円
テープ分散による光信 号端末回線の確認及び テープ分散可否調査費	ウ(イ) 欄	1 区間ごとに	3,065 円
申込者情報確認結果即時通知 手続費	月額		1,661,964 円